

大正六年九月十四日第三種郵便物認可・昭和十六年一月廿五日印刷納本・昭和十六年二月一日發行（每月一回一日發行）

建築と社會

2

日本建築協會

第24輯第2號
昭和16年2月1日



ルーフイング・フェルト公定價格

昭和15年10月15日

種 別	要 項	重 量	面 積	製 造 業 者 格 販 賣 價 格	卸 賣 業 者 格 販 賣 價 格	小 販 業 者 格 販 賣 價 格
アスファルト ルーピング		20匁	21平方米	圓 4.70	圓 5.20	圓 5.70
		25匁	ク	5.85	6.45	7.10
		30匁	ク	7.05	7.75	8.50
アスファルト フェルト		10匁	ク	3.15	3.47	3.80
タール フェルト		10匁	42平方米	2.85	3.14	3.45

イ、本表價格ハ、ストレートアスファルト又ハコールタールノ浸透量原紙重量ノ80%以上ノモノノ價格トス

ロ、製造業者及卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス

但シ樺太、朝鮮、臺灣、南洋群島、關東洲、滿洲又ハ支那向ノ場合ニ於テハ賣主最寄港船積渡價格トス

ハ、包裝費及荷造費ハ賣主負擔トス

(砂付便利瓦及特許ギルソイド共從來通り)



三星印砂付便利瓦・三星印ルーフイング及フェルト

專賣特許ギルソイド防水工事責任施工(陸屋根地下室)

アスファルト應用各種加工品・床舗工事三星サイドリウム

耐火・耐熱・防音・保温・一石綿代用品—三星岩綿各製品

大阪田島應用化工株式會社

營業所 大阪市北區中之島五丁目三〇

電話土佐堀 { 1 3 2 3
5 6 8 2
6 2 2 1
7 2 9 4

田島應用化工株式會社
三星産業株式會社

日本岩綿工業株式會社
三星セメント工業株式會社

日本木材化學工業株式會社
合資會社宮城アスファルト研究所

會 告

昭和十五年十一月十五日限り集金郵便の取扱ひが停止されましたので將來會費其の他集金郵便で御請求申上げる事が不可能となりました。

就きましては今後は、誠に御面倒御手数ですが、振替大阪三九九七五番御利用又は、適宜の方法で御拂込み下さいます様御願ひ致します。現在迄の御拂込状態に付いては追て御知らせ致します。何卒國策順應と皆様協會愛護のため集金事務に御援助下さいます様、切に願ひ上げます。

社團法人 日本建築協會 主 計

會 告

從來、會費その他金員受領の際、發行せる領收證は向後、之を發行せず、一定期日を以つて受付を締切り、一括して「建築と社會」誌上に公告し、領收證に替える事と致しますから、御了承下さい。

(但し、御都合上必要ある場合は、お知らせにより發行致します。)

會 費				
		(數簡略・受付額)		
古川久吉	15.12—16. 4	¥ 5.00	横山貞次	15.10—15.12 ¥ 3.00
渡部章	16. 6	¥ 1.00	木村要藏	15.12—16. 5 マーク代共 ¥ 7.00
若林源藏	15.12—16. 2	¥ 4.00	谷民藏	16. 1—16. 3 ¥ 3.00
渥美 梶	14.12—15.12	¥ 12.67	谷義三郎	15.10—15.12 ¥ 3.00
井上善博	15.10—15.12	¥ 3.00	加藤三郎	16. 1—16. 6 ¥ 6.00
清水榮二	15.11—15.12	¥ 5.00	三橋利雄	15.12 ¥ 1.00
西田藤吉	15. 9—15.12	¥ 4.00	蘆田 泉	15.12—16. 7 ¥ 8.00
増田邦二郎	15.10—15.12	¥ 3.00	伊藤敏勝	15.12—16. 1 ¥ 2.00
宮本貴幸	15.11—15.12	¥ 2.00	黒柳丑男	15.12—16. 2 ¥ 3.00
			吉田善太郎	15.12—16.12 ¥ 13.00
			形山義喜	15.11—15.12 ¥ 2.00

(次頁へ續く)

(前頁より續く)

黒瀬	原三	二人	15. 10—15. 12	Y	3.00
戸	實	三郎	15. 10—15. 12	Y	3.00
高橋	健三	郎	15. 8—15. 10	Y	3.00
鶴本	正太	郎	15. 10—15. 12	Y	3.00
竹中	利雄		16. 1—16. 3	Y	3.00
水谷	茂雄		15. 12—16. 5	Y	6.00
井原	國雄		15. 10—15. 12	Y	3.00
瀧	龜治		16. 1—16. 6	Y	6.00
森井	忠則		15. 10—15. 12	Y	3.00
山本	磯十	郎	15. 10—15. 12	Y	3.00
原田	昇馬		16. 1—16. 6	Y	6.00
牛場	榮一		16. 1—16. 3	Y	3.00
加藤	米太郎		16. 1	Y	1.00
紺谷	昌亮		15. 4—15. 9	Y	6.00
鳥井	信次		15. 10—15. 12	Y	3.00
谷本	愼郎		15. 10—15. 12	Y	3.00
橋中	徳次		16. 1—16. 3	Y	3.00
川大	西孝		15. 12—16. 5	Y	6.00
			15. 10—15. 12	Y	3.00

地方會費

降幡	太郎	16. 1—16. 9	Y	6.00
内田	安治	15. 8—16. 1	Y	3.33
荒木	正利	15. 7—15. 12	Y	4.00
榎	利夫	15. 11—15. 12	Y	1.33
清岡	政義	15. 6—15. 12	Y	4.67
杉浦	繁巴	15. 7—15. 12	Y	4.00
槌野	繁司	15. 12	Y	.67
野田	一夫	15. 7—15. 12	Y	4.00
藤原	新太郎	15. 6—15. 12	Y	4.67
眞壁	博	15. 7—15. 12	Y	4.00
松本	英雄	15. 7—15. 12	Y	4.00
重川	通盛	16. 1—16. 12	Y	8.00
佐野	清助	15. 10—15. 12	Y	2.00
早川	健次	15. 7—15. 12	Y	4.00
原田	俊雄	15. 7—15. 12	Y	4.00
上田	善三	15. 7—15. 12	Y	4.00
小林	麟太郎	15. 7—15. 12	Y	4.00
前森	信夫	15. 7—15. 12	Y	4.00
田田	敏男	15. 7—16. 6	Y	8.00
師庄	男次	15. 7—15. 12	Y	4.00
山崎	幸次	15. 7—15. 12	Y	4.00
吉田	正一	15. 7—15. 12	Y	4.00
岡村	徳一郎	16. 1—16. 12	Y	8.00
石橋	三四	15. 7—15. 12	Y	4.00
國藤	三武	15. 7—15. 12	Y	4.00
三宅	利雄	15. 7—15. 12	Y	4.00

奥山	市郎	15. 12—17. 5	Y	12.00
久芳	一雄	15. 7—15. 12	Y	4.00
大串	不二雄	15. 7—15. 12	Y	4.00
龜山	武雄	15. 7—15. 12	Y	4.00
眞田	益市	15. 1—15. 12	Y	8.00
鳥井	捨藏	15. 7—15. 12	Y	4.00
伊藤	文四郎	15. 12—17. 5	Y	12.00
保木	本信二	16. 1—16. 12	Y	8.00
吉見	英治	15. 12	Y	.67
谷口	正一	15. 5—15. 12	Y	5.40
大谷	勳藏	15. 7—15. 12	Y	4.00
和田	喜藏	16. 1—16. 12	Y	8.00
堤奈	良吉	15. 6—16. 8	Y	10.00
野本	正己	15. 7—15. 12	Y	4.00
箕浦	實一	15. 7—15. 12	Y	4.00
水知	忠清	16年度	朝日クラブ費共	Y 20.00
吉原	愼一郎	15. 7—16. 6	Y	8.00
横山	新造	15. 1—15. 6	Y	4.00

特別賛助費

黒川	健二	15. 10—15. 12	Y	3.00
小林	嘉尚	15. 7—15. 12	Y	6.00
杉山	彌一	15. 6—15. 12	Y	7.00
岩崎	博	16. 1—12	朝日クラブ費共	Y 24.00

普通賛助費

岡本	豊次郎	15. 7—16. 6	Y	6.00
關場	茂樹	16. 1—16. 12	Y	6.00
今井	研治	16. 1—16. 12	Y	6.00
岡村	肇雄	16. 1—16. 6	Y	3.00
木村	義雄	16. 1—16. 6	Y	3.00
森觀	之助	16. 1—16. 12	Y	6.00
小西	小三郎	15. 7—15. 12	Y	3.00
藤川	忠男	15. 7—16. 6	Y	6.00
千坂	榮三郎	15. 12—16. 11	マーク代共	Y 7.00
井上	正行	15. 12—16. 5	マーク代共	Y 4.00
中島	良輝	16. 1—16. 6	Y	3.00
浦野	紋次郎	15. 7—15. 12	Y	3.00

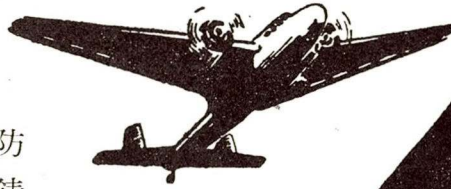
建築と社會誌代

遠田	晉吉	15% — 15% ₁₂	Y	3.18
鹽田	義弘	19% — 19% ₁₂	Y	6.36
戸塚	勝司	15% ₁₁ — 16% ₁₀	Y	6.74

風壓パンフレット共

掃部	泰司	16% — 16% ₁₂	Y	6.36
----	----	-------------------------	---	------

(但し上記は1月20日迄受付の分)



空襲に備へよ！

特許
O.M.式

特徴

本装置ニハオリエンタルメタル製ト亜鉛鍍鐵板製ノ二種類アリ。
帝都及ビ大阪、九州地方ニ廣ク愛用セラレテキマス。

換氣

本装置ハ舊式ノ鑢窓ト異ナリ排氣能率極メテ強大デ最モ合理的ニ換氣ノ目的ガ達セラレマス。

遮光

學理的ニ設計セラレタルヲ以テ室内ノ光線ハ漏レル事ナク如何ナル密閉セラレタル密閉ニ於テモ平時ト異ナル事ナク仕事ガ繼續出來マス。

本社及工場

尼崎市大物北口（阪神國道大物北口電停前）

オリエンタルメタル製造所

電話尼崎七三六一一四四六・振替口座大阪八六七二三番

出張所

東京・廣島・北京
朝鮮・滿洲・シヤトル

營業品目

防錆耐久被覆鋼鐵板

特許オリエンタルメタル製

屋根材其他加工品

絶對雨漏ノセヌ

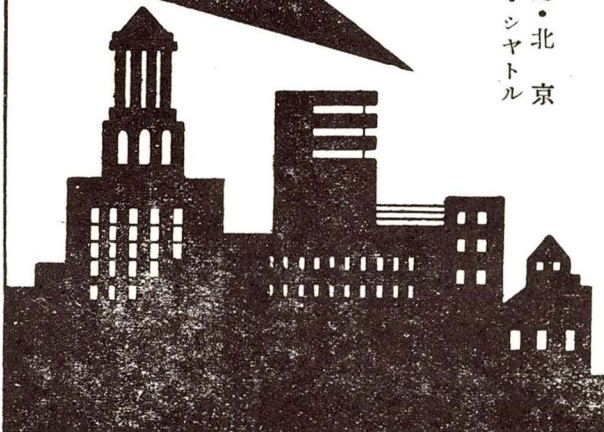
特許目繼ナシ谷樋

スレートニ優ル屋根材

特許セラクタイト

設計用詳細型錄
御請求次第送附
申上ます

裝置



建 築 と 社 會

第24輯 第2號 昭和16年2月發行

二 月 號

目 次

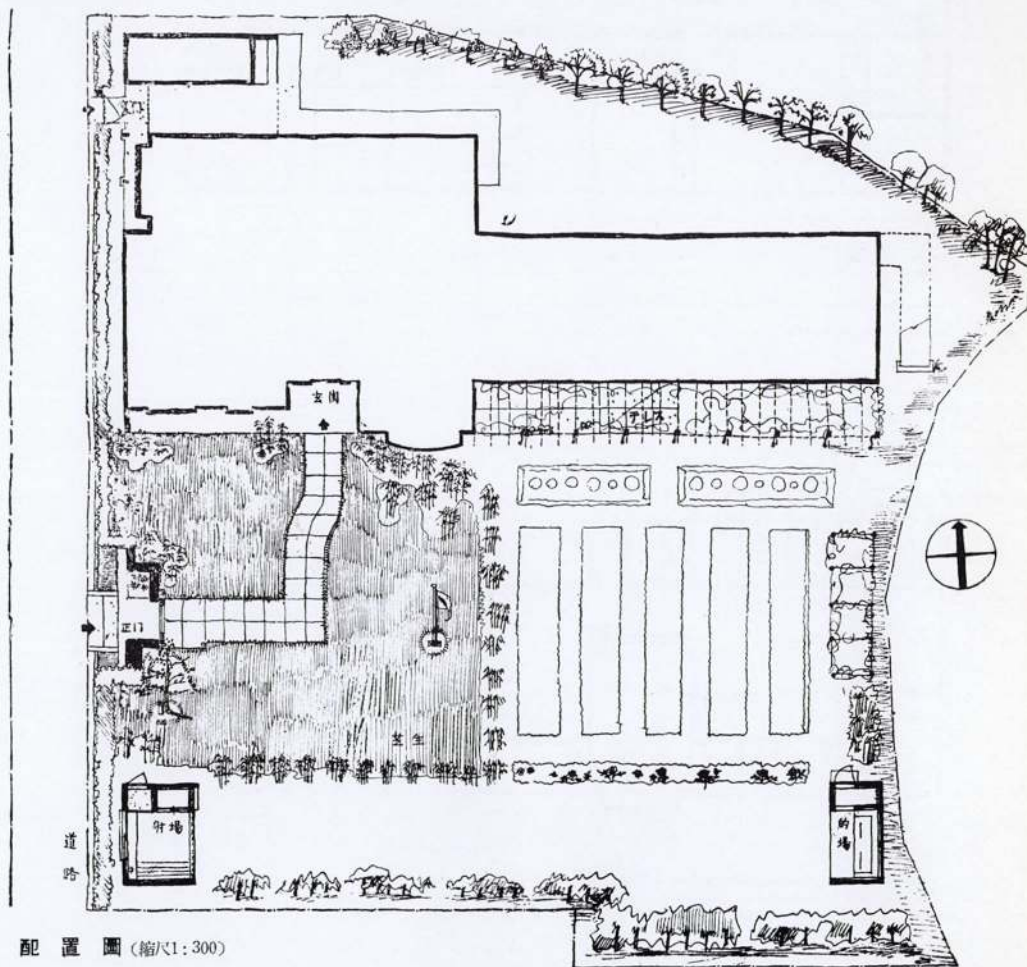
共同住宅計畫の技術的基礎概念.....	山 口 吾 郎 (1)
ア パ ー ト 談 義.....	新 名 種 夫 (5)
ア パ ー ト メ ン ト 設 計 覺 え 書.....	酒 井 清 一 (9)
ア パ ー ト 建 築 と 造 園.....	白 川 泰 (15)
記 念 事 業 中 ・ ア パ ー ト 建 設 に 關 する 件 の 報 告 書.....	藪 中 一 良 (22)
建 築 單 位 の 改 革.....	西 山 卯 三 (17)
大 阪 の 茶 室 ・ 2 ・ 豊 公 の 席 と 淀 屋 の 席.....	岡 田 孝 男 (28)
☆ 紫 烟 室 ☆	
千 木 を 探 して 歩 く 話.....	津 田 鑿 (30)
「 框 式 セ キ 枠 」 に 就 て.....	平 野 彌 助 (32)
☆ 古 建 築 新 抄 ☆	
伊 達 正 宗 の 營 造.....	藤 原 義 一
☆ 新 建 築 欄 ☆	
清 林 舍 (大 阪 府 ・ 豊 中 市) ・ 螢 雪 寮 (大 阪 府 下 螢 ケ 池) ・ 富 民 寮 (大 阪 府 下 濱 寺 公 園) ・ 鏡 寮 (兵 庫 縣 塚 口) ・ 祇 園 組 合 事 務 所 (京 都 市)	
會 報.....	(33)
建 築 材 料 陳 列 場 出 品 者 一 覽 表	(35)
後 記.....	(37)

清
林
舍
(東畑建築事務所分室)



外 觀

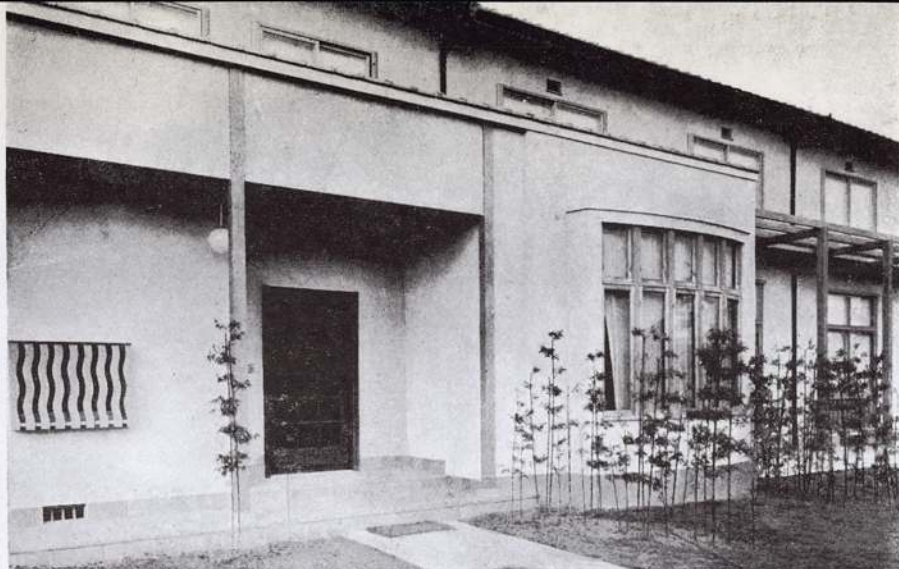
大
阪
府
豊
中
市
・
設
計
・
東
畑
謙
三
建
築
事
務
所



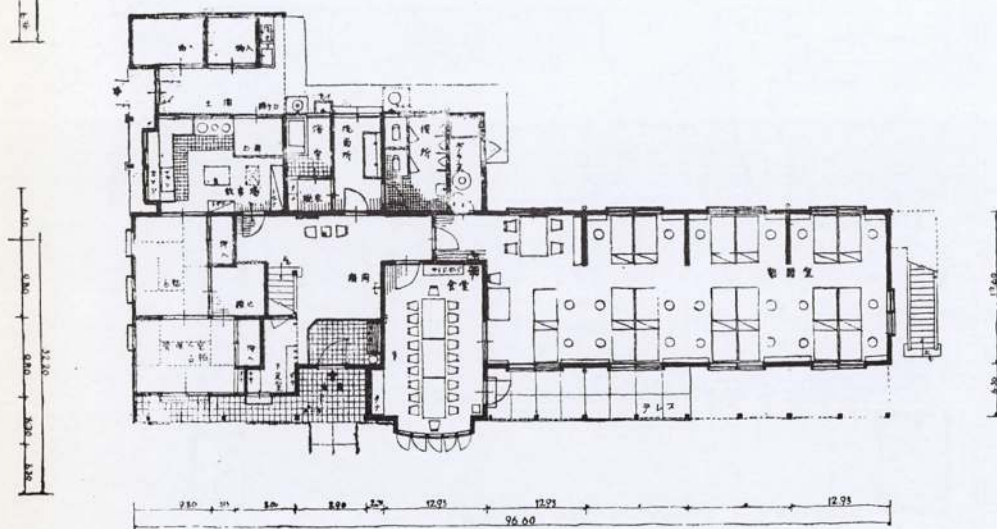
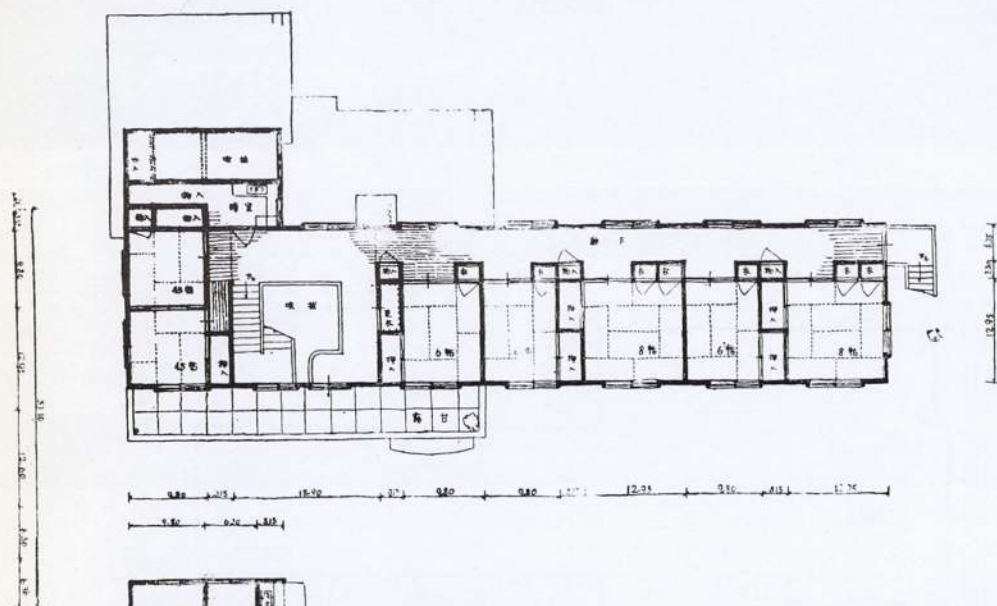
配 置 圖 (縮尺1:300)



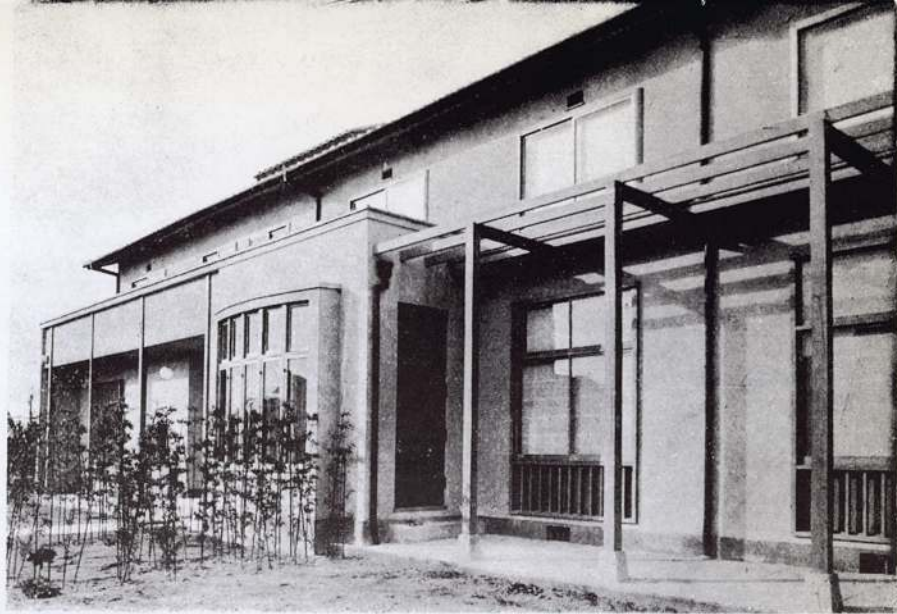
勝手口入口



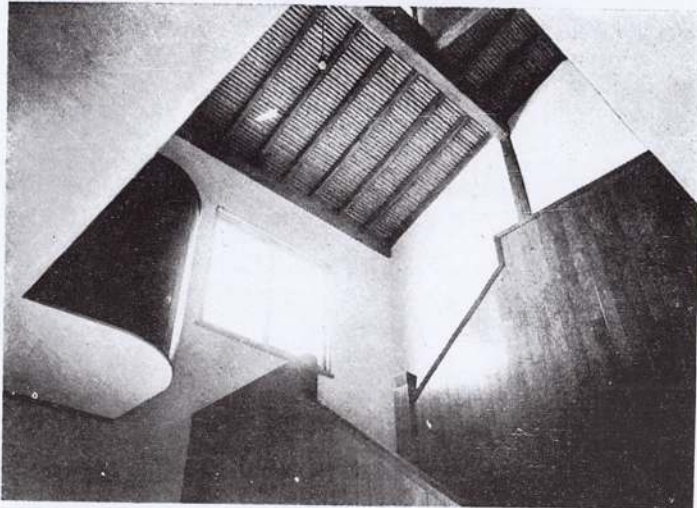
玄関廻り



清 林 舎
東 畑 建 築 事 務 所 分 室
設 計 ・ 東 畑 謙 三



南 側 外 観

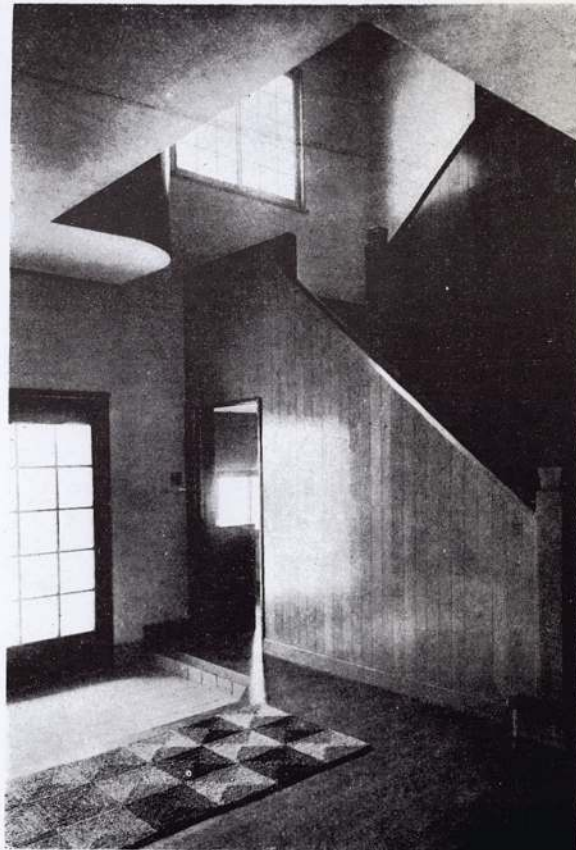


天井を見上げる

清 林 舎 を 創 る の 記

技術が専門化するに従つて複雑多角化する事は建築技術に於ても同様で昔は意匠が上手であれば言能の建築家であつたが今日では建築の設計をする場合に意匠は勿論の事架構構造の智も衛生工學の術も充分發揮せなければ完全な建築は出來得ない。建築事務所の存在も秀でたる術の持主の下に師弟の關係の存在に非ずして各専門智識經驗を有する有能の士がある主腦者に統率されたる技術的團體として意味のある事で各個人は團體の中にあつてその秀でたる才能を十二分に發揮するところに意義がある。すきを入れない迄に磨かれた技術の間に有機的な連絡を保つものはやはり共通した人間性である。即ち仲の良き氣の合つた同志が協力一致する處に良き建築の設計が出來上る。鋼鐵の玉の如き若き秀才の爲めに一屋を建てたのもこの個人間に一種の社會性を持たしたい爲めである。肥味を與へて若芽を充分伸ばしたい。然しこの種のものに生え勝ちの雑草は容赦なく引きぬくつもりだ。清風竹林に満つ。舎の名をとつたところ。計畫の意義も亦この一句に在り。施工は御影町の酒井常藏氏。設備は三機工業株式會社の作。(東畑謙三記)

玄 關 ホ ー ル





東側正面外觀

螢雪寮

設計施工・竹中工務店
設計擔當・早良俊夫

建築概要

阪急寶塚線螢ヶ池停留所西北へ徒歩約五分にて至る敷地 4.454 坪餘
周圍は殆ど田園にして閑靜な場所木造建物建築統制規則限度 600 平方
米に準據して建築せしもの平面並に外觀共特徴はないが居住者には御
満足を與へてゐる。

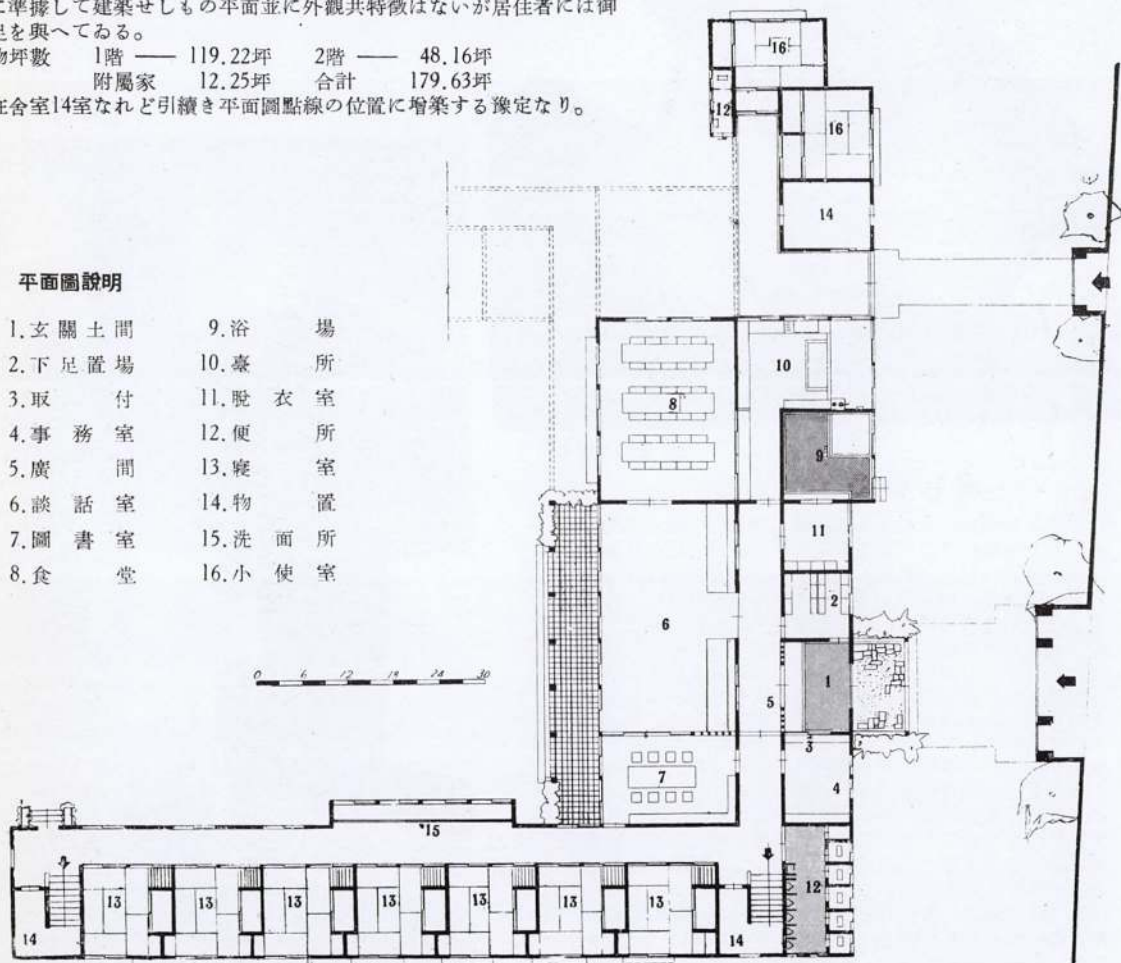
建物坪數 1階 — 119.22坪 2階 — 48.16坪
附屬家 12.25坪 合計 179.63坪

現在舍室14室なれど引續き平面圖點線の位置に増築する豫定なり。

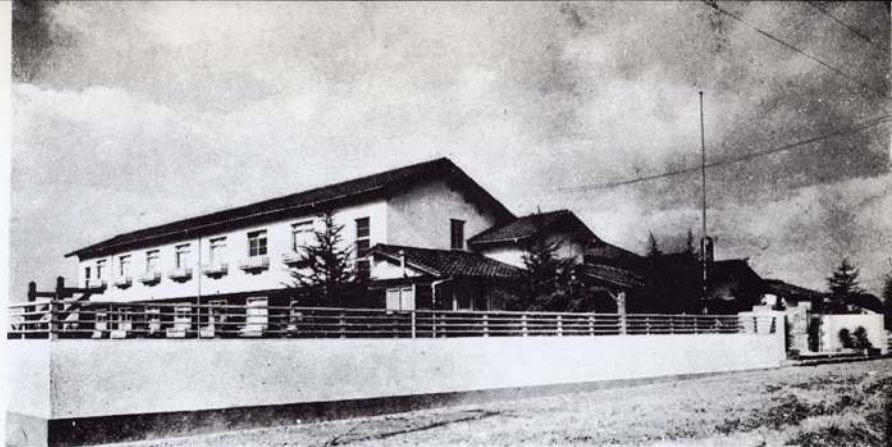
外壁淡いクリーム色「モルタル」スタッコ
仕工下部杉板割銅肌の儘防腐劑塗り屋根鹽焼
引掛棟瓦葺とす
玄関面に「パーゴラ」柱廻り窯変煉瓦に玉
石を取扱ひ多少の野趣を持たせたり

平面圖説明

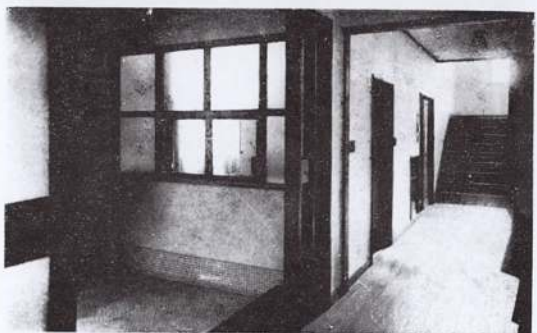
- | | |
|----------|-------------|
| 1. 玄関土間 | 9. 浴 場 |
| 2. 下足置場 | 10. 臺 所 |
| 3. 取 付 | 11. 脱 衣 室 |
| 4. 事 務 室 | 12. 便 所 室 |
| 5. 廣 間 | 13. 寢 室 |
| 6. 談 話 室 | 14. 物 置 |
| 7. 圖 書 室 | 15. 洗 面 所 室 |
| 8. 食 堂 | 16. 小 使 室 |



1 階 平 面 圖



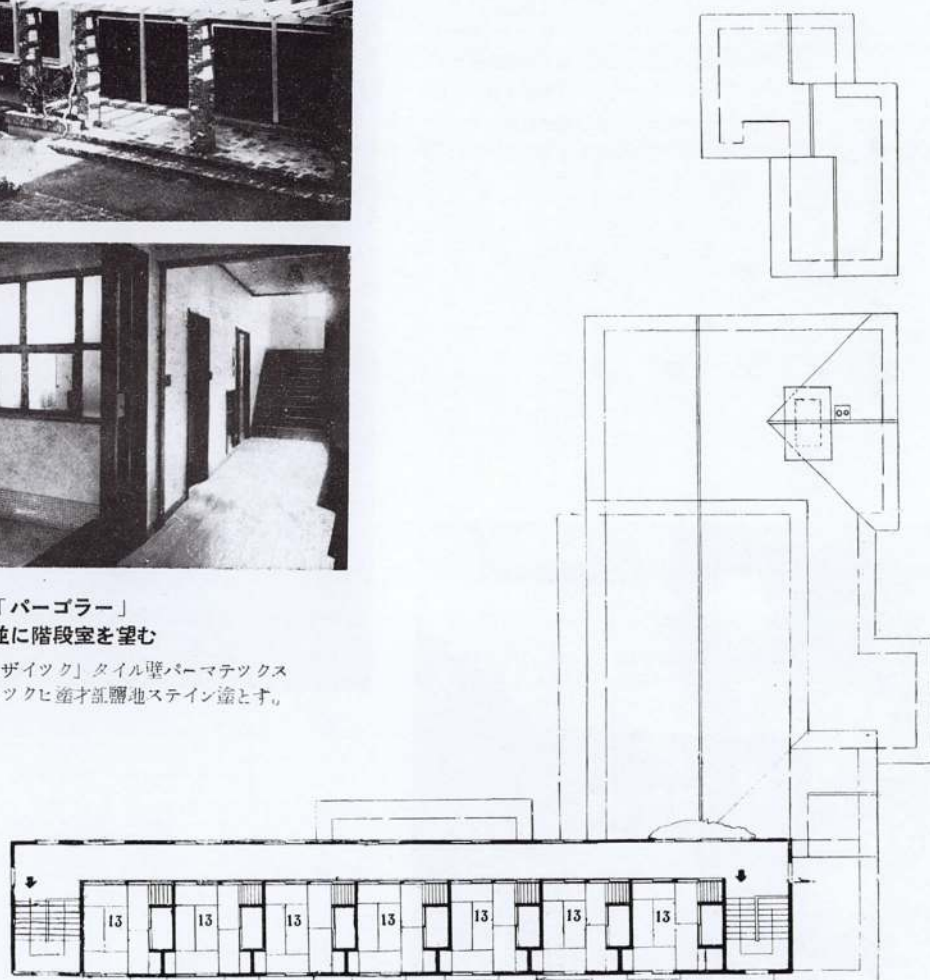
東南隅より見たる外觀



上・談話室外「バーゴラー」

下・玄関土間並に階段室を望む

玄関床「モザイク」タイル壁パーマテックス
仕上天井シツクヒ塗才凱麗地ステイン塗とす。



2 階 平 面 圖



談話室(1)

談話室(2)

壁バーマテックス天井
シツクヒクリーム色水
性ペンキ塗梁形松ナグ
リペンキ拭き取り入口
廻り廻地材ステイン仕
上とす。

蟹	雪	寮
設	計・施	工
竹	中工務	店



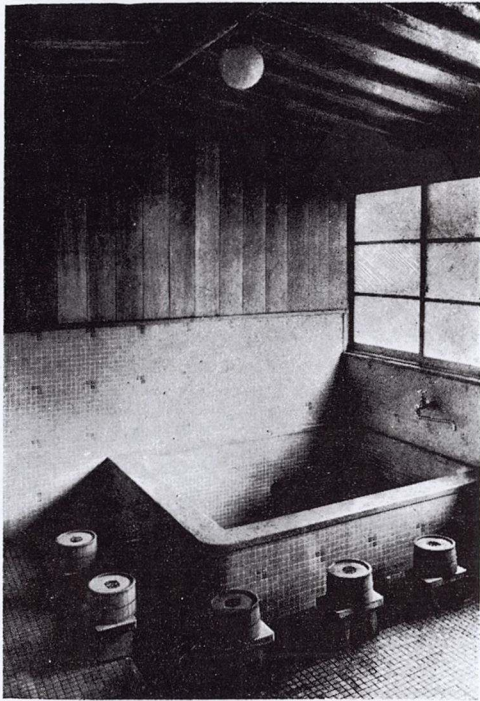
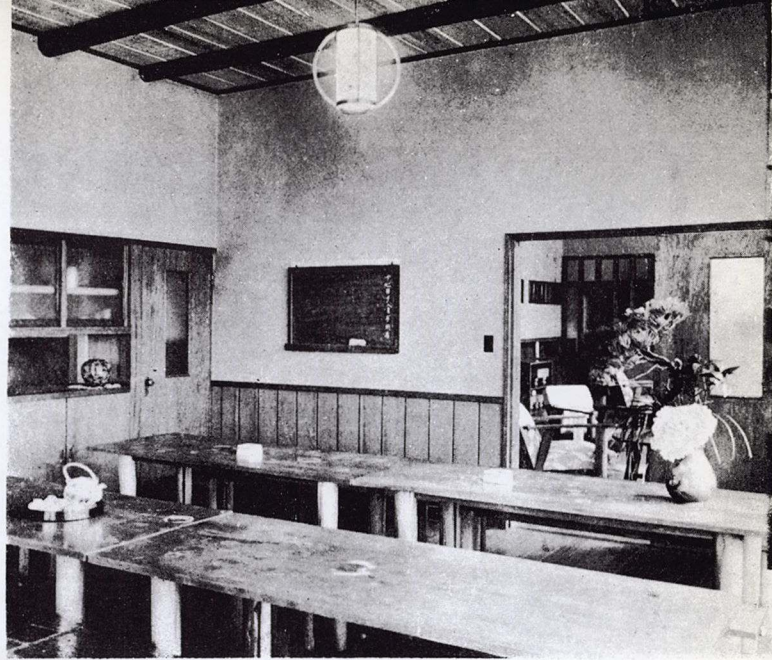
読書室

壁天井共シツクヒ塗天井ク
リーム色水性ペンキ塗壁油
製ペンキ叩き木瓦廻地ステ
イン仕上とす



食堂

腰羽目板鹽地ペンキ拭き
取り壁パーマテックス仕
上天井杉丸太（ステイン
塗）梁型に取付け天井板
杉焼板を目起しとし白ペ
ンキにて拭き取り底目板
張りとし目地は白ペンキ
塗とす。

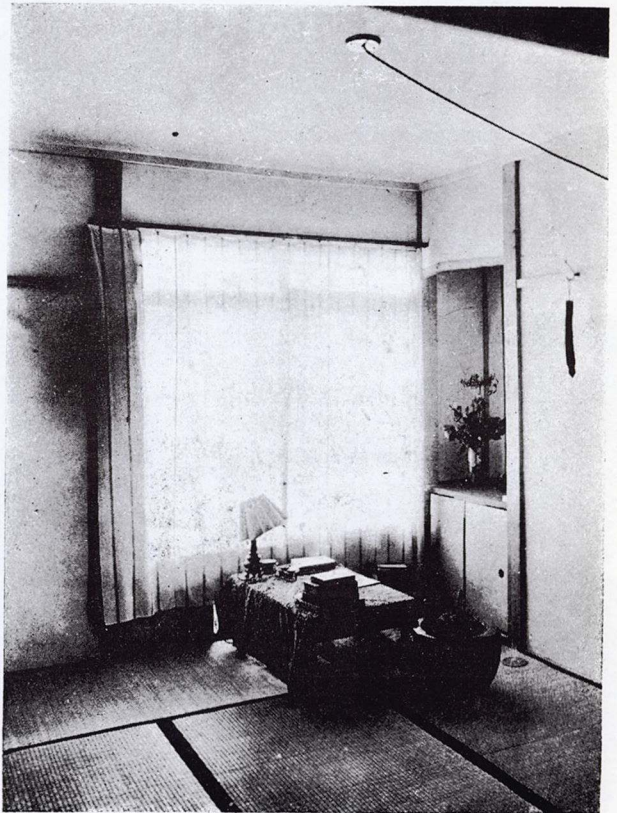


浴室

床及び腰浴槽共モザイクタイ
ル張りとし壁檜板張天井梅布
丸太を用ひ舟底天井とす。

舎室

床畳敷、天井棒縁天井但し一階
天井は耐火の意味にて「モリノ
イド」下地に漆喰塗仕とす。





外 観

富 民 寮

農村生活の改善に不斷の努力を續ける大阪府下濱寺公園の財團法人富民協會では、全國農村青年團々體宿泊訓練所として富民寮を新設した。大毎囑託の中尾保氏の設計で2階建、階下には事務室、食堂、浴場、炊事場、等があり、階上には幹部室と12疊の宿泊室8室（1室定員10名）がある。



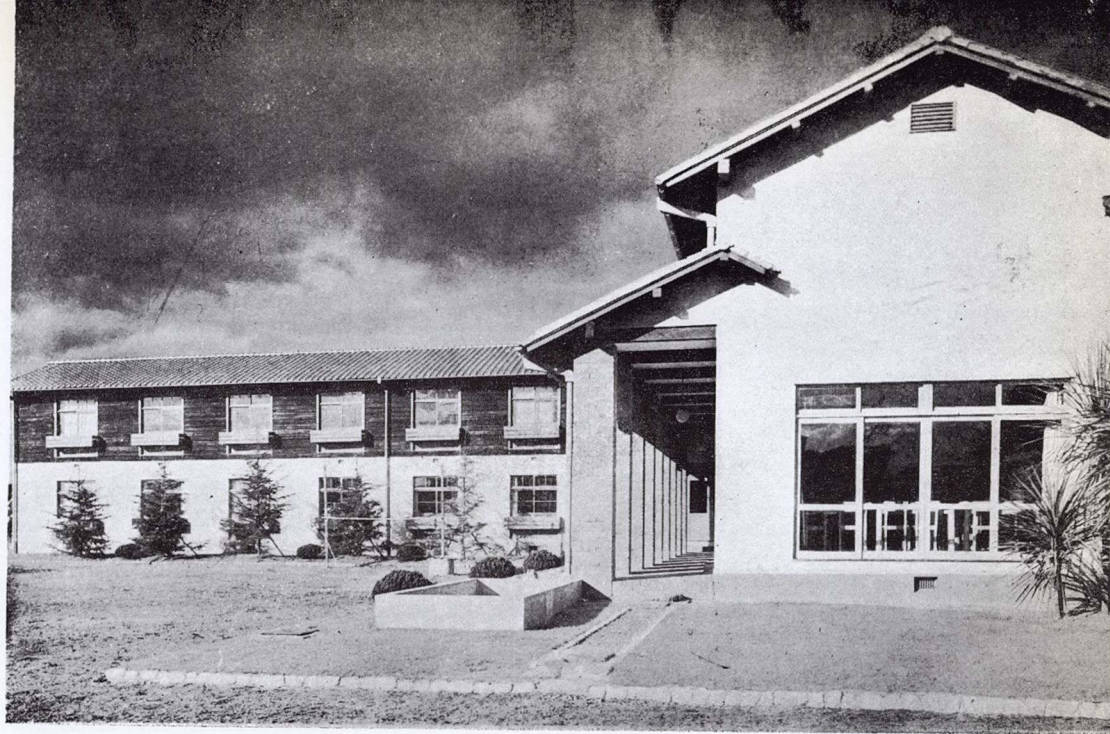
食 堂



階下事務室
と 應 接 間

南側外觀

右方は談話室
外装明黄色色
モルタル、列
柱焼過煉瓦積
み



笹 寮

(兵庫塚口)

設計施工・竹中工務店

(設計擔當・小川正)

同一組織内にある青年の一期間を有りがちな都會の俗惡より隔離して清澄なる郊外に統制ある共同生活と意義ある休養と厚生への雰圍氣により新しい時代への發展の一助となす試案であるこれには事業主のよき理解と指導舎員の細心なる協調により初めて完成されるものと信ずる。

西南より見た

背面全姿

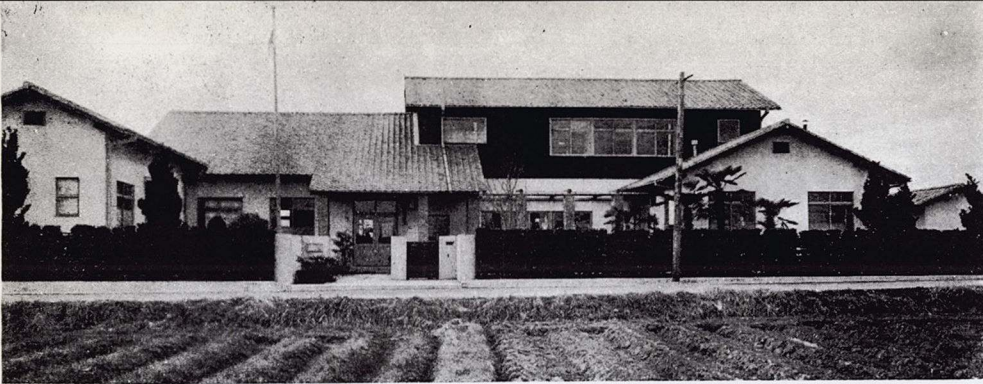
左、舎室部

中央、食堂、

談話室

右、休養室部



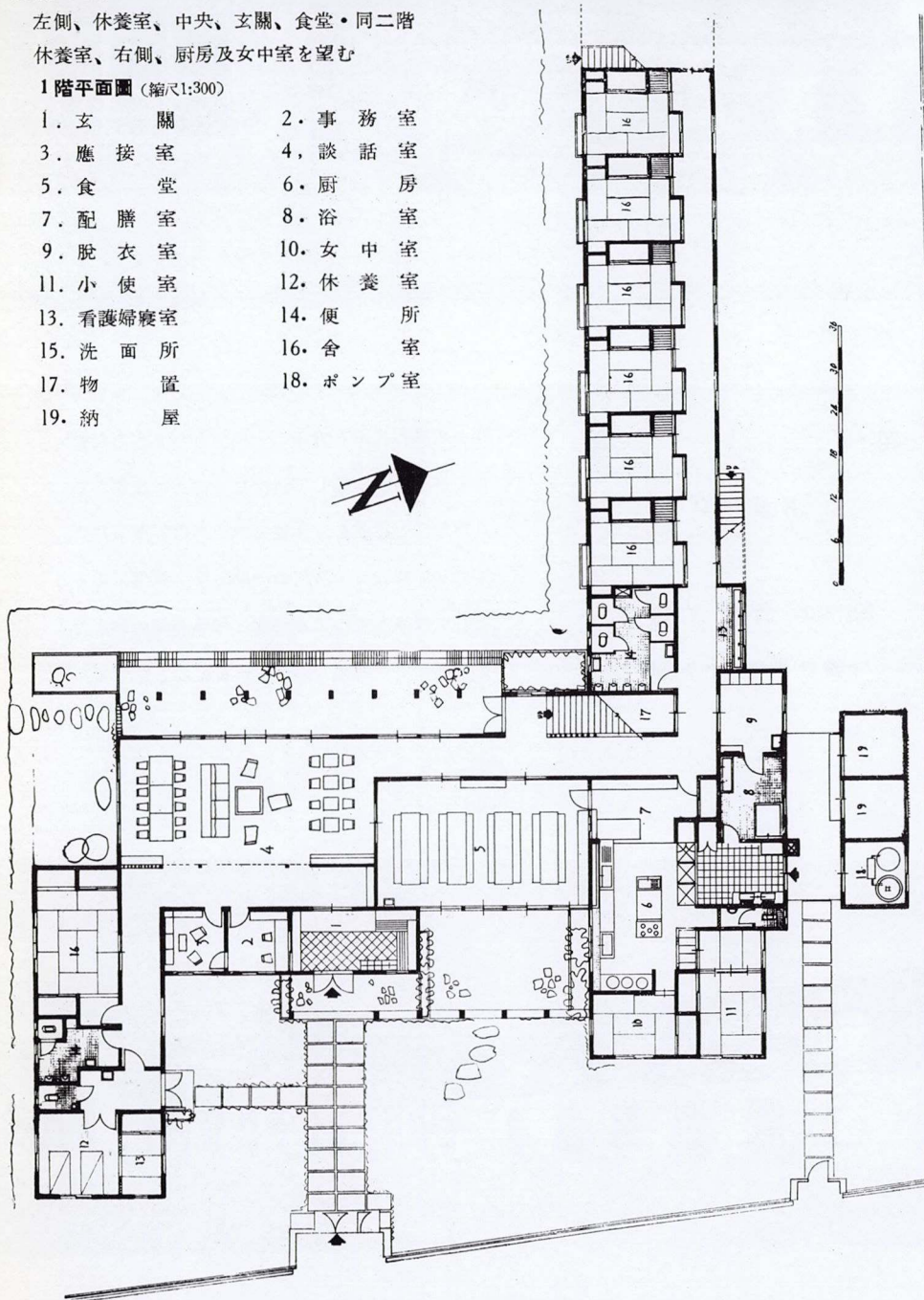


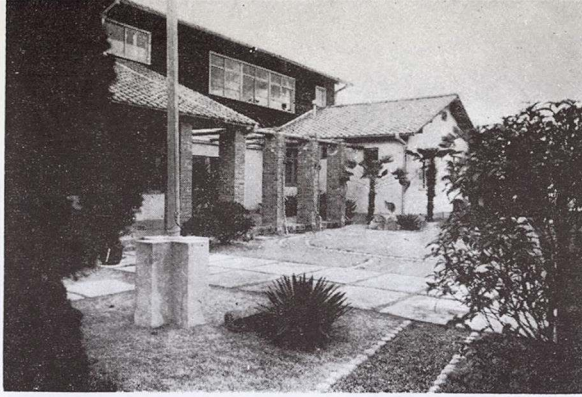
東側正面外

左側、休養室、中央、玄関、食堂・同二階
休養室、右側、厨房及女中室を望む

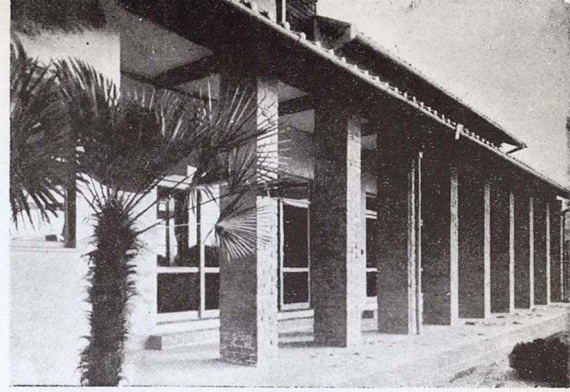
1階平面圖 (縮尺1:300)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 玄 關 | 2. 事 務 室 |
| 3. 應 接 室 | 4. 談 話 室 |
| 5. 食 堂 | 6. 厨 房 室 |
| 7. 配 膳 室 | 8. 浴 室 |
| 9. 脱 衣 室 | 10. 女 中 室 |
| 11. 小 使 室 | 12. 休 養 室 |
| 13. 看護婦寢室 | 14. 便 所 室 |
| 15. 洗 面 所 | 16. 舍 室 |
| 17. 物 置 | 18. ポンプ室 |
| 19. 納 屋 | |





玄関ポーチとテレス



談話室前のテレス

敷地面積 1858.47坪

1 階 171.35坪

2 階 79.80坪

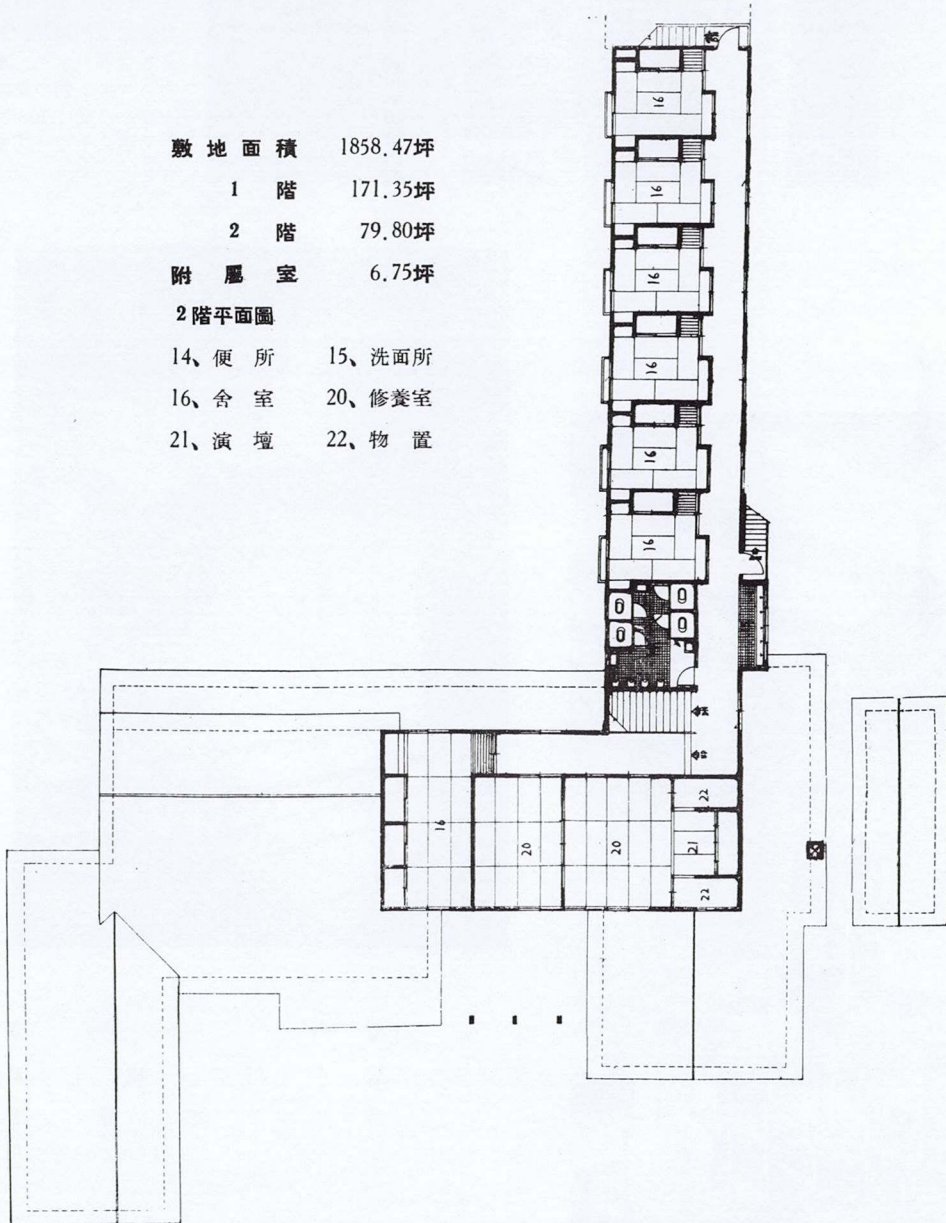
附属室 6.75坪

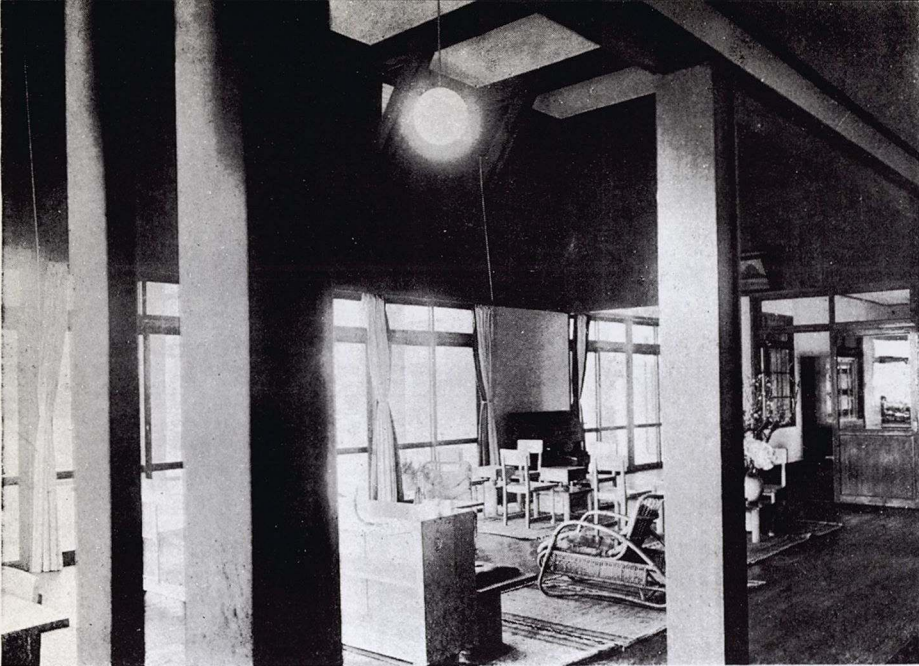
2階平面圖

14、便所 15、洗面所

16、舎室 20、修養室

21、演壇 22、物置



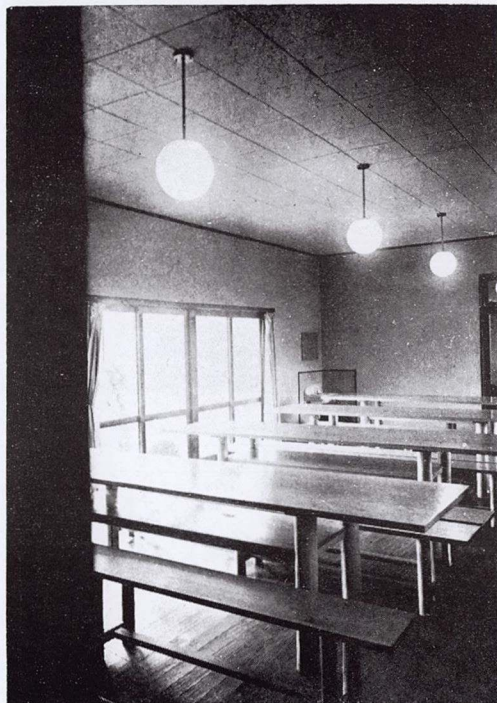


談話室の一部

壁面、杉、豎羽目、ステイン仕上
中央に爐を切り込む
前方の廊下は休養室に通ず

食堂

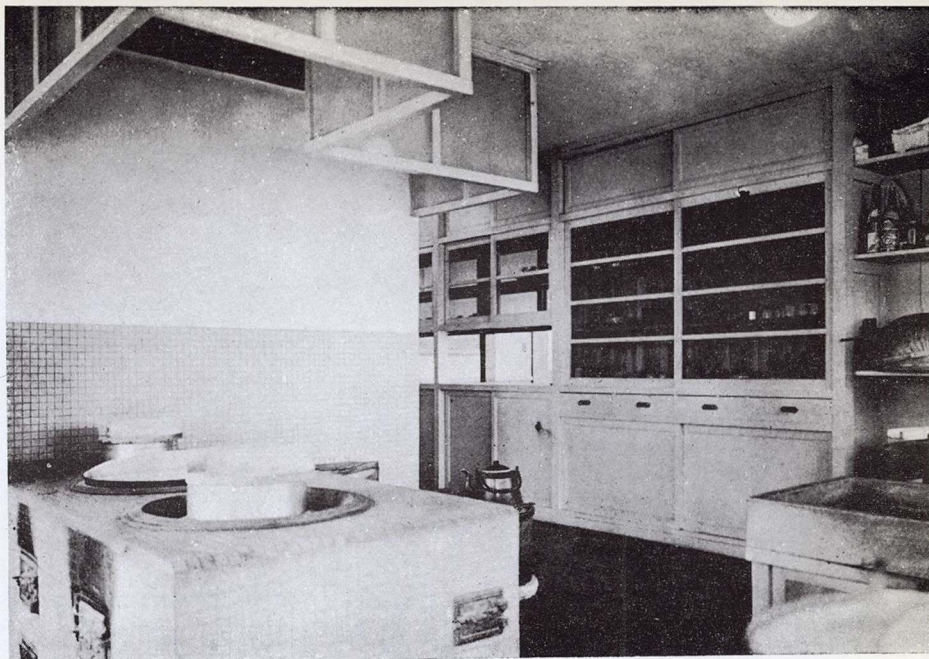
壁、プラスター粗面ペンキ仕上、天井、テックス水性ペンキ、東側テラスより朝の光線を一ぱいに受ける。将来の増築にそなへ40席を有す



寮 工 店
施 務
計 中
設 竹
筐

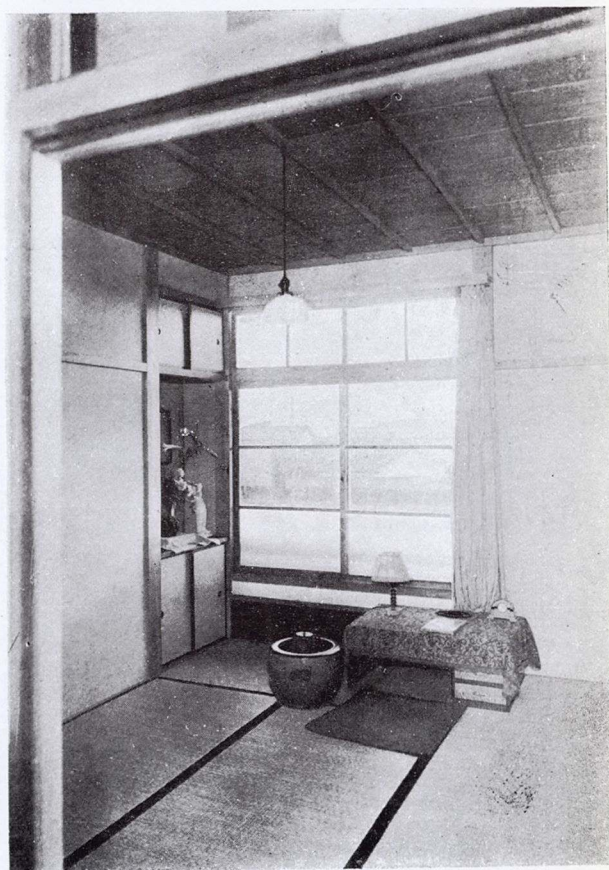
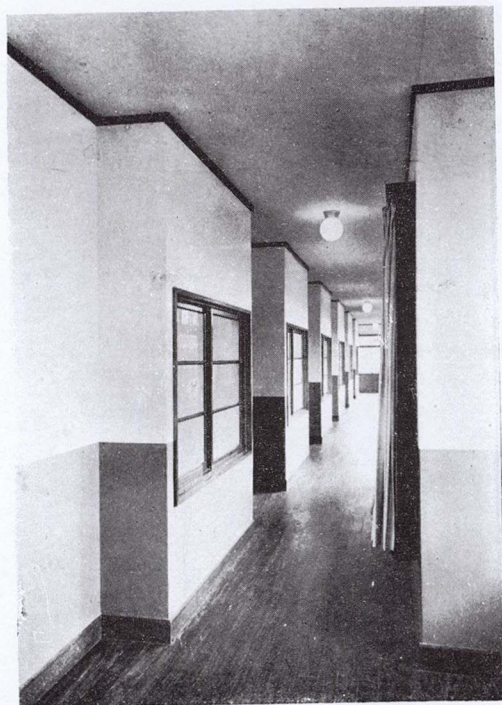
厨房(配膳室より望む)

正面、瓦斯ライスボイラー
中央 調理臺及女中室
入口が見える



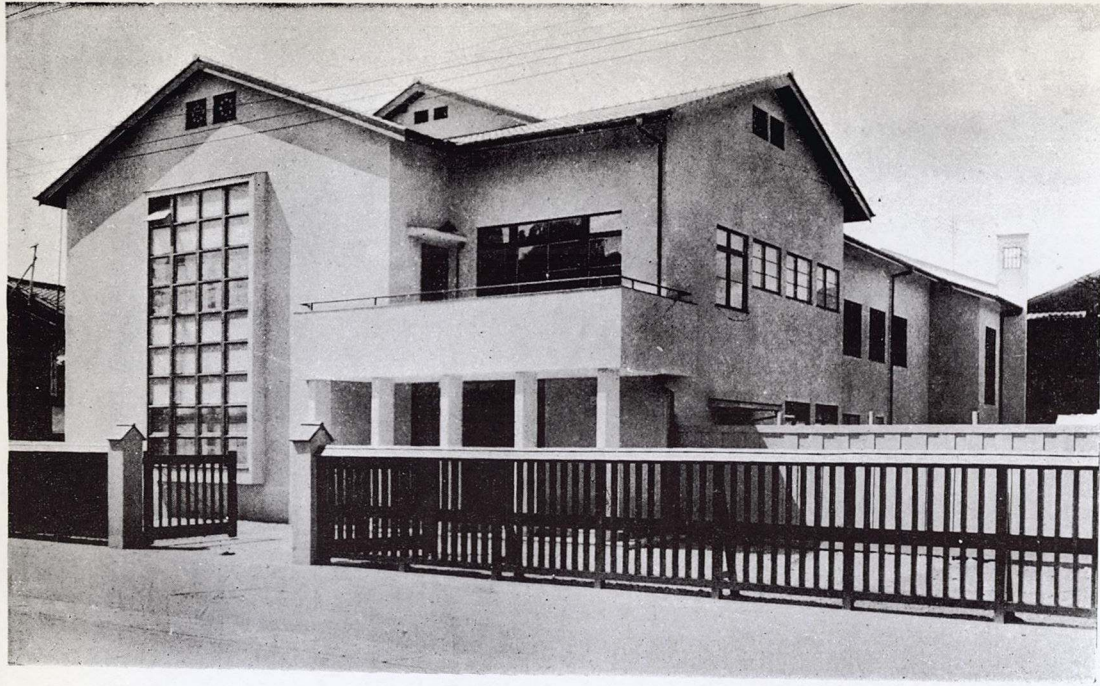
各階舎室部廊下

北側に面し、反対側出
窓は各舎室に附屬する
各入込みに舎室入口を
もつ
外部窓は全部防空用暗
幕及び皿板を取付く



舎 室(和室一人室六疊)

南側窓下は通風用板戸
反対側には飾り窓、押
入、洋服掛及び出入口
用踏込をもつ

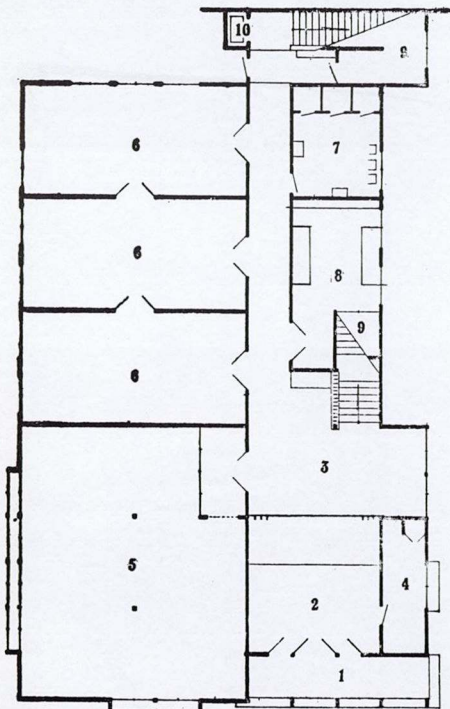


正面外観

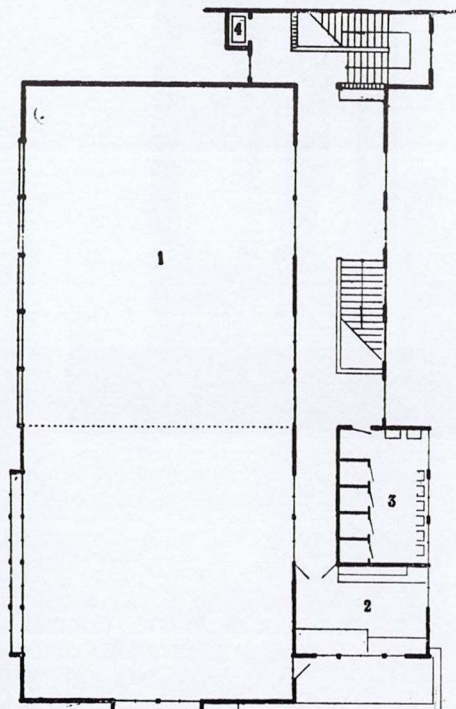
屋根厚型スレー
ト葺壁ガン吹付
け腰人造洗出し

祇園・組合事務所 (京都市)

設計・ 中西六郎建築事務所
施工・ 合資会社ミラノ工務店



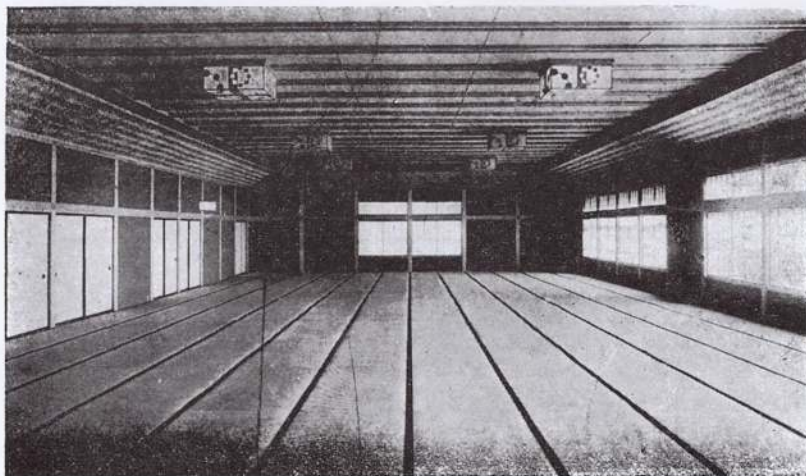
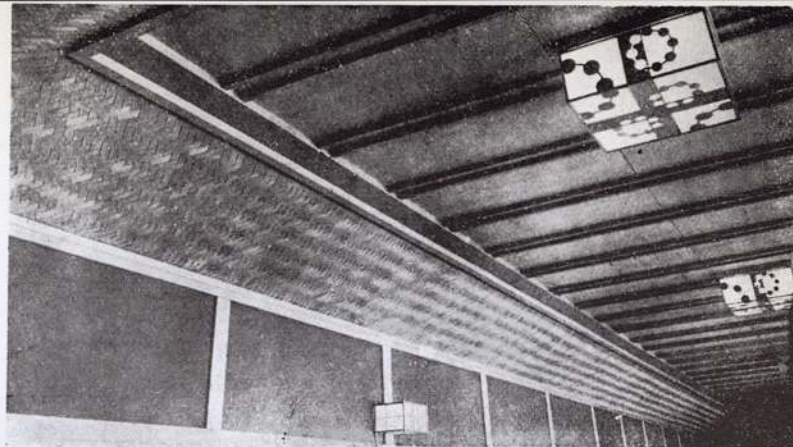
第1階平面圖 (縮尺1:300)



第2階平面圖

2階廣間天井

天井折上げは網代張り照明は木製和紙貼りぎおん團子は組合の紋どころ。



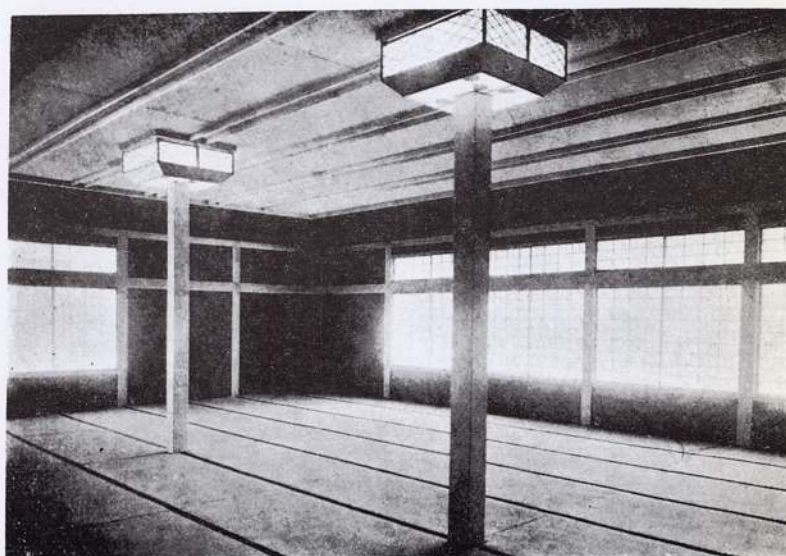
2階廣間

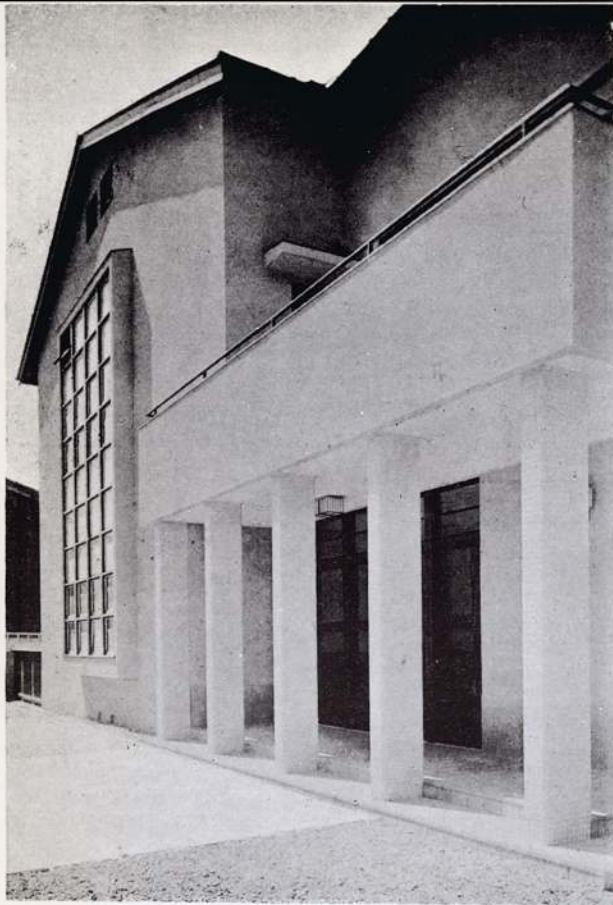
たたみ敷百六十帖、天井テックス下地壁紙貼り、壁、砂壁、窓は硝子と障子の二重窓

祇園・組合事務所・設計・中西六郎建築事務所

1階廣間

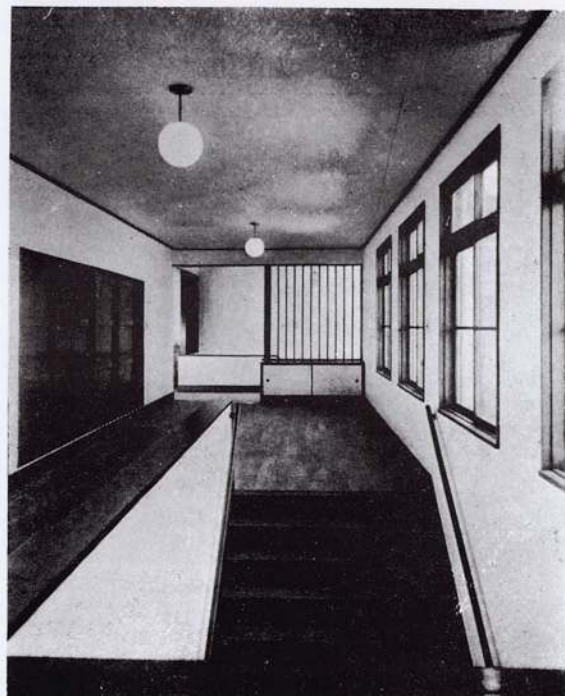
たたみ敷き五十帖、天井テックス下地壁紙貼り、壁、砂壁、窓は硝子と障子の二重窓、照明は木製和紙貼り



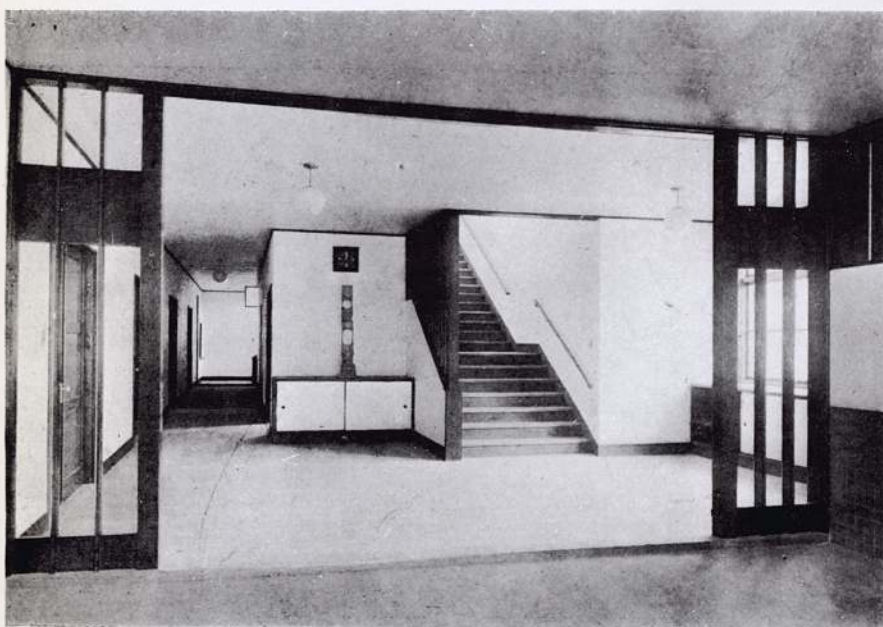


玄関ポーチ

位置は京都祇園八坂神社石段前、最初の計画は建坪300.00坪延約2,260.00坪の鉄骨鉄筋八階建の乙部演舞場の建設で、既に昭和12年の年末建築認可も下附されたが同年10月施行された鉄鋼工作物築造許可規則の制限を受け遂に一時中止せるもので、この假建築は時局関係法規が解れるまでの一時的のものにして、1階は事務室並に稽古場、2階は160帖敷きの廣間、これは主として踊の稽古に使用するもの。

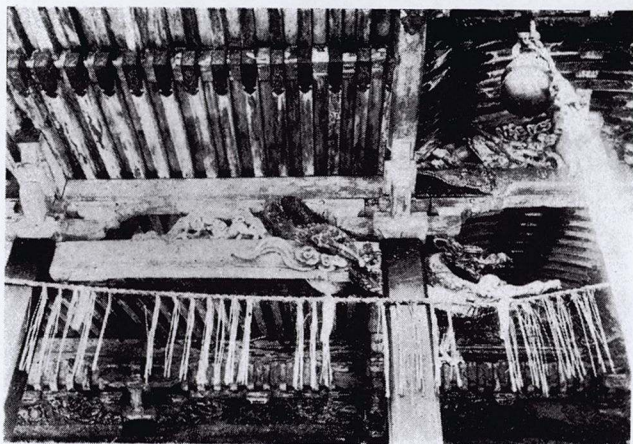


2階ホール



1階ホール

天井、壁、共々プラスター。油性ペイント、タタキ仕上げ雑作材はラワンクステイン仕上げ。



大崎八幡神社
拜殿向拜上方

美事な龍の彫刻が向拜柱を貫いて向ひ合っているその片方

伊達正宗の營造

露ならば色もかはらずすり衣
ちくさの花のみやきのの原

一すじの奥の細道に都の風を通はせた宮城野原は今も萩が咲き鹿が鳴き、そこに伊達正宗の遺した二大豪華建築がある。一は大崎八幡神社、一は瑞巖寺、正宗が京都の聚楽第や伏見城の装飾に倣って造った建築で、豪華さはもの寂びた陸奥の風物を壓してゐる。

大崎八幡は京都の北野神社と共に、桃山時代の権現造を代表する。内外に千態萬様の彫刻を用ひ、極彩色を行ひ、鍍金飾金具を鑲めてゐる。

觀世志云……絳闥影麗、極尊麗結構之盛、山節藻梲盡丹青、光彩之美、其所莊嚴者、天下之妙工、甚五郎彫刻……自然有生意飛動之勢焉、非後世之軍工凡手所及矣、一國之奇觀也

と褒めてゐる。向拜昇勾欄の金銅ぎましに次の銘があり、京都の銑工の作になることが記されてゐる。

慶長十四年己酉八月十五日

大檀越藤原政宗公

仙臺惠澤山八幡宮御寶前右撥法珠

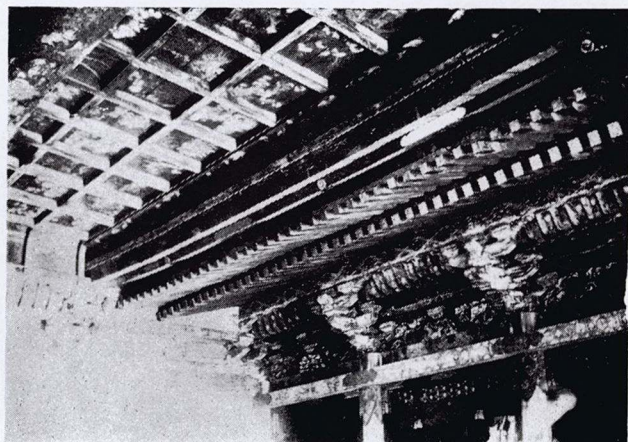
供獻軌範誦法刀大和尚位實清

奉行 木曜木工助 眞山式部

甲屋山城國上京一條之住 津田次兵衛

瑞巖寺は松島の海岸に近く、京都の妙心寺に屬する禪刹。本堂は方丈の形式をもつ大建築で玄関を備へ、内外の彫刻装飾は眼を奪ふばかり、庫裡から廊下を通じて本堂の方へ、案内の小僧が聲をながく引いて説明して行くのをこちらの方で聞いてみると、夏などは思はず睡くなることがある。

松島の海岸に出ると直ぐ近くに五大堂島といふ島があつて、方三寶形造の小堂が立つてゐる。これも伊達正宗の建立するところで、料拱間臺殿の十二支の彫刻や手挾彫刻など、桃山彫刻の優秀なものが豊富に用ひられてゐる。大崎八幡、瑞巖寺、五大堂の建築は、次の時代に造られた日光東照宮建築の源の一半をなすものとして注目される。

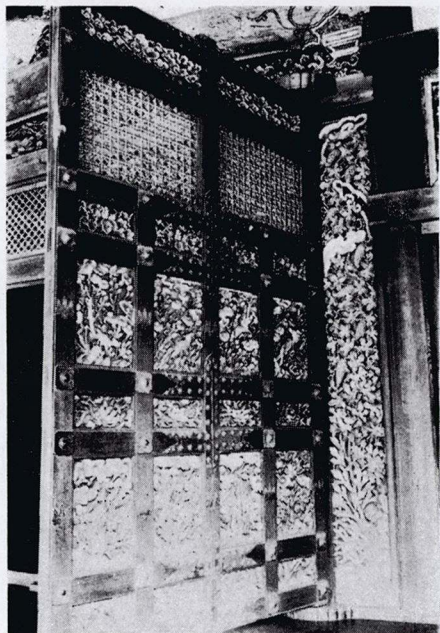


大崎八幡神社

マノイエ
相の間天井より本殿正面軒廻りの構造を示す。
権現造内部構造の最も特色ある部分である。

瑞 巖 寺

庫裡の玄関間より向ふの本堂
にかけての外観



瑞 巖 寺 本 堂

シツチコウ

室中之間の扉

室中は方丈の佛間の前に
ある室。



五 大 堂

共同住宅計劃の技術的基礎概念

山口 吾郎*

1

共同住宅は集團生活への理解より創められねばならない。住宅難の時代的難關を打解する爲にも習慣性への挑みは必然的に要求される可きものであろう。時代の寵兒大迫女史まで娘の立場を代表して住宅の集團化を要求する位時代の心構へは斯く迄或る變遷を餘儀無くさせられて來たのである。社會の此の方面に對する理解が可成り切實な問題として組上に取上げられた事は技術者としての再考熟慮を要する次第である。

共同住宅經營と謂ふか設立と謂ふか要するに共同住宅を造る事は舊體制下に於けるよりも容易な寮圍氣になつた事には首肯出来る唯問題は今迄位の所謂アパート生活の軟弱性を否定して厚生された生活の集團となる様な計畫を望まれてゐるのである。隣保組織の發達と共に創められる可き集團生活への目覺しい民衆の理解こそ新様式のアパートメントハウスを形造る大きい力が納得出来るのである。

都會發展の大事業が人間の幸福を省みず全く利益のみに基いて進められて行くところに總ての行詰りと無頓着な浪費が介在してゐるのである。此の現象は世界何れの國にも見られるが歐米諸國でははやくから此の問題の解決になやみ住宅政策の形を以て現はれ國際的な社會問題とまでなつたのである。我國に於ても住宅問題が都市問題の中心課題となるや着々最少限度の住宅が研究されてゐるのであるが根本的な無計畫的自由主義經濟下では行詰りの形に喘いでゐたのである。漸く最近國土計畫の必要と政策的活動の重要性を認めるに及んで住宅問題も全く新しい狀態の許に再検討される時代となつたのである。

茲に改めて共同住宅計畫の技術的基礎概念を再検討し或る物を把握することは無駄な事では無いと思ふのである。要するに同程度の獨立住宅を建てるよりも敷地費建築費設備費を節減し得る事は勿論周圍自然環境優れさせるべき確固たる自信と諒解を求めるために數理的に或は説明と立證をせ

※筆者は建築技師・東畑建築事務所

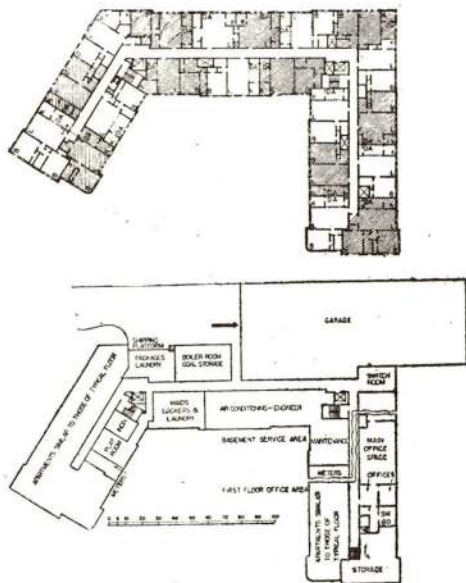
ねばならぬけれ共それは本文の性質として概念的な考へ方をしてみようと思ふのである。

2

技術的な基礎概念とは文句が六ヶ敷過ぎるかも知れぬが要するに根本的に考へる考へ方で計畫してはどうかと言ふこととして置く。その爲には次の3項に分類して其の相互性を検討して見たいと願ふ次第である。

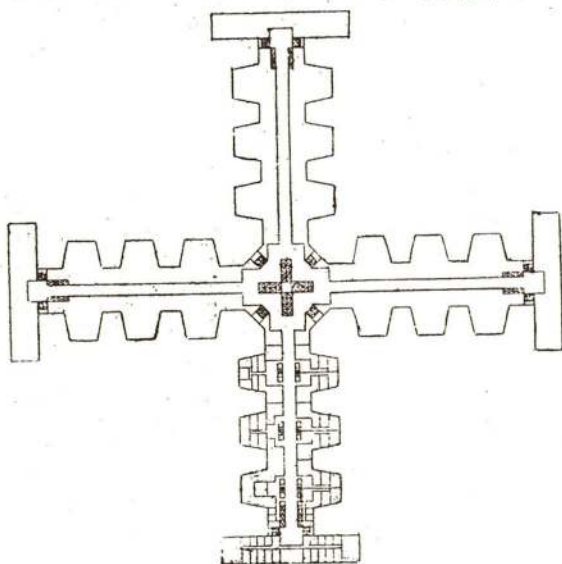
1. 綜合性
2. 獨立性
3. 經濟性

綜合性の活用はアパートメントハウスの死活問題であらう。重疊の利用活用と云ふか兎に角共同部分を造る事を考へたい。勿論今迄に既に諸賢によつて考へられたる如くではあるが今一步時代の波に乗つて積極的な綜合性を認めさせねばならない。進み過ぎると或は間違つた方面まで行過る傾向はあるが要するに綜合性を活す事は最も必要なる一要素であらう。



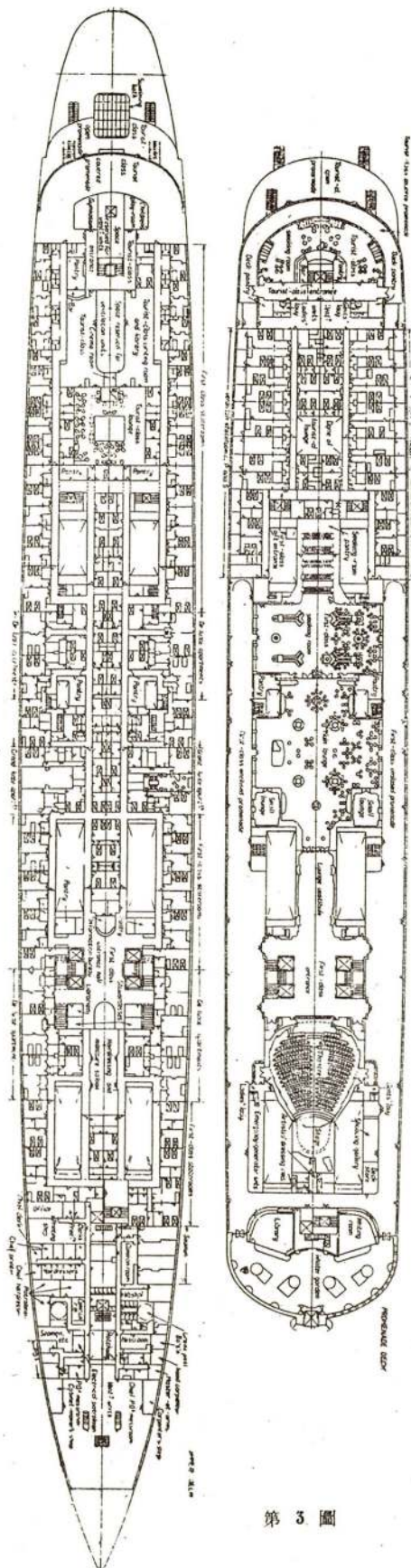
第1圖

その適例は多々アメリカの“Flat”に見受けることが出来る。(挿圖1) 尙此の問題への雄渾な計畫はルコルビエの提案であらう。彼の天才的な空間の造形家としての活躍は「輝く都市」として貧民窟の改良を志したのをはじめとして多くの形として現はれてゐる。彼の案は常に生々とした健康的な綜合性に生きてゐるのである。彼の前にはローマンチックな小さな庭園と小さな田園住宅は或る程度迄否定されるのであつて共通的な庭園共通の歩廊を享受する、共有的な綜合性に終始してゐるのである。其の計畫殊に平面計畫に於て方位を考へさせられる程個別的なもので無く綜合的な屋上利用法等の活用にあるのである。(挿圖2)



第 2 圖

又、その最も極端なる例は Shipbuilder によつて見る事が出来ると思ふのである。殊に航海日程の大きい航路に就航してゐる船の平面計畫立體區分等に建築家の目も一應は向けられねばならないと思ふのである。勿論其の儘採用と言ふことは腹下しの原因となるがかの定められた船体内に如何なる方法によつて活用された綜合性が秘められてあるかを覗いて見る事は建築技術者として殊に共同住宅設計者の義務であらうと思ふのである。間違つてはならないのは其處に使用されてゐる機能的な綜合性をのみ見るのであつて背面の完備せる機械設備を考へねばならない事は經濟的に許され無いことであるからである。綜合性が獨立性 (Privacy) を失せずして如何に巧妙に計畫されてゐる

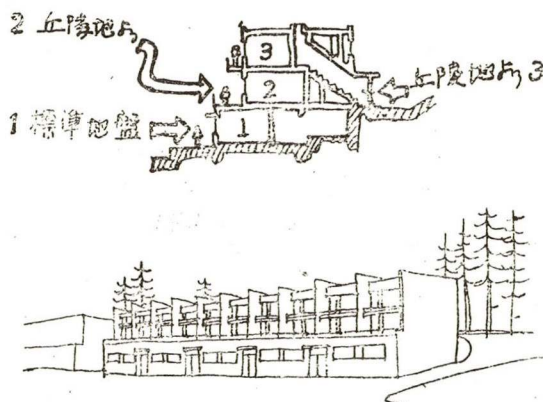


第 3 圖

かである。勿論偉大なる建築家も參與してゐる事だらう事は日本の現状を見ても明白である。長日月の旅路を飽きる事無く目的地に達する事を目指すために随分な考慮が拂はれてゐる。其の點 Cunnard White Star "Queen Mary" をはじめ "Normandie" "Mauretania" 等々大汽船として見る可きものがあるだらう。(挿圖3)

獨立性への考察は綜合性と並行して充分なる考慮が拂はれねばならない。アパート住ひなんかと嫌がる者を出す原因は獨立性の缺除にあると思ふのである。獨身者向アパートの如く簡單なる機構を持つてゐるものは割合に簡單に獨立性は處理されるかも知れぬけれど家族向アパートの難點は常に獨立性への考察が大問題となる事を考へねばならない。其の要求より發展せるものは Siedlungen である獨立性への最も明確な表現としての共同住宅であらう。(Siedlungen に於ける集合住宅をアパートの概念として取扱ふことは多少問題かも知れぬが此の點は Gropius の用語例に従ひ apartmenthouse として置く)

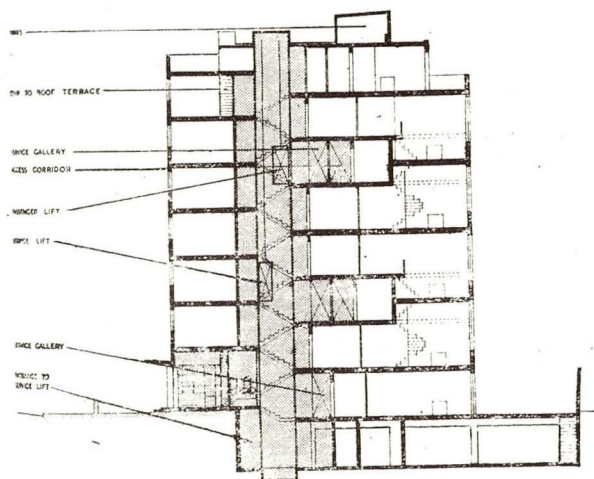
又獨立性への好例としては Alvar Aalto の傾斜地に建てられたアパートであらう。階段を無くするために丘陵地の巧妙な利用活用による計畫は自ら其の獨立性を活してゐる。『階段を無くした階段型アパート』は各階によつて單位を分割してゐるために其の明瞭な獨立性は他に其の例を見ぬ位である尙又階段を無くした恩恵の賜として騒音より逃れ得た事も特記すべき事だらうと思ふ。然し何處にも丘陵がある譯のものでは無いから普遍的



第 4 圖

なる好例としては難點があるかも知れ無い。一階は前面玄関より二階は背面玄関より三階は階段によつてと云ふ風に夫々入口を設けたと云ふ風に獨立性への積極策として大いに参考となる可きところであらう。(挿圖4)

經濟性に對しては Kensington の Palace gate の Flats は此の方面に對する新考案として考へる必要があると思ふ大體の考へ方が面白いのでは無いかと思ふ所謂居間寢室等の性質の室2階分に對して浴場便所、台所等の分を3階分を採ると言ふ方法であるだけ水平面計畫を或程度立體的に考慮した事は Aalto に似た考へ方として面白いのでは無いかと思ふ所謂今迄にも考へられた "two-one" system 即ち "duplex" system と云ふ考へ方を "Three-two" system として考へた處に無理な天井高の制限を適格な分割法に解決した要點を以てゐるのである。かゝる事は常識問題として一笑に伏すべきも



第 5 圖

のでは無いと堅く信ずるものである。かゝる基本的な考案こそ計畫的な基礎として慎重なる可きものであらねばならない。實際浴室と居室の天井高を同一視する様な事は誠に不經濟極るものであるいらぬ容積の占領こそ資材不足の折柄大いに止めてもらはなければならない。かゝる意味からしても經濟性第一歩の計畫的基礎の好例として "duplex" より進化させた "three-two" system を挙げねばならない。(挿圖5)

經濟性への考察は全く各方面から考へねばならない。如上の様に計畫的經濟性より施工的經濟性

の方が或は重大なる數字を左右することが多いかも知れない。其の點に於て、組織的部材準備とでも謂ふか“pre-cut”或は“pre-cast”と云ふ文字通り現場施工殊に趣味的な煩雜性に合致すべき現場多様性と言ふ可きものは舊體制と共に葬らねばならないだらう。どうしても安價を目指すためには揃へねばならない。そして單純化せねばならないのである。

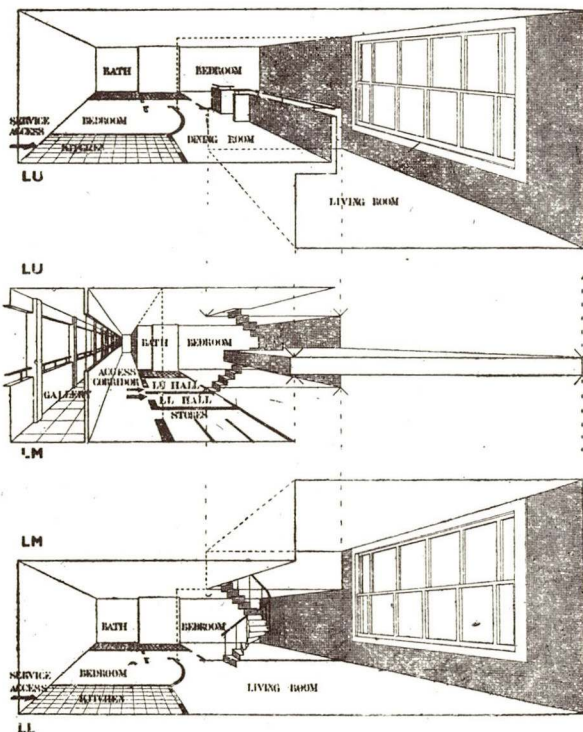
規格化と生産への指針はフォード工場を見た人は誰も肯くだらう建築がまだまだ原始的なところに大きな浪費があるのではあるまいか此の點は大いに考慮せねばならないことではある。然し“pre-cut”と云ふことは案外安くなりませんよと言はれるかも知れない事は建築費の内容百分率が示す様に手間賃の多は案外に少數の値を示してゐることは新年號の新名技師の住宅論中の表示された如くである。此の點も實現性と云ふこと即ち經濟性を考ふる事によつて大いに再考せねばならないだらう。

何が最も高率を示してゐるかは勿論木材即ち主材の使用量である。此の點獨立住宅を建てるよりも共同住宅を建てること云ふ一事だけでも共通壁の

重要共通平面の活用等によつて大いに資材を節約し得る事は明瞭である。尙又木材を使用する事のみを考へずに耐火的殊に重層計畫の場合鐵筋コンクリートの節約方法をも今一度再考を要する事となるだらう。計算的經濟斷面を使用する事は鐵筋量を少なくする事のみ考へてゐる場合現在では全く極致を走つてゐるかも知れない。けれど他方面より鐵筋を使用せず鋼絨を使用して元應力利用の梁等も應用する時代が來てゐるのであるから共同住宅の様なものには大いに利用されてよいものだらうと思ふ。組立式様式を實用化するのには絶好の對象物ではなからうか。勿論それを實用化するには多大の研究が残されてゐるけれど共諸賢の御指導を御願ひしたい次第である。その爲にも規格化された住宅規格化されたる最高の住宅として共同住宅への進化を求めたいのである。即ち經濟的な事を求め實現性を追求すれば極論になるかも知れないが“住宅より共同住宅へ”の持論が擡頭する所以である。そのためにも總ての“organization”と云ふことを考へ始めねばならない。與へられたる資材によつて計畫をすることを超えて與へられる可き資材の改良を目指さずに居れない様な時代になつて來た事を痛感するのである。技術者の所謂計畫に對する基礎概念は進んで資材への改良にまで進んで止まないものである。

3

結局共同住宅は造られねばならない時代的要求がある。尙其の範圍も極めて概念的に謂へば交通機關の發達範圍内の都市周域に於てである。然かも都市に近く高層なるアパートを都市に遠く低層なるアパートを求めらるのは必然的な事であらう。即ち都市にアパートを建築するならば鐵筋コンクリート或は其れ以上の構造物を使用せねばならなくなるだらうし郊外アパートは木造にても満足せらるゝ事となるのである。資材のみの立場より見れば郊外アパートの發達は明かであり都市アパートへの計畫性は薄くだらうが高度國防國家建設への第一石として都市的大防火壁として重層耐火アパートの並列は木造都市防護への賢明なる方法としては取上げられないだらうか。木造都市の壊滅は實情よりして全く不可
(15頁へ續く)



第 6 圖

ア パ ー ト 談 義

新 名 種 夫*

1. はしがき

住宅問題が日に切實になるに伴つて、いろいろな場所、いろいろな機会にこれが話題に上る様になつた。

住宅政策的な根本問題から、個々の住宅の敷地や資材や設計などに關する技術的な問題に至るまで、住宅に關するあらゆる問題があらゆる角度から話題の中心となることが非常に多いのである。

そうした話題の中からアパートに關係のあるものを拾ひ上げ、時代と共に非常に變つて來た最近のアパート觀の一部を紹介することとする。

2. 木造2階建のアパートを排す

最初にきめておかねばならないことは、今日の木造2階建のアパートが果してアパートの資格ありや否やといふ問題である。鐵材の使用制限とセメントの供給不足とによつて、最近のアパートは木造とするのはかはなく、従つて2階建以上は建築不可能な状態にあるが、これがアパートの理想的な形でないことは勿論として、少くともこれが

アパートの長所を幾分でも發揮する建築となり。得るか何うかといふ問題である。

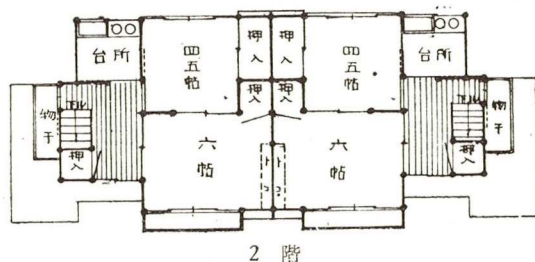
同潤會に於て住宅管理に20年の經驗を持つ細木管理部長は、木造住宅の2階に於ける土間、炊事場、便所等の、防水の不完全から來る維持管理上の缺點を指摘し、階上と階下とを別世帯で使用する住宅(平面圖參照)に於ても、便所のみならず炊事場も是非階下に持つて來ることを主張してゐられるが、使ひ勝手の上から言つて、便所が階下にあるのは幸甚出來るけれども、炊事場を居室と分離して階下に移すといふことは、1日の時間の大部分を炊事場と居室との間の往復に費してゐる主婦にとつて、これは全く苦痛といふのはかはなくこの不便を除く爲に居室の1つを階下に持つて來ればこれは、寧ろ長屋の形式に戻ることでありアパートの特長はなくなるのである。

今日市井に簇生しつつある所謂アパートの様に炊事場、便所、洗濯室等を共同にし、腐蝕、漏水等維持管理上の缺點を除く爲に、その部分にのみ無筋コンクリート造などの耐水的な構造を用ひる方法が考へられるが、アパート隣組などの組織によつて、共同炊事の實施といふ所まで生活様式が押し進められなければこれは全く鵠的な不便極まるものであることは、已むを得ないから諦めてはゐるものの、今日のアパート生活者が誰よりもよくこれを知つてゐる筈である。

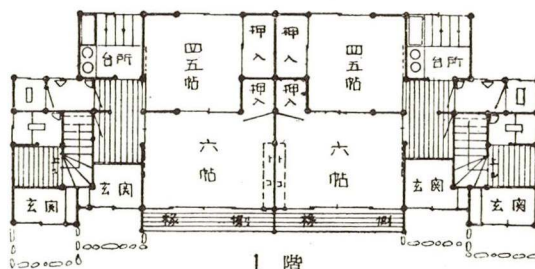
この様にして、今日の生活様式に於ては、木造2階建アパートは世帯向住居として寧ろ長屋建築に如かずといふ事になるのである。

又、1戸建乃至長屋住宅に比べてアパートの特長とする點は、建築延面積に對する用地面積の節約、煖房、給水衛生工事等の施工の容易なること従つてその各戸當工費の節約などであるが、これは多數の世帯を收容し得る高層のアパート建築にしてはじめて可能であり、その爲には建物は鐵骨又は鐵筋コンクリート造たるのはかはないから、従つて茲に論議の對象として取り上げられるアパ

工場員向小住宅實例圖



2 階



1 階

ートとは、今日實際問題としては實現不可能な鐵骨又は鐵筋コンクリート造のアパートといふ事に歸着するのである。木造2階建の今日のアパートの如きは、嚴格な意味ではアパートたるの資格はないのである。

3. 持家が貸家か

扱、アパートは貸家住宅の1つの形式である。その最も進んだ形式であると言へる。だから、住宅の供給が民間企業家の手に委ねられた儘放任せられて居た時代ならば兎も角、住宅營團の様な組織を以て今日國家がその供給に乗り出さうといふ様な場合には、『アパート談義』も亦住宅を供給する國家の方針が、國民になるべく家を持たせるといふ方向に向けられるべきであるか或は貸家として提供することを原則とすべきであるか——といふ根本問題から出發しなければならぬ。萬一各家庭に必ず家を所有させるといふことが國家の大方針ともいふならば、『アパート談義』はそこで萬事休するからである。

持家論は大略次の様な理由を以て我國情として各家庭に夫々家を持たすべきことを主張する。

(1) 國土計畫には各種産業に對する適當な立地とそれへの定住計畫とを含んでゐる。定住計畫を伴はない國土計畫はあり得ない。住宅を建設し之を所有させるといふ事は定住計畫の出發點であり最も効果的な方法でもある。

(2) 家を自己のものとして所有し度いといふ希望は、鳥が巢を營み兎が自分の穴を持つと同様、人間の本能に近い欲望である。従つて家を持たせるといふことはこの欲望の満足によつて思想を健全ならしめるのに大きな効果を持つものである。

『家を持つ』といふことが家庭生活に入るといふことを意味する如く、家を持つことが我國の家族主義の出發點ともなり、郷土愛延いては國家觀念の源泉となる。

(3) 自己の責任に於て建物の維持管理を行ふ故に、自然家を大切に取扱ふこととなり、貸家にあり勝な建物の衛生條件の急速な低下が防止せられると共にその壽命が増加する。

こうした議論に對して、住宅は凡て國家又は公

益團體等にて所有する貸家とすべしといふ論者は次の様に應酬する。

(1) 定住計畫とは一定の人をその所に固着せしめるといふ意味ではなく、或産業に對して適當なる一定數の人が常にそこに居住してゐることを要求してゐるに過ぎない。従つて家を所有させることが人をそこに固着せしめるといふ効果は、適當なる人を適當なる場所に移動せしめるといふ意味からは、却つて悪い結果を招きはしないか。

(2) 又、今日人々が家を所有し度がる理由は貸家の大部分が營利的な家主の手で經營せられ、不完全な住宅を高い家賃を拂つて借らねばならないからであつて、決して人間の本能的な要求ではない。故に若し國家又は公共團體等の經營する安くして良き住宅が何時でも借りられるならば、家の所有欲は解消する筈である。

(3) 持家に居住する場合と貸家に居住する場合との國民思想の上に及ぼす影響の差は、持家と貸家とが混在する場合にのみ生じ得るので、全部が貸家の場合には全部が持家の場合と住生活より受くる國民の思想的影響は變らないであらう。生活哲學の確立を目標として住生活を適當に指導することによつて、國家觀念涵養に關する持家貸家の區別はなくなし得る。

(4) 維持修繕の點に就いても、營利的な家主が打算的な立場のみからこれを行ふよりも、又多くは費用の出し惜みから間に合せの姑息な修繕で一時を糊塗し勝な持家の場合よりも國家又は公益團體等が専門家を常置して純技術的な立場からこれを行ふことになれば建物の壽命は却つて延長し得る可能性が多いのである。

貸家の居住者が建物を亂暴に取扱ふといふ様な點は、國家の權能に於て取締ればよい。

(5) 次に貸家の方が家族構成を住宅の太さとの關係を適正ならしめ得るといふ便利がある。持家なるが故に大きな邸宅に小人數が住み、又小さな家に多數人が非衛生的な過密生活を營んでゐるといふ様な不自然は、少くとも國家又は公益團體が住宅を經營し家族構成

と住宅の大きさとの関係を規定して、多収入小人数の家族にも一定限度以上の大きさのものは提供しないと同時に、低収入多人数の家族に對しては、社會政策的な方法によつて、過密にならない大きさの住宅を與へるといふことにすれば解消し得るのである。

以上が貸家論者の意見であるが、持家論、貸家論のほかに、その中間の兩者併用論もあつて次の様な論據に立つてゐる。

(1) 敷地を細かく分割して小住宅を建設する場合がある場合は、これを分譲して持家たらしめることなく、貸家として將來敷地を一團地として取扱ひ得る様にしておくことを必要とする。

(2) 敷地を相當に廣く取り得る場合には小住宅でも分譲して、持家とし家族數が増加した場合には建て増しを行ふ——所謂成長する家といふ方法も考へられるが、成長する家は間取として常に大きな無理を伴ふものであるから、この場合を延50平方米程度以下の住宅は貸家として家族數が増した場合には一段大きな貸家に移り住むことの自由を確保しておくことが適當ではないか。

(3) 大きな住宅は持家、貸家の何れとするも自由であるが、何れの場合にも一定限度以上に大きな邸宅の建築は、現在の様な資材關係からではなく、もつと根本的に住宅政策的な意味からこれを抑制する。——

扱、以上3つの議論の中持家論は人の移動がある限、實際問題として持家ばかりの状態の永續は不可能であり、寧ろ貸家論の方が住宅の國家管理まで唱へられる今日實現性が多いと思ふ。

だが全ての議論がそうである様に、この議論に於ても最後の兩者併用論——言はば今日の實狀に多少の制限を加へて、持家貸家の無統制な状態を整理しやうといふ考へ方が、最も實際的でもあるし最も實施可能なものでもあろう。

兎まれ、我國住宅の大部分は實狀として貸家であり、殊に都市の住宅は地價の關係と人口移動の激しきとから、今後も貸家が主體となる事は依然たる事實として残るべく、茲に於て貸家の最も進んだ形式としてのアパートが都市の住宅として適當なりや否やの問題が浮び上つて來るのである。

4. 經濟から防空へ

既成大都市及び發達の途上にある中都市の住宅は主としてアパートに、新興都市の住宅は都市計畫的に充分考慮せられた敷地割の上に、1戸建又は2戸建として計畫するを可とするといふ様な議論が一應常識的に唱へられてゐる。だが單純にそれを鵜呑にしていいか何うか。アパート談義はここにも花が咲く。

(1) 既成大都市、特に東京、大阪の如きは、既にその發達の極致にまで達してゐて、交通機關、都市衛生設備、文化施設などが、市域の廣さや入口の密度と相作はない爲、今日では大都市としての恩恵よりもその害悪の方が膨脹に作つて急速に増加しつつあるのが實狀である。特に空襲等非常時の状態を想像する時既成大都市少くとも東京、大阪、横濱等の如きは最早今日以上の膨脹はこれを抑制すべきではないか。寧ろ現在の人口をも適當に分散する政策を行ふことすら必要ではないだらうか。

この意味から用地節約を目標として既成大都市にはアパートをといふ議論は却つて人口の過密を激化するものとして排斥すべく、唯既存の木造住宅を耐火構造化し、又敷地を疎開する目的を以てアパート化する場合にのみこれを是認し得る。

大都市の住宅難は目下の重大問題として應急的對策を必要とするものではあるが、これは飽くまで應急的對策として考慮すべく、一方恒久的見地から既成大都市の人口を分散せしめる方法を國土計畫として樹立することを忘れてはならない。この意味で住宅政策は何うしても國土計畫の一部としてこれを実施する必要が感じられるのである。

(2) 現在發達の途上にある中都市に對しては防空の見地より敷地の疎開と住居の耐火構造化とを目標として住居形式にアパートを採用する事は適當である。但しこの場合、1戸當空地面積は1戸建住居の場合に比して多少減少することは已むを得ないとするも、住宅のアパート化を敷地節約の目的に於て行ふのではなく、敷地疎開の目的にて行ふといふ考へ

方にて取扱はねばならない。

この様にして、都市に於ける高價な敷地を有効に利用するといふ經濟的な目的から發達したアパートは、都市住宅の形式として、防空的な見地から住居の耐火構造化とその敷地の疎開とを目的として取りあげられる様になつて來た。全く時代の推移と言ふべきである。

5. 日本人の住居形式としてのアパートの可否

扱、最後に、ではアパートといふ住居形式が果して我々日本人の住居として適當なりや否やといふ問題がある。

我國には徳川時代から庶民住宅として棟割長屋式の形があつたが、アパートの發達は高層建築の發達と伴つたものであるから、これは外國に於ても比較的近代的な所産であり、我國に於ては更に最近に發生した貸家の新形式である。

アパートが日本人の住居形式として適當なりや否やの問題は、既に『持家か貸家か』の所で一部その點に觸れてゐる。我國の家族主義尊重の思想は貸家住みよりも持家に住むことによつてより多く涵養し得るといふ考へ方である。アパートは貸家建築の最も尖端を行くものであるから、この意味から最も非家族主義的な住居形式だといふことになるのである。

だが、我國の住宅の大部分は貸家であるが、日本人の家族主義延いては國家觀念は、貸家に住むであるといふ事の爲に悪影響を蒙つてゐるとは考へられない。これは今次の事變に於て、自己持の大邸宅よりも9尺2間の棟割長屋から忠烈無比の勇士が輩出してゐる事實が雄辯にこれを證明してゐると思ふ。

ではアパート居住者が何となくコスモポリタンの性格となり易いと言はれるのは一體何處に原因があるのだろうか。

(1) それは1戸數室の世帯向のアパートの場合でも、その居住者の占有するものは部屋だけであつて土を占有しない爲の様である。長屋は形式的にはアパートと隔たること遠からずとはいへ、土を占有するとしないとに兩者の根本的な相異がある。郷土愛延いては國家觀念涵養に對する土の影響は、かく根強く且

深いものである。日本人の住居形式として、アパートメントはこの意味で不適當である。

こうした理由からか否か、獨乙の住宅計畫は初期のアパート風な形式から、最近では次第に敷地を廣く取つた。1戸建又は2戸建の形式に變つて來てゐる様に思ふ。

6. むすび

前項に於て防空的立場から都市の住宅形式はアパートを適當とするといふ結論が出てゐるのに對し、今度は國家觀念培養の見地から、日本人の住居としてアパートは不適當であるといふことになつた。『アパート談義』たる所以である。

筆者はこの間に立つて敢て結論に到達しやうとは思はぬ。アパートを中心として取りあげられたとは言ふものの、これ等の議論の根底に横る問題は、簡単に結論に到達すべく餘りにも廣く且大なるものがあるのである。

住宅計畫の立場のみより考へれば廣い敷地に配置せられた耐震耐火構造の1戸建乃至2戸建の住宅群のユートピア的な風景も想像されやう。土に親しみ得ると同時に防空的でもあり得るのである。

かく考へればアパートは畢竟純粹な意味に於いて住宅の理想的な形態ではなく、何等かの經濟的なもの政策的なものを背景としてはじめて是認せられるべき住居の形式だと見るべきである。

時局が軍需工場の大擴張と勞務者住宅の大量建設とを要求してゐる一方に、工場及び住宅の敷地として潰される農耕地の面積が新しく開拓せられる農耕地の面積を凌駕し、食糧問題の將來に一つの暗影を投げ掛けつつあるといふ事實がある。アパートを採り入れるべきか、1戸建乃至2戸建本位で行くべきかといふ問題がこうした所からも發生するのである。

土地の問題、人口の問題、資材の問題、その上更に差迫つた國際情勢がある。これ等の關係の調和を計ることが今日總ての問題解決の始でありそして終でもある。『アパート談義』はこれ等の根本問題がアパートを中心としてその片鱗を見せたとに過ぎないと考ふべきである。

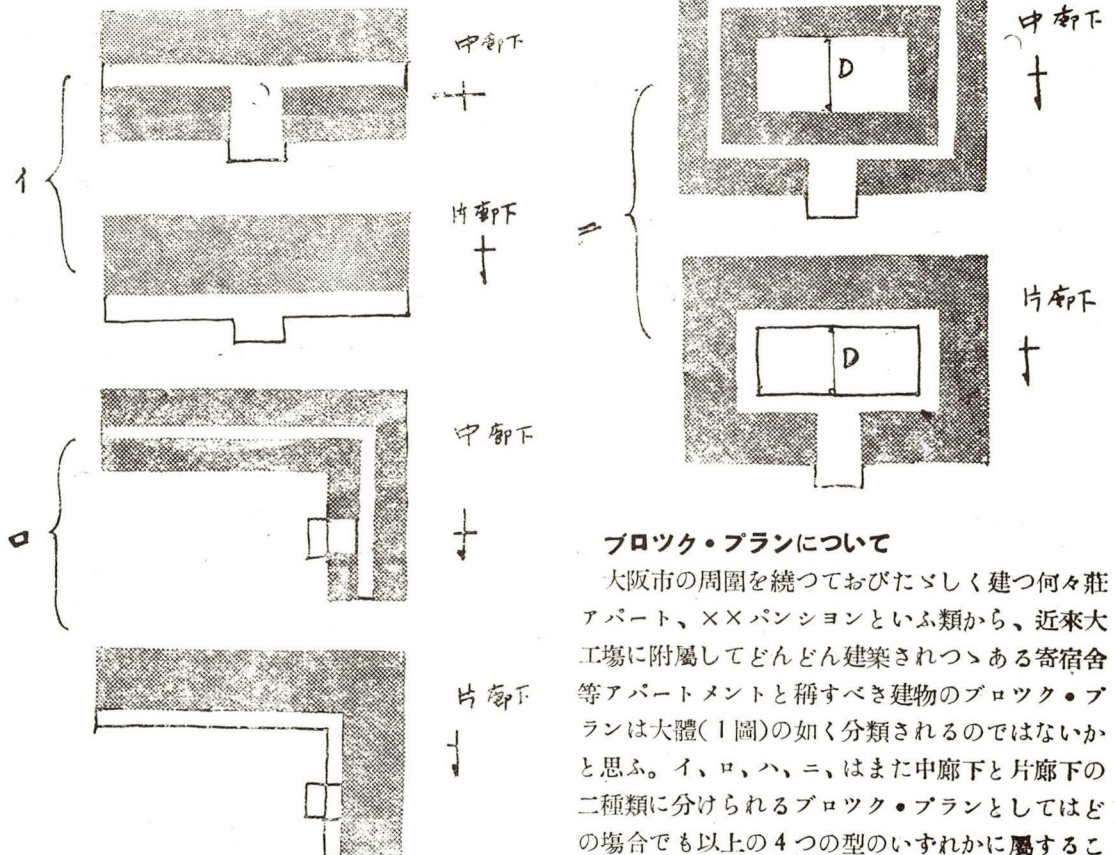
東亞共榮圈の確立を必要とする所以であらう。

ア パ ー ト メ ン ト 設 計 覚 え 書

酒 井 清 一 *

事變後發生せる住宅問題は益々深刻の度を加へそれに伴つて建築家の技術的解決への關心も漸く高まりつゝある。國民住居、勞務者住宅、の大量建設と質的向上の問題の中には獨身者收容の所謂アパートメントも含まれるのは當然である。現在のアパートメントの發展は多分に自然發生的なまゝであり、今後住宅問題を繞つて、アパートの質的吟味向上も建築技術者に課せられたる問題であろう、アパートメント設計に當つて當面することの問題について書き綴つて見やう。アパートといつても、茲では主として獨身者向の所謂アパートの謂である。

第 1 圖



ブロック・プランについて

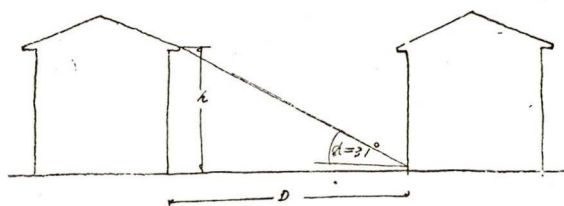
大阪市の周圍を繞つておびたゞしく建つ何々荘アパート、××パシヨンといふ類から、近來大工場に附屬してどんどん建築されつゝある寄宿舍等アパートメントと稱すべき建物のブロック・プランは大體(1圖)の如く分類されるのではないかと思ふ。イ、ロ、ハ、ニ、はまた中廊下と片廊下の二種類に分けられるブロック・プランとしてはどの場合でも以上の4つの型のいずれかに屬することになると思うが、敷地の型狀方位の關係から更

*筆者は酒井建築事務所主

らに各型に中廊下と片廊下を併合される。兩體のプランニングからいふと、各單位室を廣間、共同部分に連絡する廊下の取り方といふ事に歸着するのであるがこの問題については項を更めて述べる事にし、こゝではこのブロック・プランについて、その得失を吟味する事に止める。イ、ロ、ハ、ニ、と4つの型に分類して見たが、之れは何もアパートのみに限つた事でなく、ホテルとか貸事務所のビルとか、一つの單位室が多く集合して形成する種類の建物も亦この分類に別けられるので、之れは敷地の形狀によつて、單位室の採光面を出來得る限り多く取る必要上から成りたつた必然的な型であるが問題はいふまでもなくいづれの場合にも必ず北面する側は1日中太陽光線の入らない暗い單位室が出来る事である。もつともこれがためには北面する側に、出来る限り便所、台所應接室等に、比較的自然光線を住室程必要としないものを配置するといふ考慮をされるのが普通であるがそれにしても大抵の場合2階にある北面單位室はそのまゝ住室として使用されることになる。住宅問題が今日程深刻化されない事變前一時アパートメントも既に飽和状態に達した時があつた。その頃のアパートメントにはこの北面する單位室の借手がなくいつも空室にしてゐたアパートが多くあつた。がしかしこれは大抵の場合考慮されてゐることであつて今更に云々するには及ばないことであらう。

住室としては採光面が南又は東西することを理想とする。西面する採光面は夏季に於ける夕日に耐えられない。さういふ點から各型式のブロックプランを考へて見ると、イ型は中廊下の場合には廊下を南北軸として單位室を東西南面に配置されることになる、この場合北面室は出来ないが西面する單位室が相當出来ることとなつて餘りいゝプランとは言えない。片廊下の場合廊下を東西にとれば單位室は全部南面して之は理想的な配置になる。ロ型は單位室を圖示の如く東、南、西すれば中廊下の場合北面、西面の室が出來片廊下の場合には少々理想的と言へる。

ハ型の中廊下の場合北、西面が出來片廊下の場合西面のみが出来る、ニ型は中廊下片廊下共いすれも北面西面の單位室が出来る。尙この場合中庭の巾Dは(2圖)の如く太陽入射角の關係から相



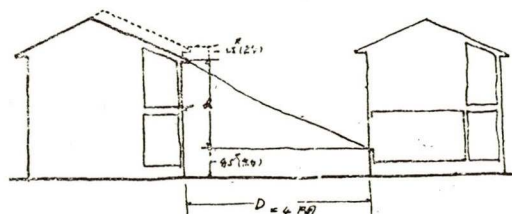
$$D = h \cot 31^\circ = 1.66 h$$

D = 中庭の北寸

h = 建物の高さ

31° = 冬至の午に於ける太陽高度

(10)



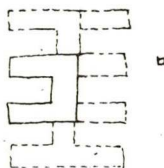
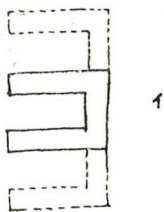
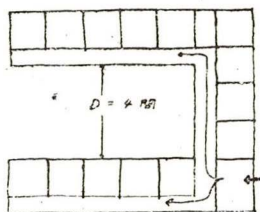
$$h = 20 - (15 + 4.5) = 14$$

$$D = 14 \times 1.66 = 23.2 \text{ (4 M)}$$

第 2 圖

當の巾を見なければ1階に南面單位室の冬季における太陽光線は入らないが大抵の場合はその考慮は拂はれてゐない様である。

これはDを大きく取ると敷地面積が増大して採算上のバランスが取れない關係であらうと思はれる。上のイ、ロ、ハ、ニ型の吟味から得られる結論はイ型片廊下とロ型片廊下の型が最もいゝ事になる。これは主として單位室の採光面からのみ見た結果であるが、更にアパート平面を構成する各要素に中廊下と片廊下の得失(いづれも後述)といふ問題も含めて、こゝに理想的なブロック・プランの案をスケッチして見るとB圖の如くなる。イ型片廊下、ロ型片廊下を合はしてハ型を構成する場合中庭の巾Dは最少限4間として、前面棟の断面においてhを出來得る限り少く取る様な技術的な工夫が必要である。2圖の算式より普通軒高を20尺としても最少限5.5間は必要とするが實際上の問題としては敷地利用の上から不可能な場合が多い。そこで少しく工夫して成るべくhを小さくするため(2圖イ)の如く取れば、最少限4間迄は縮少し得られる。東面する側には主として



第 3 圖

共同部間（後述）を之れにあてれば、單位室は全部南面の方向に取り得る事となり、採光條件其他は各單位室とも均一の状態におき得る事となる。尙このスケッチを基本形として更らに（3圖）イ、ロ、に迄發展せしむる可能性をも持つ。

廊下の取り方（中廊下か片廊下か）

前項に於いて吟味した如く採光面より見たブロック・プランを決定するものは結局廊下のとりかたといふことに要約されると思うのである。しかもそれは片廊下の型式が中廊下の場合に比較してはるかに好條件に置かれるといふことは、次に單位室の通風換氣といふ點に於いても同様である。こゝでは主として片廊下と中廊下の得失について吟味して見やうと思ふ。一概にはいはれないかもしれないが多くの場合中廊下の型式を取られてゐるのが多い様に思はれる。これは勿論敷地の形状と、建築面積の經濟といふ因子に基づいてゐるのであるが後者の方が多く決定條件として考へられ

るであらう。建築物法規で片廊下の場合は1.2米以上中廊下の場合は1.5米以上と規定されてある。その得失の割合は4圖の如く、中廊下の型式を片廊下にするにより増加する巾員は0.9mとなり之れに廊下の延長を乗じた面積だけ建築面積が増加する事になる。寄宿舎の如く相當大きな建物では廊下の延長も長く、したがつて、その増加面積は相當大きくなつて中廊下の型式を取られるのもやむを得ないと思わねばならない、がしかしその部分のみについてのみいふならばその増加面積は明らかに經濟的であらうが、之を後述する如くアパート全體の配置よりそのパーセンテージを求むればその増加面積の割合はもつと減額されるのではないかと考へられるのである。

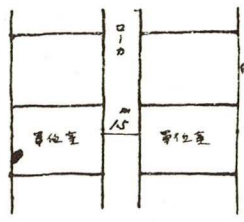
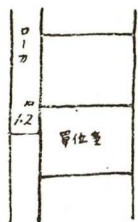
次に中廊下と片廊下の機能的な比較であるが中廊下の場合、廊下の採光はどうにも解決し難い、尤も廊下は住室でないから差支へないではないかといつてしまえばそれ迄であるが廊下の延長が相當長い場合は中央部あたりは人工照明を必要とする位ひである。

それと單位室が向き合つて扉の開閉毎に内部を見透されるといふ缺點もある。通風換氣といふ點に於いてもたしかな實驗の結果ではないが片廊下の方が中廊下に比してその条件はいゝといわねばならない。中廊下と片廊下の問題は以上の如く機能的な得失をも計算に入れるならば、中廊下の經濟的理由といふ事は、アパート平面決定の上に於いても少し考へて見なければならぬのではあるまいか。

中廊下の持つそれらの缺點について消極的では

片廊下

中廊下

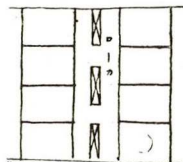
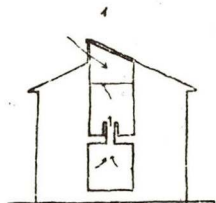


中廊下を片廊下とした場合

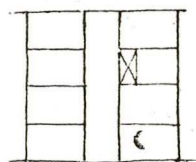
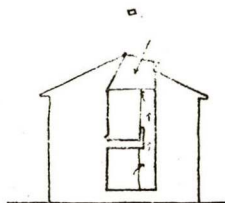
廊下巾員1.2mでは

$$(1.2 \times 2) - 1.5 = 0.9 \text{m}$$

第 4 圖



断面



平面

第 5 圖

あるが私しの試みた解決法は採光のためには誰もが考へるトップライトを取ること、2階の廊下はいゝとして階下の廊下であるが(5圖イ)の如く廊下の中央部(片側でもいゝ)に吹抜きを造ることである。しかし之もよく考へると中央部に吹抜きを造るとなるとそれだけ廊下の巾を増大することになりその巾を最少限2尺とするならば、むしろ片廊下にした方がはるかに明快な解決法だといふことになるので單位

室のいくつかを一部分犠牲にしてその部分に吹抜きを造るのである。5圖ロが結果はその附近のみ散光によつてわずかに明るい程度で餘り感心した方法ではないしかし換氣の點から云ふとこの吹抜

きは相當な効果がある。それと同時に中廊下を横に臥した一本のダクトと考へ、階段室は上へのダクトと見る、そしてその兩端は必ず開放する事階段室は塔屋を通じて屋上に、開放し置くことである。

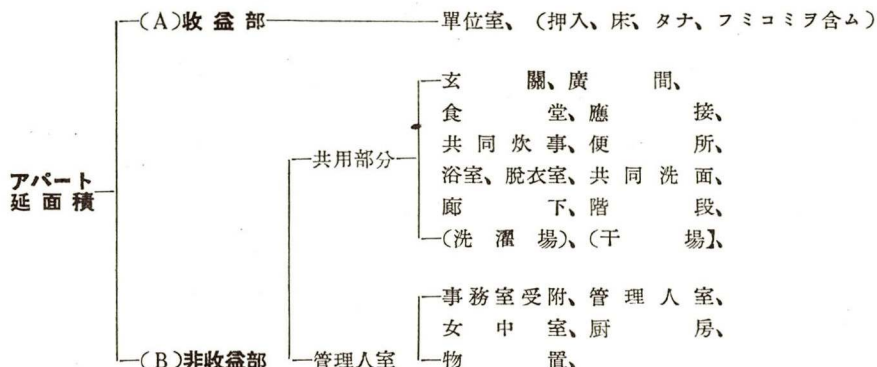
最近住居の衛生學的見地からこの通風換氣といふことが特に重要視されて來たが、アパート單位室の換氣についてはもつと科學的検討を加へらるべきだと思う。アパート居住者には結核患者が多いといふ事をどつかで見たと思うが果してそれが事實だとすれば、何もその原因は中廊下にあるとはいわないけれども、或はその何分の1はこの換氣條件といふことも考へられるのではないかと思う。

廊下の問題に關聯して下足の問題に觸れねばならないがそれに對しては私は唯簡單に日本におけるアパートは矢張り玄關で靴を脱ぎスリッパばきの型式を取るべきであるといふ意見を述べるに止める。

平面構成要素について

アパート經營の採算上の収入は主として單位室の室代、及食堂の設備ある場合は賄より上る收益

であるが後者は前者に比して微々たるもので殆んど使用人等の食費がバランスされる程度が上々の部といふべきである。それ故前者がその収入となるわけである。そこでアパートの平面を構成する要素を分析して収益部と非収益部に分ける。収益部は單位室の合計、非収益部はその以外の全部であり之を更らに細かく分類して表にすると次の如くなる。



一つのアパートに於いて(A)の面積が(B)に比較して大きい程經濟的なプランといふことが出来るわけだが、しかしこの割合には凡そ限度があつて、その限度以上にはAを大きくすることは不可能な問題である。いま私の手元にあるアパートの平面を上表の各要素に分類してそれぞれの%を取つて見ると6圖に示す表の如くなる。

(表に撰んだアパートは殆んど實施されたもので筆者の設計したもの及雑誌に發表されたもの等大體木造2階建の同程度のものである)

即ち(A)収益部は單位室面積の合計、(B)非収益部その以外の面積の合計である。いまこの(A)の建築延面積との割合を見ると、 $\frac{(A)}{(A)}$ 欄の各數値がそれである。値の大きいもの程収益部が大きくなりつまり經濟的にプランニングされた事になる。勿論、アパートによつて食堂の設備のあるのとないのと又は應接の有無等の理由による不同もあるが大體最低0.475より最高0.73迄その平均値は0.58である。これが前述したAとBとの割合の限度と見て差支へあるまいと思う。そこでこの限度からアパート計畫にあつて大體の採算上の見當をつけ得る便宜がある。即ち、先ず計畫される敷地の大いさを與へられるとする。上表を通算して敷地

第 6 圖

項 目 名 稱	廊下型式	(イ) 建築延坪	(A) 収益部	(B) 非収益部	$\frac{(A)}{(イ)}$ %	(C) 室 數	$\frac{(A)}{(C)}$ 単位室一室 當リ坪數
1. K ア パ ー ト	中及片	258.80	164.00	94.84	0.635	41	4.00
2. O ア パ ー ト	中	173.28	106.00	67.28	0.614	28	3.80
3. N ア パ ー ト	中	194.50	139.50	58.00	0.730	34	4.10
4. A ア パ ー ト 1 號	中	150.50	85.00	65.50	0.550	22	3.87
5. A ア パ ー ト 2 號	中	166.00	92.00	74.00	0.550	24	3.82
6. I パ ン シ ョ ン	中	280.00	161.00	114.00	0.590	52	3.12
7. S パ ン シ ョ ン	片	341.00	185.00	156.00	0.540	37	5.00
8. T パ ン シ ョ ン	中	160.00	87.85	72.21	0.550	22	4.00
9. T パ ン シ ョ ン	片	203.88	102.00	101.88	0.515	18	5.80
10. R ア パ ー ト	片	371.70	207.50	164.20	0.560	35	5.94
11. R ア パ ー ト	片	302.50	166.00	136.50	0.550	28	5.94
12. T ア パ ー ト	中及片	253.00	127.90	125.10	0.512	36	3.55
13. H ア パ ー ト	中	242.00	157.00	85.00	0.650	44	3.58
14. K パ ン シ ョ ン	片	195.00	93.00	102.00	0.475	22	4.20
					0.58		4.35

と建物との割合は建築物法によつて定められてゐるから、その割合で建築面積を算出する。次に之を2階建として2倍して建築延面積を得、しかして之に先きの限度0.58を乗じて収益部面積の合計を得る、然る後後欄の単位室一室當りの面積にて除すれば単位室の室数を算出する事が出来得る。算式して示すと次の如くなる。

$$\text{単位室數} = \frac{(\text{敷地面積}) \times 0.6 \times 2 \times K}{\text{単位室一室當面積}}$$

Kは $\frac{(A)}{(C)}$ にて示す限度にして0.58 (平均値)

この算式の0.6は敷地面積と建築面積の割合を法規による最大限を取つたものであるから、少しゆとりのあるアパートを計畫するならば、0.5~0.4位ひを押へる。尙Kもゆとりを見て0.5位を取れば共同部門において餘裕を持ち得ることになる。次に室數にて(A)収益部(単位室面積の合計)を除したものが単位室一室當りの面積である。之れには単位室に附屬する押入床の間踏込み、其

他を含んだもので表によれば最低3.12坪より最高5.94坪その平均値は4.35坪である。前記の算式にて大體の見當をつける場合単位室面積をこのあたりに置いて計算すればよいと思う。小室を多く計畫するものとすればこの値は3.0坪位ひに押へればよいと思う。

次に単位室の種別及收容人員について表を造ると7圖の表の如くなる。

洋室は疊數に換算したものとす、9帖と言ふのは6帖及3帖の續き間の場合を指す、10帖はすべて洋室である、表に見る如く各アパートを通じて4.5帖6帖が大部分を占める、收容人品について見ると、表に示した數は大體――

4.5 帖	1 人
6 帖 ~ 8 帖	2 人
9 帖 ~ 10帖	3 人

收容し得るものとして計算したものであるが實際は殆んど各室1人といふのが多い。

第 7 圖

	單位室 大 小 及 室 數						(可 能 數)	一人 當 り 延 坪	
	合 計	4.5 帖	6.0 帖	8.0 帖	9.0 帖	10 帖	收 容 人 員		
1	41	24	15	2	0	0	58	4.95	6.30
2	28	6	16	6	0	0	50	3.55	6.32
3	34	14	20	0	0	0	54	3.60	5.72
4	22	10	12	0	0	0	34	4.45	6.85
5	24	8	16	0	0	0	40	4.15	6.90
6	52	43	9	0	0	0	61	4.60	5.40
7	37	3	24	6	4	0	71	4.80	9.20
8	22	4	17	1	0	0	44	3.65	7.30
9	18	0	0	0	16	2	38	5.35	11.12
10	35	0	18	2	15	0	81	4.33	10.30
11	28	0	12	0	16	0	72	4.20	10.40
12	36	19	17	0	0	0	53	5.12	7.02
13	44	30	14	0	0	0	58	4.17	5.50
14	22	0	18	4	0	0	44	4.45	8.85
								4.39	7.65

- ・ 一人當り延坪は可能收容人員にて前表建築延坪を除したるもの
- ・ 欄外の數字は實際上の一人當り延坪にして室數にて前表建築延坪を除したるもの

そこでこんどはこの收容人員1人當りの延面積をもとめて見ると、前記の假定による收容人員の場合は1人當り延坪が最低3.55坪より最高5.35坪でその平均値は4.39坪である。

實際の場合各室1人として計算すると、欄外の數の如くその平均値は7.65坪である。いま之を普通俸給生活者階級の住宅における單位面積と比較して見る、統計によると

その階級の最も大多數の世帯人數が3人～4人としその 1人當り疊數 3.1帖

1世帯疊數 12.6帖

としてそれに、押入、台所、便所等面積を加へ

た單位プランが、約、11坪～12坪とすれば、1人當りの單位面積は、3坪～4坪といふことになる。之とアパート居住者の單位面積と比較すると、アパート居住者の方が遙かに餘裕がある様である。

尙、上表の外に非収益部を構成する各要素の面積の統計を作つて見たいと思うし、更らにその各要素の合理的な連絡、單位室の決定、設備の問題についても書いて見たいと思うが最早締り日もなく紙數もつきたであらうからこの邊で筆を擱くことにする。貧しい統計と舌たらずの文章でまことに恐縮であるが、諸氏の何等かの参考の一端にでもなれば幸甚である。

(5頁ヨリノ續キ)

能事であり防火改修工事のみにては全く心細い思ひを何ともする事は出来ない。緑地地帯を造る事を考へるならば之に併せて三階或は四階建の都市防火壁としてのアパートメントハウスは全く有効なる存在價值があるものと思はれるのである。斯く考へて來るならば郊外アパートよりも急に都市

アパート實現を要求して止まないののである唯無統制下に行はる可きものではなく全き計畫と斷行的勇氣を以て行はる可きものであらう。要するにアパートメントハウスの名に於てかゝる住宅對策は考へねばならぬ事では無からうか。全き計畫をするためにその綜合性獨立性經濟性の熟慮を改めて要求する次第である。

パ　ア　ー　ト　建　築　と　造　園

白　川　泰

全人類凡てを同時に併も平等に幸福にすると云つたことは決して可能なことではない。従つて、吾人は少くとも吾が民族・國民のそれを齎らすと云つたことに先づ第一に努力をしなければならない。新體制時局下の今日の日本に於ては特にそれが高度に要求されなければならない。それが爲には他の民族・國民の最善なるものとそのやり方を涉獵攝取し、吾が長所の助長と短所の改良に骨を折ると云つたことに決して吝であつてはならない。このことは誰しも良く御承知のことと存する次第である。

吾人を取り早く幸福にして呉しる唯一のものは吾人の日常生活と密接不離の關係にあり、始終その内にあつて明日の活動と今日の日本を背負つて立つて行くための大切なエネルギーを充分に養ひ蓄へるための快適なる住居の問題であらねばならない。

所が、吾人の住居たるや今日尙舊態依然たるものがその大部分であり、中流階級乃至はそれ以下のものに至つては甚だ遺憾なるもののみなりと云つても決して過言ではない状態であり、特に近來盛に行はれてゐる住居の様式としてのアパート、それには高級中級下級向・少人数家族向・獨身者向・男子向・女子向等その狙ひ所により種々なるものを實現してゐる様であるが、その特種財團の經營にかゝるものの以外には組織的に見て技術的に見て餘り目新しいものは多くない様であり、これも高度の利潤と云つたものの追求のためには已むを得ぬ事情であるかも知れないが、一般にアパート住ひと云へば敷地一パイに建て込められたる貧弱な張りぼて式の建築物にタイル張りの玄關をそなへ、それより狭小なる中庭の植込らしいものが望まれ、その内にモダンマダエの若い男女がうかめて右往左往してゐると云つた圖を思ひ浮かべられる人も少なくないであらませう。併し、眞のアパート住ひと云つたものは決してきよいなものではないことは誰しも御承知の上にも御存知

の所でありませう。

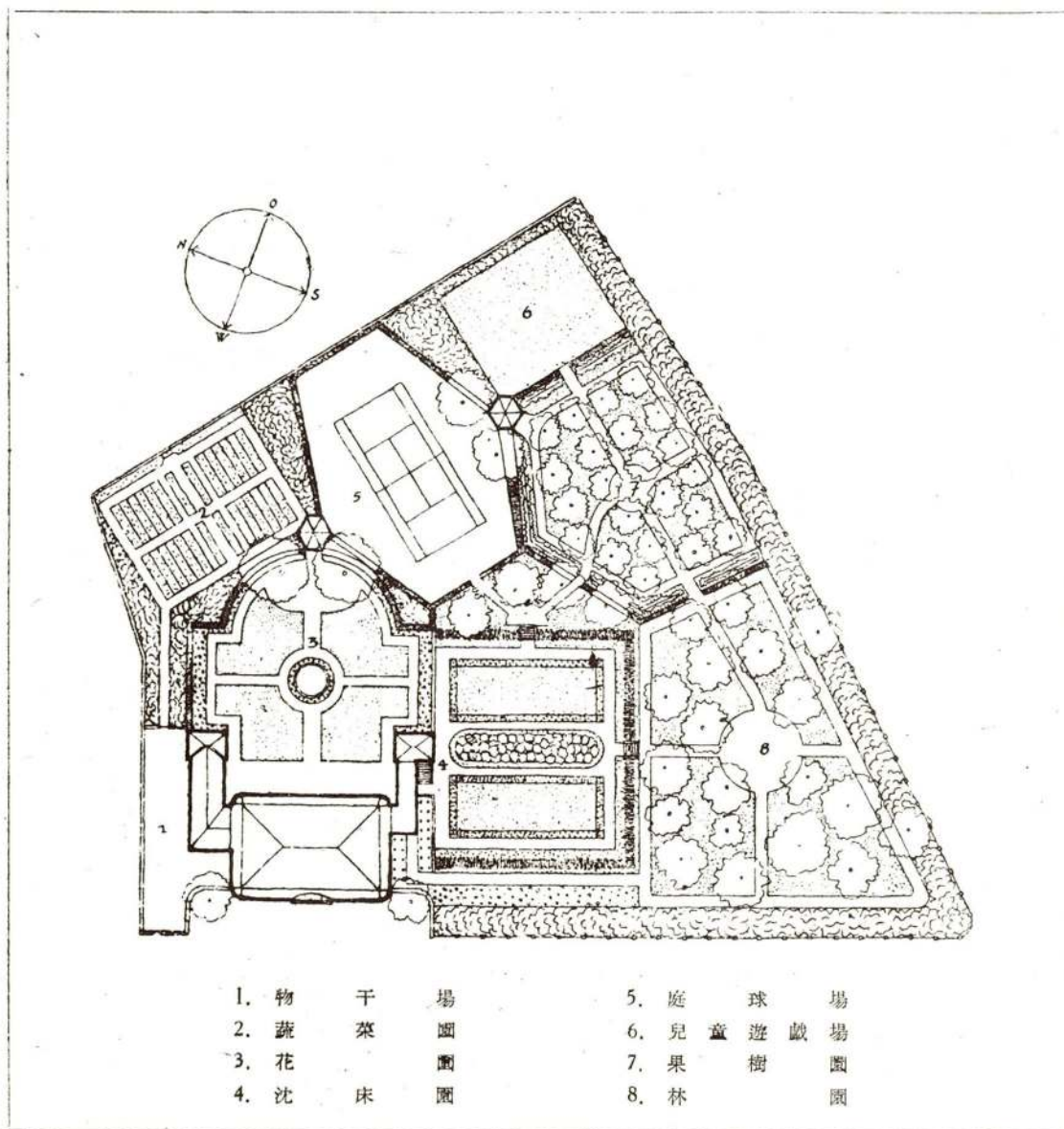
元來、アパートは團體的共同生活の理想的に具體化され得る住居であり、日常生活のための諸般の施設に對しては、個人的にはその施設の容易ならざるを感じしむるものさへをも共同の下にこれを具體化し實現せしめ、經濟的生活の内に併も文化的な諸般の施設の高度の恩恵に浴し得ると云つた所にその特長を發揮し、共同の電話・暖房・冷房施設等を初め、應接室・談話室・俱樂部室・娯樂室・讀書室・裁縫室・ラヂオ室・新聞室・醫務室と云つたものを備へ、その敷地内には戸外に個人の住居ではその設備に相當困難を感じるかも知れぬ庭球コート・弓場・花壇・芝生廣場・ラヂオ體操場等と云つたものを、又、家族向のアパートにありては、乳幼兒のための戸外遊戲場・砂場・ブランコ・スベリ台・其他の遊戲機具・運動機械等を完備し、或は又、その一劃の共同分區農園よりは新鮮なる野菜と美しき草花を贈り、更に大なる規模のものに至つては共同の溫室・農場・牧場等の施設をも完備し、最も理想的なものに至つては、一アパート員共同のための農場を經營して食料の自給自足を計り、共同購買の利便を計る等、それ自體一つの完全にして理想的なる今日の所謂「隣り組」を形成し、その居住者全般のための共同の福祉を計る重要施設の一切を最も經濟的に完備させると云つたことが可能となつて參るのである。即ち、合理的なアパートの實現により吾人が一個人のみにては到底味ひ得ぬ快適なる生活に併も安値に浸り得ると云つた所にアパート生活の特典を發揮し得ることが必要である。

合理的なアパートの實現、これには高度の法的指導と監督とを必要とするものであり、アパート建築とその空地即ち芝生・花壇・庭球コート・弓場・戸外乳幼兒遊戲場・物干場・分區農園と云つたものが機能的並に經濟的見地乃至は美的見地に立脚して有機的一體としての下に完全にその目的を達せしめる様考慮する必要がある、同一型

* 筆者は建築技師・市土木部公園課

式のアパートの建築が棟を列べて建つ場合、その
 單調を破り變化を求むるためにもその各棟に特徴
 を保持させ目標物を造成せしめる上からもその各
 棟の周圍に造園的技巧をこらし、植栽の型式の變
 化と樹種の變化乃至は廣場の形及びそこに配置さ
 れる工作物に特徴を有せしむると同時に各棟に潤
 き多修飾的美觀・景觀を附與する等、個人的住居

のそれよりも一段と建築技術と造園技術とが高度
 の有機性を發揮し、完全なる結合が新しき一つの
 合成體若しくは有機體を結果するに到らしめる様
 致さねばならない。それがためには折角各位の御
 協力に御期待申し上げる所多大なるものがある次
 第であり、健全明朗なる眞のアパートの普及を望
 んで止まない次第である。（昭和16年1月19日）



建 築 單 位 の 改 革

西 山 卯 三*

まへおき

戰時體制下4年、深刻な住宅問題の發展はその解決を高度國防國家完成への必須の一環として世人に認識せしめるに到つたが、之が國家的規模に於ける解決は同時に從來建築家の關與と建築科學の恩惠から見捨てられてゐた國民大衆住宅の建設に對する國家的企業・技術の進出と之が科學的研究の進展とを要請するにいたつた。

此の結果、今や我々の前には早急に解決を要する幾多の問題が切實に提出されるにいたつた。しかもこゝに展開された住居建築學の廣汎な未開拓の分野は、その精細な検討をまたずして直に實施に移さるべきものとして目前に登場しつゝあるのである。

從て、我々は今や直に我建築界の全智能を動員し此の方面にも強力な戰線を結成しその解決を組織的に探求・遂行しなければならぬ。問題は多岐に分れてゐる。從て戰線は廣汎且統一的であらねばならぬ。

之だけの前おきをして、直に問題の「建築單位」の考察に入らう。之をこゝに抽出して來たのは蓋し夫が最も速に且慎重に對策決定されねばならぬ問題の一つであるが故である。

建築單位

かつて第一次世界大戰後歐洲に於て住宅建設が建築界の重要問題としてとりあげられた時、住宅建設の大量的進行にともなつてその生産の工業化・建築材料の規格化・建築計畫の類型化・等が叫ばれ、夫が又我國の建築界にもトピツクとして輸入された事は人々の記憶するところであらう。この時、之等の發案に對して、我國には疊・建具の定尺による建築全般の規格化がすでに古き時代から行はれて居り、本家は實はこちらであると考へて人々がかなりあつたのである。

併し夫以後、主として住宅建築に於ける此の單位尺度制が果してかゝるものに對等するものか否か、更に詳細な検討を加へられ發展せしめられ

たであらうか。否——である。無論その必要も一見なかつた。なぜなら、之は生産の工業化にもとづく部品の規格化ではなくて、主要建築素材・疊・建具及よゝ間接には木材等の市場商品化に基いて長い傳統の内に地方的に自然に形成された、本質的には手工業の大工生産技術の狹隘さ（そこから工業化規格品生産に達するまでには生産規模の擴大と集中が一度經過されねばならぬ一とまわり低度な段階）に基くものであり、その生産方法が何等變革さるべき必要も前提をも持つてゐなかつたからである。

だが今や此の云はゞ巧妙に「規格化」された單位尺度制は、第一に夫が地方的部分的のものであると云ふ事に關して、住宅建設が國家的規模に於て國民住宅として實現されねばならないと云ふ見透しから、その統一が要請されると云ふ點で、その再検討が問題となつて來る。第二に、今や行はれんとする住宅建設の新機構への改革とその改革が結びつかねば、機會は再びめぐつて來ないであらうと云ふ時機の問題である。そして我々は、こゝにこの統一の要求に直面して、あらためてこの單位尺度が單に材料素材の尺度であるばかりでなく建築・空間構成の基本的尺度であり、その故に我々の建築に關する全寸法的研究の成果がこゝに具體的に織込まれて遺憾なきものであらねばならぬと云ふ重要性を認識するのである。

此の問題は、全國の電氣設備に於けるサイクルの統一問題・或は鐵道に於ける廣軌・狹軌の問題等に一部似通つてゐる處がある。改革は時機をつかんで、必要なれば出来るだけ早く行はれねばならぬ。なぜなら困難は開始の時機が遅れゝば遅れる程増加するから。だが夫は容易な事ではない。そこに充分議論をつくらねばならぬ餘地がある。

建築單位をある理想的な寸度・制度に變更すると云ふ事は、全國の電氣設備を50サイクルに統一すると云ふ底の難事でないかもしれぬ。がその決定がもし輕卒になされるとすれば夫は問題の容易

* 筆者は京都帝大・大学院學生

さを示すものではなくて建築界全般の智能結集力の稀薄とその重要性認識の不足としてそしりをまかぬかれ得ないだらう。

きわめて簡単な考察でも、此の建築單位はあらゆる建築材料、部品から家屋構成の諸家具、道具、我々の身のまわり品等の寸度と多かれ少なかれ關聯をもつてゐるのである。急速な全面的・理想的改革は困難であるし、出直しはなほさら不可能である。その實現は少くとも1、2世代を要するかも知れぬ。従て遲滯はゆるされぬが、決定は輕卒であつてはならない。

その歴史的考察

一言にして云へば、略1間×半間より成立つ疊の尺度は、我々の體が横臥する時適度の餘裕を以てその中に納るところから、かなり合理的な寸法に出來てゐる。が詳細にその寸度の現況をみると我々は地方的な分布の差異を見出すと同時に、嚴密に云へば同じ家屋の疊に於ても相互の融通性を缺くと云ふ程その寸度に入出のある事を見出すであらう。無論後者は大工の技倆による場合もあるが、此の様な寸度の不確實性と地方的差異とは、その寸度の再検討・理想的寸度の再決定を勇氣づけるものである。

今我々のもつ建築單位制(單位尺度)をごく大づかみに云へば、關西地方を中心とする京間(普通6.5尺を京間1間とし、現實には之を眞々として構成した平面の内側に出来る6.3×3.15尺の疊の太さを規準とするのが一般である)、名古屋地方に於ける名古屋間(假にこう名付ける、疊の太さで正味6.0×3.0尺)、關東地方に於る東京間(眞々を6.0×3.0尺として解決する、従て疊の太さは不規則)の3種の系統が指摘される。但之は明瞭劃一に地方的に分布するものでなく各地方各種の寸法及びその中間寸法がみられる。過去に於ては特殊な建築には夫に應じた主としてヨリ大きな規準單位が用ひられ、その太さが概略1間と云ふのみでかなり任意的の寸度であつた事が推察される。

然らば如何にして地方的な共通單位尺度が實現したであらうか。無論之は尺度の分布と關聯するであらう。京間は近畿を中心とする京阪文化の歴史的、地方的浸潤に對應して中國、九州、北陸にみられるが、之は他の方式よりもずっと古き起源にさかのぼらるべく、尺度としての京間の分布に

對應するものと考へられる。之に對して(京間制の分布も無論この要因が複合してゐると考へらるべきだが)他の場合に於ける寸度の劃一性は、主として商業經濟の發展に伴ふ庶民人口の都市集中に對する庶民住宅の集中的大量建設(之は京阪地方をのぞいては、江戸時代以後顯著にみられるべきもので古くよりの京・大阪・堺等に對し今日我々は名古屋・東京をこの寸度上の二つの中心として指摘し得る)と建築要素の商品化(この要素・部品の商品化は建築主體と諸部品とが使用命數を異にする事——貸家經營に於ては裸貸の形態として表れるもの——に支持されたとみるべきである)に對應して各地方的集散市場圏に對應してその中心に形成されたとみるべきであらう。無論この單位寸度の成立は、床上一面に疊を敷く疊式住居形式の確立とも關聯するところ密接であつたと考へられ、内法制と眞々制の地方的差異は、此疊住居面様式の確立に於ける建材生産の發展と大工技術の定型との先導如何に關聯するものとみられ、又特に東京を中心とする眞々制の發展は、數次の大火災に對處する大量粗放住居の建設の内に所謂田金間として育成・定型せしめられたと考へ得るであらう。

併しながら、何れにせよ、此の場合何が各地方のこの寸度の決定の據りどころとなつたかと云ふ點については、我々は嚴密な技術的理由をみ出し得ない。無論我々は關東の關西に較べての縮少を關東人の矮小或は關東材木の矮小などと結びつける事は出來ぬ。單位の決定には、格式・輕重、或は簡易・商算等の要素が入つたかも知れぬし、様々な單位の採擇が順次統一され定着したものであらうが、その決定は一言にして云ふならば、かなり偶然的性質を帶びたものとみねばなるまい。しかも、一度定着した單位は、今や現實として承認され、すべての人々の生活に對して基準を提供する事となり意外の強制力を持に至る。

以上の事實は、我々がもし公正な立場におかれるならば、この既成單位は充分再検討さるべきものである事、もし改革がなされるならば、夫は充分慎重であらねばならず、且その實現は幾多の困難に直面するであらうけれ共、その研究は拘束されざる立場に於て行はれるべき事を明にする。

我々は今住宅建設の一大發展を展望する國家的規模に於けるその實現を前にし、あらためていづ

れの寸度をとるべきや、又更に新な基準寸度を採用すべきか、重大な起點におかれてゐる。決定がなされ、以後の更改は恐らくは不可能であるかもしれない歴史上唯一の決定點前におかれてゐるのである。

内法制と眞々制

こゝで極て特殊な技術的問題に立ち歸らう。

我々は建築單位の二つのシステムを歴史的遺産として持つ。内法制と眞々制である。

新らしき單位の構成は何れによるべきであらうか。以下少しくその優劣につき検討を加へやう。建築單位の決定は云ふまでもなく建築材料（木材・ガラス、建築板等の材料素材）、建築部品（建具・疊・等の成形部品）、家具（机・タンス・家具等）の各構成要素を母體たる建築の設計とは獨立して大量に分業生産する事により生産の合理化の基礎をあたへるための規格決定の規準を定める事を意味する。従つて何れが之等の規格化に對してすぐれた利點——部分品單位の單純化・互換性の廣汎・等——をあたへるかがまづ問題となる。無論この優劣は構造方式の如何によつてその検討の基礎を著しく異にする。こゝでは現在の木骨輕装構法が、將來も素材の工業化に基く組立構法に最も近いと考へる處から、この形式の構法を前提として考察を加へる事とする。

内法制：——構材で圍まれた内部空間が單位尺度の倍數で表はされる平面構成——その故にこの構成法は内部構成諸材（壁面・床面・建具及家具）の單位尺度による構成、従て單位尺度を規準とした高度の互換性をもつ要素の組立による内部空間の構成が可能である。

しかるにこの方式の根本的缺陷は、内部區劃がある一定の長さの内に2種生ずる場合何れか一方が反規格的内部構成を強制されることである。區劃でなく單なる壁面への柱の挿入（例へば一區劃に二開口の建具面が入る時何れかの開口面は柱徑だけ縮小を要求せられる——現實には此の場合引違建具の採用によつて多く糊塗される）であつても同様である。此の缺陷は例へば縮小單位は必ず1或は2單位の特殊規格の區劃（事實平面の研究は斯様な少數單位區劃がある時でないといふ區劃が2種生ずると云ふ場合が殆んど起つて來ない事を示す）にもつて來ると云ふ如き特殊規格と特殊

の平面構成法によつて解決は可能であるが、之が此の方式の缺陷・制限條件である事は明である。又外壁線長に於ける柱徑加算が平面の形態如何によつて變ると云ふ不規則的な性質が材料上の無駄の原因ともなり得る。構造材についても一定單位區劃に一寸度が嚴密に對應するが、之を幾かに分つ時（或は反對に綜合する時）は柱徑長の縮小（増大）を生じ無駄が出来る（之れは木骨構法に限らず内法制組立構法でさへあれば常に表はれて來る缺陷である）。

眞々制：——では内法制の上述の缺陷はすべて消滅する。

しかも一區劃に對し一定の内法・外法が内部分割の數如何に拘らず嚴密に對應するが、此の方式の缺陷は各區劃長に、對する内法（外法）が倍數關係を成立せしめない事である。従て内部構成諸材（壁、床、家具）に單一規格品による組合せ構成の採用を困難とする。即ち之が解決のためには内部構成に所要する家具、道具（或は疊等）には特殊巧妙な寸法の組合せを必要とする。外壁面に對する解決は内法制より遙に容易である。が周知の如く建築・住宅はその「内部」が生命である故此の缺陷はかなり致命的である、またその缺陷の一つの表れとして區劃の單位が少くなる程柱徑による内法縮小度が大となる事實がある。之は少單位區劃（實際問題の起るのは1及2單位）になる程内法に對する寸法的要求が嚴密化され増加すると云ふ事による不利な點で、同等の效果をもたらしめるためには、内法制よりも單位の絕對長を大きくしなければならぬと云ふ結果を招來する。そしてその擴大は建築面積總體に自乗の擴大をもたらすが大による利益は期し難いのである。

以上を要約するに内法制、眞々制、何れも夫々寸法規格制定基礎としての難點を持てゐる事が明にされ、その優劣は遽に斷じ難いと云ひ得る。そしてこゝに大きな議論の岐路がある。が何れの缺陷も之を克服すべき特殊手段を併用して立案される時は平面解決の科學的探求に基く類型化と相俟つて益々その不利が極小化されるべきは疑ひない。

ただきわめて机上的見解ではあるが、内法制のもつ平面區劃の差異による總長の變化と云ふ不規則因子が計畫の劃一的處理に及ぼす難點より、來るべき單位區劃制として眞々制が採用されるのを

一應適當と考へる事が出来る。但し此の場合は、その採用が關西、名古屋に於ける傳統的内法制を否定するものであるが故に解決は舊需要をも考慮に入れ慎重且組織的であらねばならぬ。特に區劃長の變化に伴ふ内法單位尺度の變化を例へば疊の獨立生産に於て如何に取入れらるべきか等の對策が緻密であらねばならぬ。

内法制、眞々制の問題はこれくらゐにして、次の問題にうつらねばならぬ。

單位の絕對長

單位尺度の絕對長の規定要素は、各種單位區劃長に對應する生活過程、收納物の要求する内法尺度及構材の垂直、水平の互換性よりする立面尺度との連關であらう。

此の内、後者は夫自身更めて検討さるべきものであるから一應考慮外のものとすれば前者が主要要素となる。此の場合問題となるのは生活の容器としての住宅の機能からその内法尺度である。そして各單位長の内、わけてもその最小區劃1單位長の内法尺度が最も規定的なものとしてとりあげられる。

我々の歴史的傳統としてもつ1單位長の内法巾は次の如きものである。

關西 3.15尺 (955耗) 椽側等時に 2.15尺 (652耗) まで縮小される。

名古屋 3.00尺 (909耗)

東京 2.65尺 (803耗)

此の際、此單位を全然新な、例へば50糎とか2米とかに置換へる事は無意味である故念頭におかぬこととする。

さて此の最小單位區劃に關聯あるものとして問題となり来るのは、通路、家具、押入及特殊なものとして便所、浴室、等であらう。此の内人體の寸法的研究* から最も直接的に大ききとして要求され且大きく思はれるのが便所區劃の1米×1.2米である。但し之は夫を建築主體から突出した特定規格として取扱ふか・或は對角線配置又は長徑のみの特殊區劃・小便所との結合配置・等によつてまづ内法900耗 あれば許し得る大ききと云へるであらう。通路は1.5人巾 (1.000米) がのぞましいが900耗あればすれちがひは可能である。

家具の内直接人體から規定される寢臺 (夜具も同様) は最小單位ではないが、その長徑は2單位の問題として取あげられて置るべきもので此の場合1.900~1.800の大ききが最小限として要求される。

きわめて簡単なチェックであるが、以上の諸點から東京間は明白に小さきと結論されねばならぬがまづ名古屋間以上の大ききであればゆるさるべきものとなるであらう。

次に、今假に柱を3.5寸 (106耗) 及 100耗として1米眞々制の寸法と併記して若干の單位數についてその區劃内法長を表記すると次の如くなる。

	1米眞々制	京間制	名古屋間	東京間
	柱徑106耗	柱徑100耗	(柱徑106)	
1單位	894	900	955	909
2單位	1894	1900	1910	1818
3單位	2894	2900	2865	2727
4單位	3894	3900	3820	3636

此の表に明なる如く、1米眞々制は最小區劃で名古屋間よりも狭く、2單位で夫を凌駕し、3單位で京間を凌駕するにいたる。しかるに既述の如く住居空間の寸度に於て、寸分を爭ふ領域は實にこの最小1及2單位にあるのであつて、眞々制が單位を1米にとつてもなほこの領域で京間、名古屋間制よりも小さいと云ふ事は、その住宅全體の面積の増大 (住面區劃の單位長は主として2,3,4單位に分布する**と考へられる) と較量して此方式のかなり大きな缺點である事が明にされやう。

之は又内法の非倍數的增加と共に家具寸度決定に對しても此方式の根本的缺陷ともなる。無論夫は現在東京で行はれてゐる3尺眞々制にくらべればはるかによいものであるが、現在關西地方に流布せる家具の寸度が900,909,を1單位とせるにかんがみ——無論新らしい單位制の決定は直ちに家具規格にも採用せしめて渾然綜合された住居構成を可能とする規格化活動が指導されねばならぬが——その關西地方に於ける普及のためには特殊の顧慮 (例へば2單位區劃とする事によつて收納が可能となる如き事を利用する如き平面構成の特殊の顧慮等) が必要されるであらう。

斯の如き眞々制と内法制の單位變化に伴ふ大小の交錯として表はれる前者の弱點の故にもし眞々

* 藤井厚二、横山勝雄、「日本人に對する建築諸設備の寸法的研究」(建築學研究第78號—90號)

** 西山卯三、「都市住宅の建築學的研究」第2部建築學研究第94,98,100號参照

制が採用されるならば將來に於ける構材條件の變化構造法の變化も一應考慮に入れておかねばならないが、その絶對單位長は從來の夫よりも大きなものが要求され少くも1米以上のもでなければならぬ事が推察されやう。

斯様にして定められた單位制の寸度規定は、寸度の性格としては主として「巾」に於て定められたものであつて、之に對して「奥行的性格」の寸度には——押入その他・收納物或は使用性質等により——1單位を必要としない場合がかなりある。又「巾員」關係の寸度に於ても（例へば運動を伴ふ通路＝玄關の如き）1.5單位程度を最適とするものかなりある。従て新單位構成は半單位區劃（0.5單位及少くとも1.5單位區劃）をきわめて簡單に作り得べき規矩様式をとみなふべき事が要請される。かくて夫は有効性高くきわめて無駄の少ない住居空間と生活様式を定着、定型せしめる有力な手段となり得るであらう。

我々は建築の寸度を問題とする時常に屢々抽象的に「建築の尺度は根本的に人體の夫によつて規定される」と云ふ。が夫は果して如何なる機構を通じて規定されるのであらうか。

人體と寸度の上に於てもつとも密接不離のものは衣服（こゝでは個人差が重要である）であり、次に廣義の家具（人體を支持し或は夫に接してその動作の補助をなすものから、單に衣服或は夫等のものを收納する家具）そして建築・設備（家具及人體の活動を包容すべき空間）と云ふ系列が容易に指摘される。此の系列は寸度規定の精粗の系列であると同時に移動性の大小の系列でもあり、寸度規定の恒久性の系列でもあり、又個別解決から共通解決への系列でもある。そして我々は今最後の建築の寸度に當面してゐる。

人體の寸度をきわめて詳細に検討する事から家具・設備の寸度を明にしようとする研究は既に精緻にこゝろみられてゐる。だが夫から建築へ我々は如何に飛躍するか。個別から統一への昇華は、その對象の需要供給の機構と關聯して解決されねばならぬが、夫が如何にして追究されるか。

こゝに單位尺度決定の理論的興味と重要性がかび出て来る。夫は爾後の建築の全尺度の云はゞ基本をなすものであり、そこに我々の寸法的研究の全成果が吸収されつくさねばならぬ事を我々は銘記せねばならぬ。

結 び

新らしき建築單位の制定は新らしき規矩様式の

確立を意味する。そして夫こそは新らしき住居建設に於ける技術的改革の最も重要な課題の一つなのである。

併乍ら、木造構法と結びついた規矩は構法の發展進歩により早晚他のものによつて代替される。したがつて新らしき單位の採決は夫程必要なものでないと云ふ人があるかも知れない。だが夫は住宅の寸度の生活様式の全過程へのつながりを知らぬものと云はねばならぬ。住居構成の全分野に於ける遺産の矛盾なき繼承のためには、新しい方式にうつゝても變更されない寸度を常に得ておく事を必要とする。そして夫等すべてのものに合理的な共通寸度をあたへおくためには、我々は今最もよき時機にある事を知らねばならぬ。

筆者は建築單位尺度の改革に對して貧しい検討を提出した。議論は今つくされねばならぬ。そして改革は容易ならざる問題である。

だがその目前の困難さに眩惑されて拱手するやうな事では悔を後世にのこす事になるであらう。庶民住宅がはじめて建築科學の光の下に照らされ且夫が新しく改革・創造されるべき機運が熟し今やその第一歩が踏み出されんとしつゝある此の時こそ絶好の機會でなければならぬ。

改革は又關聯するところが極めて多い。問題は單に生産部面のみでなく、幾多の傳統と交錯すべき消費部面にも存在する。あらゆる建築材料・部品・家具・容器・用具——その生産施設から大工技術・更に生活様式の改革にも關聯するところがあるであらう。

だがその夥しい錯綜の故に、舊態に執着する事はゆるされぬ。夫は改革への躊躇をもたらしすべきものでなく、改革の善後處置の周到を要請するものである。即ち改革の決定は全建築材料から生活用品にいたるまでの新らしき規格再確認への精力的な邁進によつて追隨せられねばならぬ。そして夫が我建築界に課せられた任務の一である。

單に傳統とシタキリの累積であつた住居と生活技術・生活様式が建築科學の主導によつて、住居科學の建設を通じ鮮明・改革されねばならぬ時、一刻も退嬰はゆるされぬ。

が、改革は實質を伴はぬ空さわぎであつてはならぬ。

夫は住宅の建設・新らしき生産・配給・消費の機構の創造・集中を通じ一步一步普及・實現され、遂に全國民住居の指導的タイプとしてみとめらるにいたるべき着實さを以て適用されねばならぬ。

建築單位の統一・改革は我住居建設の今後の轉向の一指標となるであらう。（2601.1.5）

記念事業中・アパート建設に関する件の報告書

日本建築協会記念事業委員会
アパート分科委員会・主査

藪 中 一 良

本分科会は昭和15年5月17日付記念事業委員会の委嘱に依り左記の諸氏を以て構成成立したものである。

主査 藪 中 一 良 幹事 石 井 春 雄
委員 荒 川 利 一 同 石 原 達 偉
同 岩 尾 保 衛 同 岡 田 孝 男
同 小 林 清 同 野 中 駒 市
同 矢 田 鐵 藏 (五十音順)

本分科会は昭和15年5月23日第1回の會合をなし一般方針を定め、爾來對議研究調査見學等の會合を重ねること前後7回に亘り、各委員の熱心に依りて一應の成果を得たのである。今、之を述べる前に本分科会の使命を明にしなければならない。先づ狹義に考ふれば、記念事業委員会にて、委員鈴木一幸氏の提案された通り本會員にして獨身者諸氏に快適にして安易な住居を提供する案を作ることである。これは本分科会發生の成因をなすものであるから最も重點を置いて研究した、これを第一案と假稱しやう。

然しながら、分科会の活動範囲は以上に盡きるものではない。限定はされてゐないのであるから更に獨自の立場から考へて見てもよいのではなからうか、それは更に廣く、一般の所謂「アパート」なるものの現状を觀ることに依つて判明する。一般人が「アパート」建設をなす時に、一步前進した「アドヴァイス」を與へることも亦吾々に科せられた問題であると考へられる、依つてこれを假りに第2案としたい

以下これを分けて述べる。

第 1 案

日本建築協会獨身建築家「アパート」に就ては最も主力を注いだ。その位置、敷地環境の撰定に各室の配置に、各室殊に居室内の詳細部分貸室料等に亘つて、或は見學に依り、或は調査に依つて出來得る限り多方面の資料を蒐集して試案兩3案を設計し之に討議と研究を加へて練り、之に工費見積書2通を煩してほど遺憾なき程度に整備した

のであるが、これは愈々實施案作成の際の最有力なる資料として殘し今は煩しさを避けて結論だけを記載する。

皇紀二千六百年記念事業

日本建築協会獨身建築家「アパート」經營案

1. 目 的

新時代の文化建設を荷ふべき青年建築家に快適なる安息所を與へ以て潑刺優秀なる創造を期待せむとす。

2. 收容人員

第1次計畫 27名内外

3. 位置及用地

大阪近郊にて敷地約200坪以上

4. 設 備

建物 木造2階建 約180坪

居間 27室 4帖半其他附屬諸室完備

門塀、閑楚なる庭園

5. 設備費

木造2階建附帶設備共 49,000.00^円

門塀、庭園、家具敷物等 5,600.00

6. 建設資金

寄附金によるか、借入金によるか (7) 参照

7. 收支計算

支 出 之 部

1. 人件費 (月200圓)	年額	2,400.00 ^円
内 管理人・夫婦者	月(手當共)	100.00
女中 2名	月(食費共)	100.00
1. 水道、電気、燃料費		860.00
1. 電話基本料保險料税金町内會衛生費		480.00
1. 營繕費、庭園手入		300.00
1. 借地料 200坪 40錢@		960.00
合計	年額	5,200.00

備考 銷却費金利は別途に考慮す。

收 入 之 部

1. 甲案・室代 27室 @30.00	10ヶ月分	8,100.00 ^円
2. 乙案・室代 @25.00		6,750.00

3. 丙案・室代 ②20.00 5,400.00
剩 餘 金 處 分

1. 甲案、差引 3,100.00

2. 乙案、 1,750.00

(建設資金借入及寄附金による)金
利又は銷却に充當

3. 丙案、 400.00

(建設資金寄附による)銷却に充當

8. 設計其他事務費

若干計上するを要す。 以 上

備考 室料は4帖半程度にて最低12圓乃至17
圓位は環境室共下等にして中等程度は
25圓位なり。

第 2 案

資料蒐集の爲めに見學して、各委員の感想が期
せずして一致したのは、所謂營利的「アパート」
の非居住性であつた。

一步室内に踏み込めば、澀んだ空氣と微くさい
臭氣が鼻を衝く、これでは如何なる頑軀鐵腕も日
一日と蝕ばまれないで居やうが、之に反して一流
の會社銀行等の寮なるものの、環境、設備の廣潤
無碍、健康と悅樂に恵まるゝを見よ、對比してそ
の差の霄壤も霄ならぬを嘆かざるを得ない。所謂
人的資源拂底の叫ばるる今日、吾々の協力すべき
一斷面を茲に發見するのである。凡百の設備、善
美の慰安機關も、一回の通風、一日の日照に若か
ず、住居問題は數の問題と共に質の問題でなくて
はならない。

質の問題は、法規の最小限度、即ち、最大經濟

と云ふ謬想に在りとすれば強權力に依る一步前進
を必然ならしめればいゝ、或は經營と負擔の均衡
問題ならば、低利資金や特志家に俟たねばならな
い。

前述の方法は最も適確なものではあるが、今直
ちに以て吾々のなし得る處ではない。そこで甚だ
消極的ではあるが茲に二つの途が見出される。そ
の一つは批評である。坊間の比較的優良なるもの
は推奨し、非衛生的なるものは指摘して改善案を
指示するのである。本分科會にて少數ではあるが
蒐集した資料を基として之を擴大すれば成就し得
ると考へられる。

その二は「トラ」を提供するのである。如何なる
打算的建築主と雖不良「アパート」建設が念願
でなく、反つて良建築が終局は利潤を齎す事は熟
知して居るのであるが、彼等には工夫、變化、進
歩がなく、それに伴ふ術の非建築家も創意する餘
裕がない、それには、優良なる現實案を蒐集して
參考資料を與へると共に、亦適當な想定、例へば
延坪600平方米程度とか20室位とかの種々の創作
案集を提供するのである。これは他にも類がある
が懸賞募集などが適當であらう。

要するに、日本建築協會が「アパート」改善の
一礎石として建設するも妙案であると共に、示唆
に富み、應用性の利く權威ある設計圖集を發表し
て、一般的に水準昂上に資するも亦意義なしとし
ないと考へられるのである。 以上

終りに臨み熱心なる委員諸氏の努力と見學及見積等に
多大の御援助を賜りし各位に深腔の感謝を表す。

日 本 建 築 協 會 發 行

昭 和 15 年 8 月 發 行

菊 裁 判 ・ 6 0 0 餘 頁

建 築 關 係 法 規 抄 纂 (大 阪 府)

そ の 他 時 局 建 築 關 係 法 規 の 殆 ど 全 部 を 掲 載 す

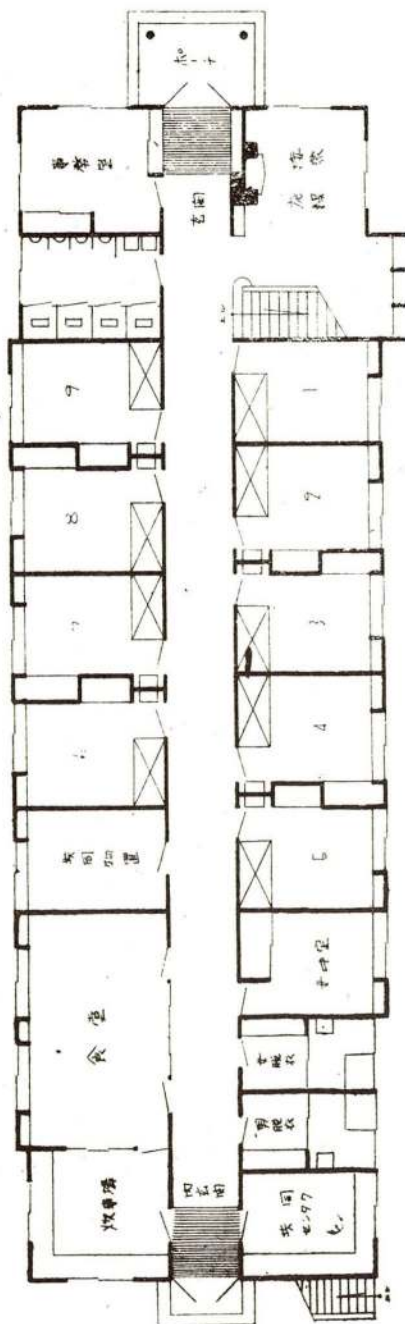
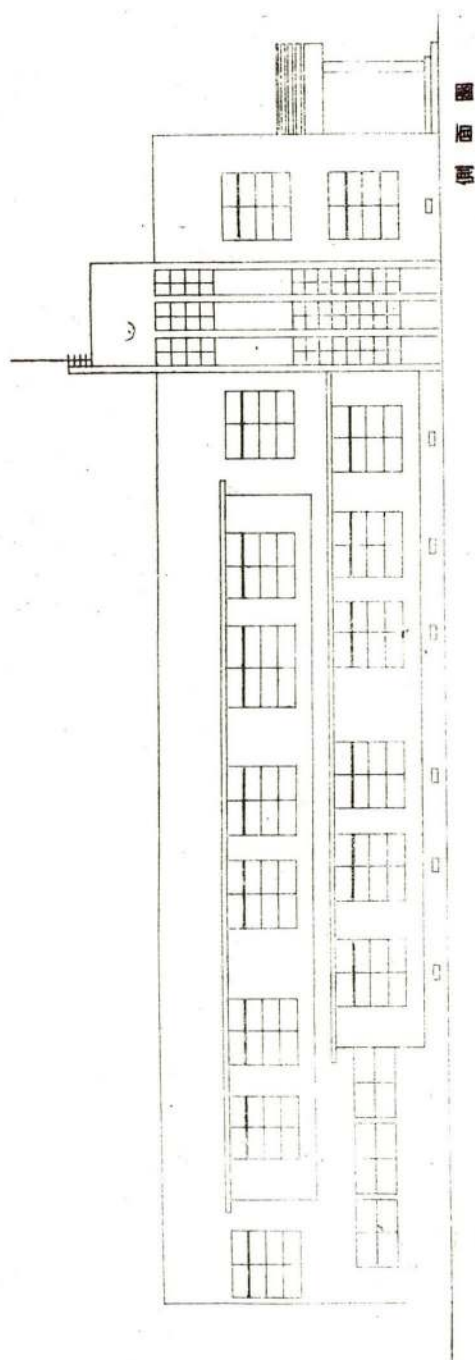
☆ 定 價 ・ 金 貳 圓 貳 拾 錢 ・ 送 料 拾 貳 錢 ☆

但 協 會 員 一 冊 = 限 り 特 價 金 貳 圓

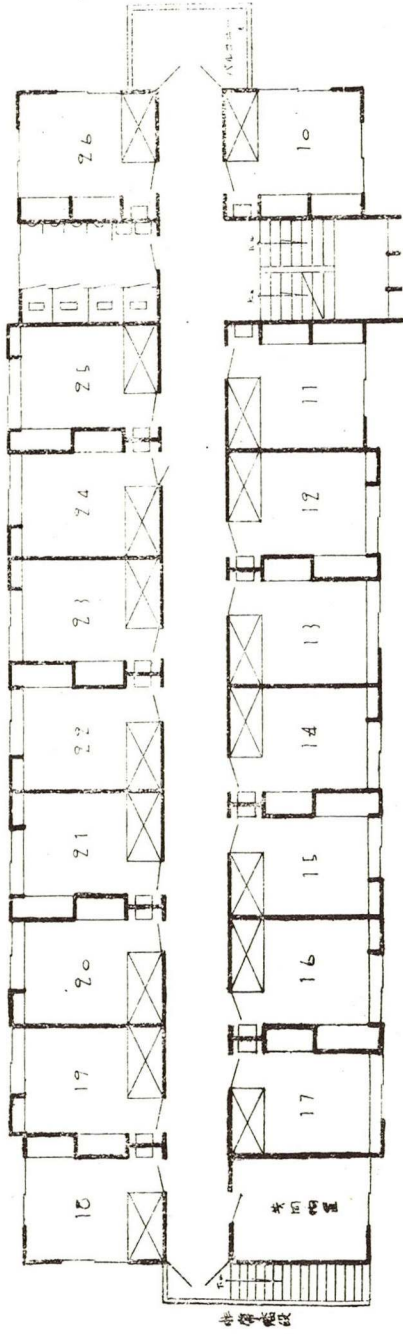
日 本 建 築 協 會

大阪市北區朝日ビル4階
振替口座大阪39975

賣 捌 丸 善 本 支 店
柳 々 堂 書 店



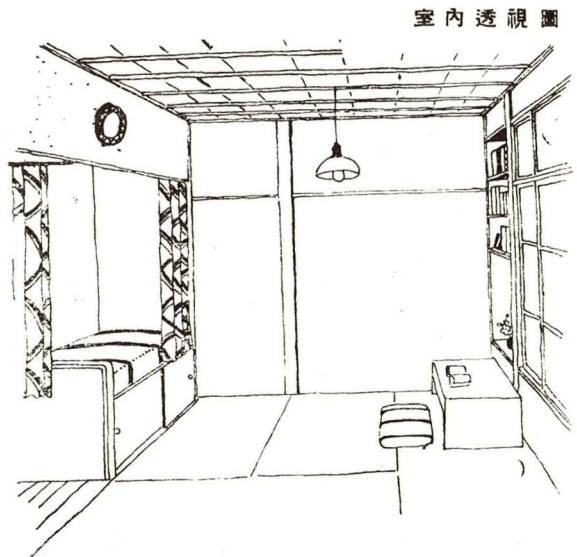
皇紀2600年記念事業・日本建築協会獨身建築家アパート計畫案・設計圖 (矢田委員案)



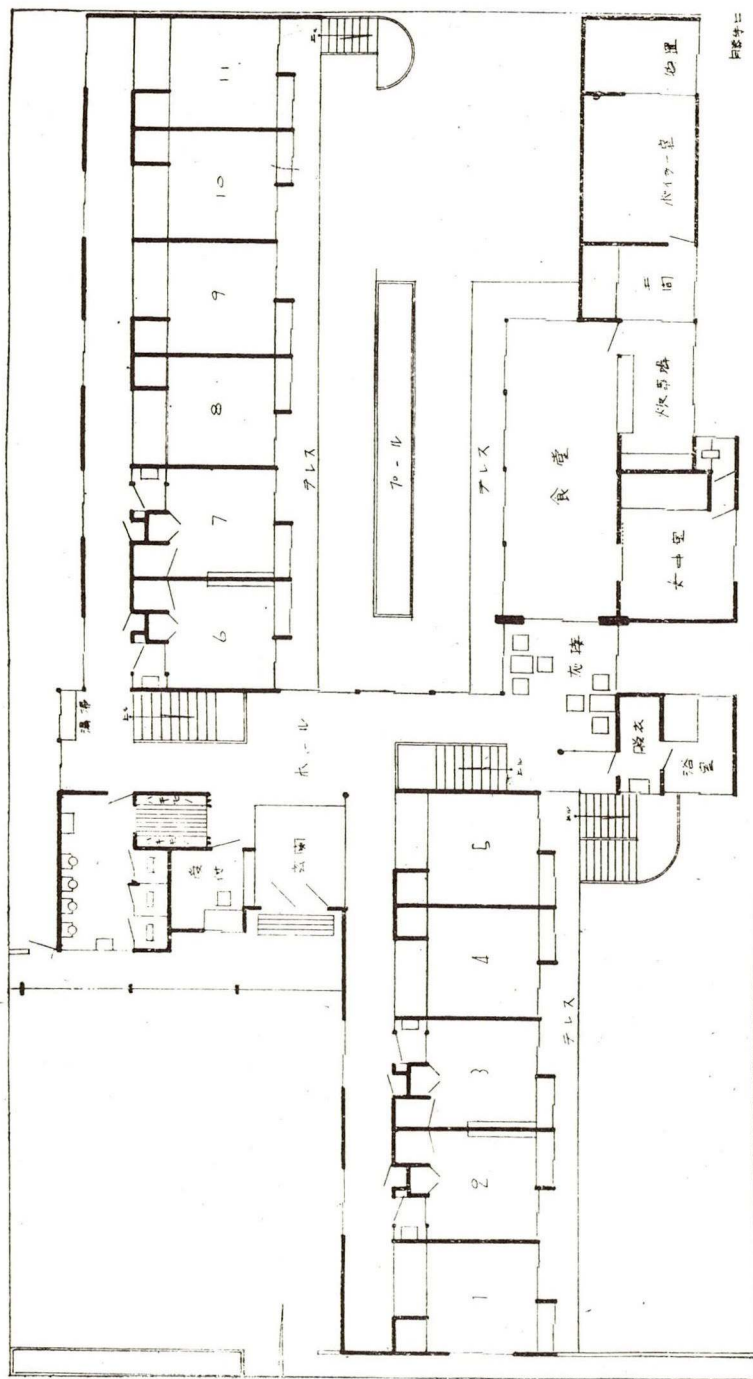
第2階平面圖



立面圖

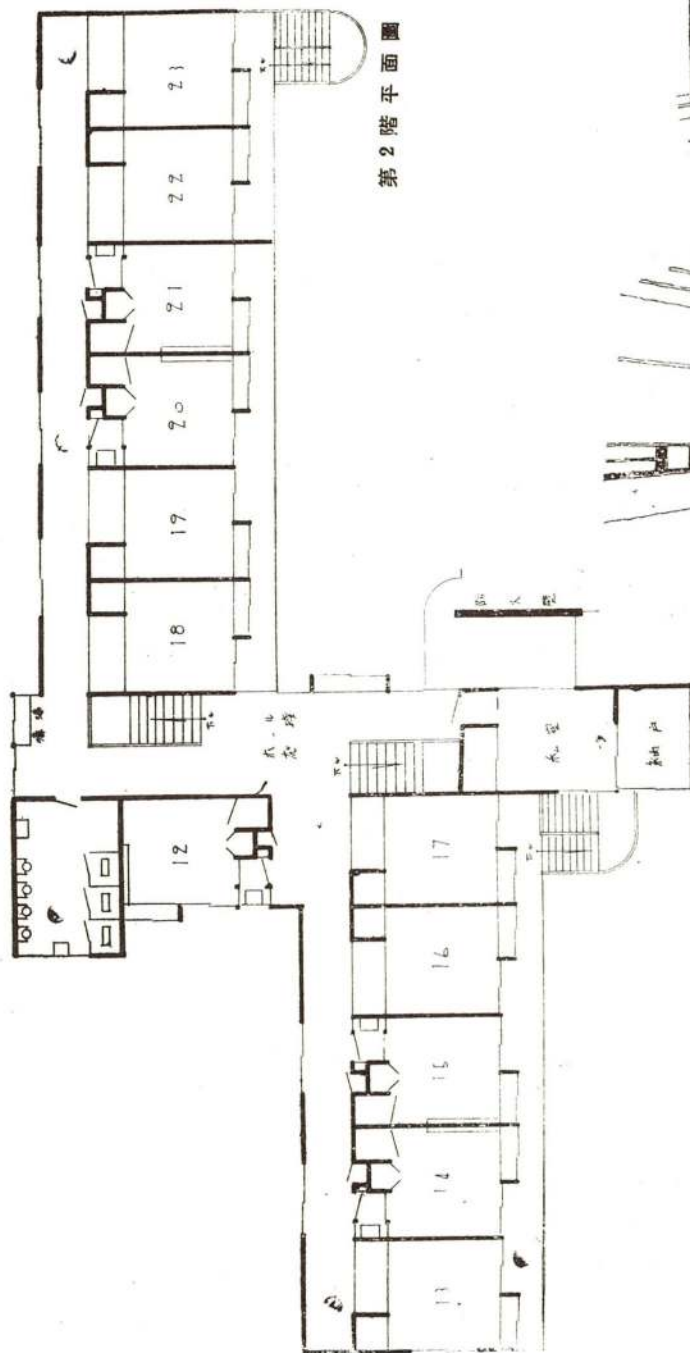


室內透視圖

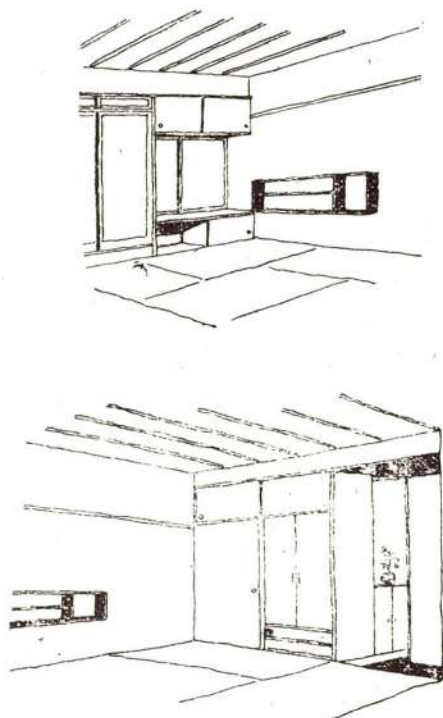


第1階平面圖 (縮尺: 200)

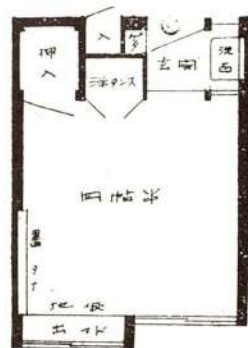
皇紀2600年記念事業・日本建築協會獨身建築家アパート計畫案・設計圖 (荒川委員案)



第2階平面圖



室內透視圖



個室平面圖
(縮尺1:200)

豊公の席と淀屋の席

岡田孝男*

大阪の茶屋には、料亭に利用されて居るものが澤山ある。豊公の席、淀屋の席、宗朴亭等を持つ阿彌陀池の料亭二葉。元禄の俳人小西來山の別邸であつた今宮の十萬堂の書院及3つの茶室を持つ支那料理屋來山が、その主なもので、唯松庵、淀看席寫し、妙喜庵寫し等を持つ餌差町の木原別邸も一時料亭に利用されて居た。新しいものでは阪急服部にある志方氏の數寄屋が、星ヶ丘茶寮となつて居る等、數へ上げれば、まだあることと思ふ。

京都の茶室が多く寺院に附屬して、よく保存されて居るに對し、大阪の茶室が料亭に利用されて居るのは、大阪人の事物活用の一断面を示すものとして、興味ある事である。

一體、多くの室等を持つ、かゝる屋敷は風流生活には適するが、活動的、實利的生活には適しない。そこで、風流な主人を失つたこれ等の屋敷は町人生活の悲しさに、後継者がなく、多くの場合空家となつて荒廢するのが常であるが、これを料亭にでも活用して荒廢から救ふのは、一つには町人大阪としての、名席保存の方法でもあらう。——亂暴な使ひ方で、ひやひやするものもあるが、雨漏りで腐朽するよりもましである。

客の方から云へば、商賣の喧騒な生活から、一轉して、名席で風流を味ひ得る便が得られ甚だ結構なことである。

東京の名席が富豪のものに保存され、京都の名席が寺院に、そして大阪の夫が料亭に保存されると極言したら大阪人の恥だらうか？

× × ×

大阪市西區阿彌陀池の二葉は、大阪市内に珍しく、樹木の茂つた廣い庭の中に、新古六つの數寄屋と大廣間を持つた料理である。

もと此屋敷は、北濱の淀屋个庵が營んだ別邸であると傳える。个庵は淀屋の二代目で、茶を好み連歌をよくし、初代が八幡に土地を持つた關係で

※筆者は三越住宅設計部長

遠州、松花堂とも親交があり、又初代が大阪の陣の時、茶臼山の家康の陣地を急造して嘉賞にあづかつた様な因縁で、この地に桃山遺構の茶席を移し、又自分の好の茶室を建てて、風流生活を送つたと傳える。後に狩野宗朴が住つて、明治の始め宗朴亭を建て、更に大三輪氏の住ひとなり、今は二葉の手に歸して居る。

× × ×

豊公の席と呼ばれる茶亭は、池に面して建ち、六帖のうち一帖分が土間となり、五帖の室で、三方に濡れ縁を廻らし、書院風の明るい茶室である。移建のときに變つて居るであらうが床脇の飾り棚と、それに接續する火燈風の水屋は、桃山風の面影を残し、廻り縁の潤達な手法と共に豊公の好みと傳えるにいたつたのであらう。水屋の地板には恐らく、丸爐が切つてあつたに違ひない。

もと屋敷の東の方にあつて大廣間に連絡して居たそうであるが、大三輪氏の時に現位置へ再移轉し、その時の記録は建物の床下に埋めてある由である。

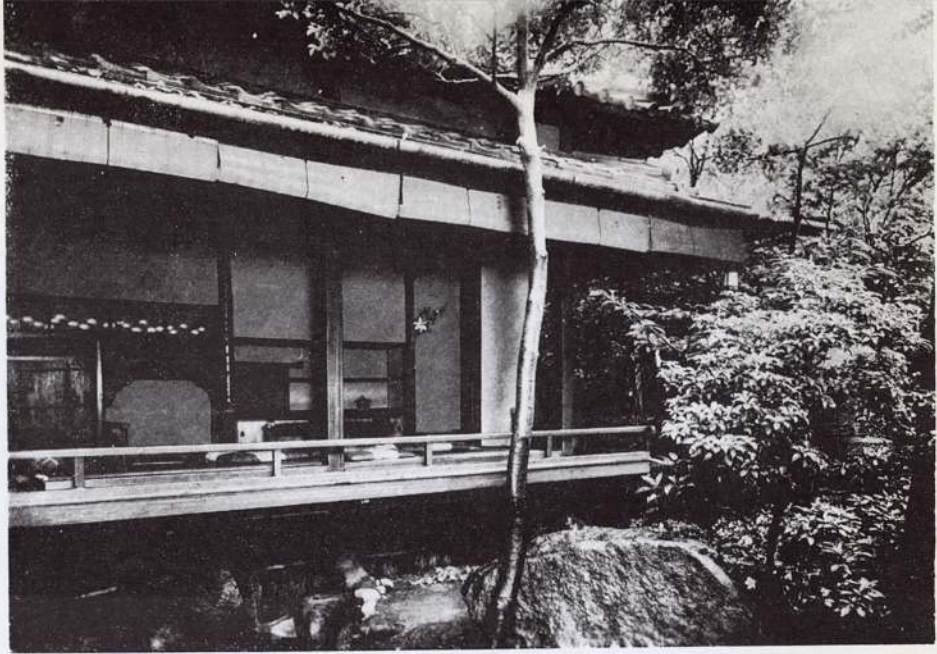
この床脇飾り棚と火燈風の水屋は、本家より別に低い屋根をかけてあるので、長い間に腐朽したのであらう、現在あるものは、數回取りかへたのか、詳細部の引手、火燈口など拙いものが附屬して居る。傳えがどの程度信用が置けるのか、あやしい所もあるが、しばらく傳説通り書きつけておく次第である。

× × ×

淀屋の席は、淀屋辰五郎遺愛の席と云つて居るが、辰五郎がこんな佗びた茶席を愛して居たら缺所にもならなかつたであらう。3帖の席に2帖の水屋がついた、茶室で、3帖の方には壁塗り廻し

豊公の席外觀

6帖のうち1帖分だけ土間となつた席で、これに廻り濡縁と、床の間及床脇が附いた瓦葺の小さい建物である。何度も移轉して居るしその度に變つて居るだらうから細部はよくないものもあるが、何かしら、古い形式が残つて居る様である。



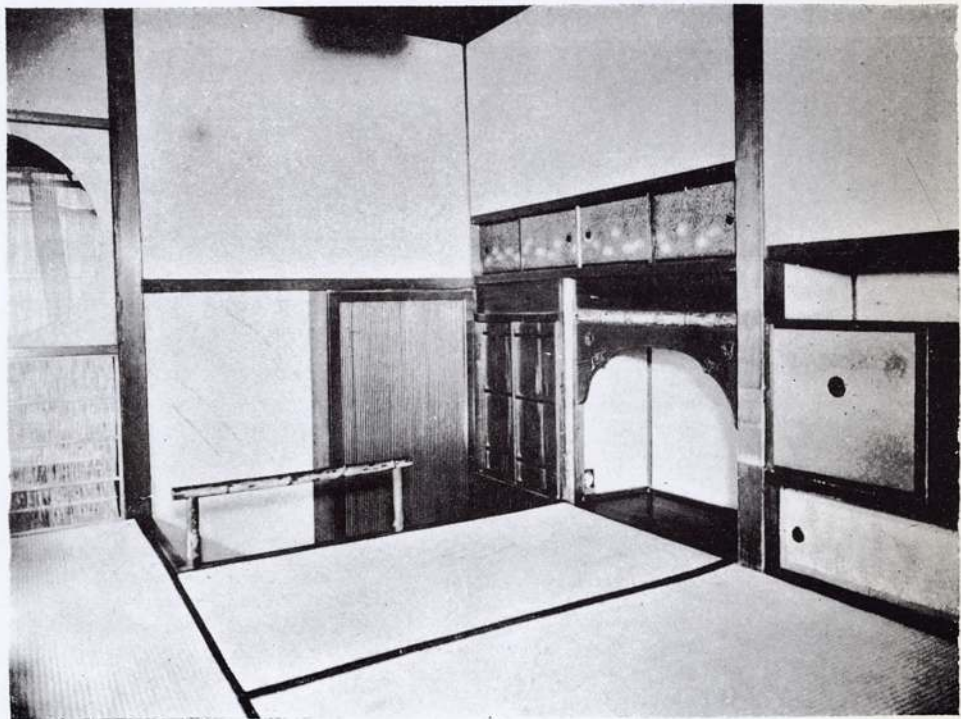
大 阪 の 茶 宮 ・ 2 ・

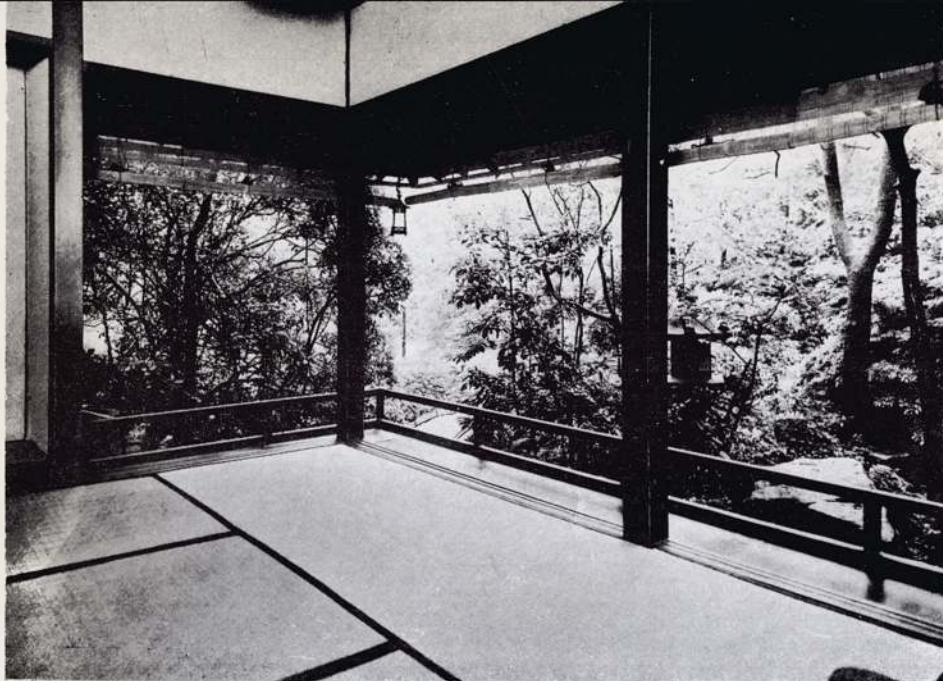
豊 公 の 席 と 淀 屋 の 席

・ ・ 岡 田 孝 男 ・ ・

豊公の席内部

出入口の方を見る。華燈の内の地抜には丸爐が切つてあつたものと推される。この形は腐朽したものを取り替へた時に細部が違たのであらう。袋戸棚の襖の引手も古い形ではない



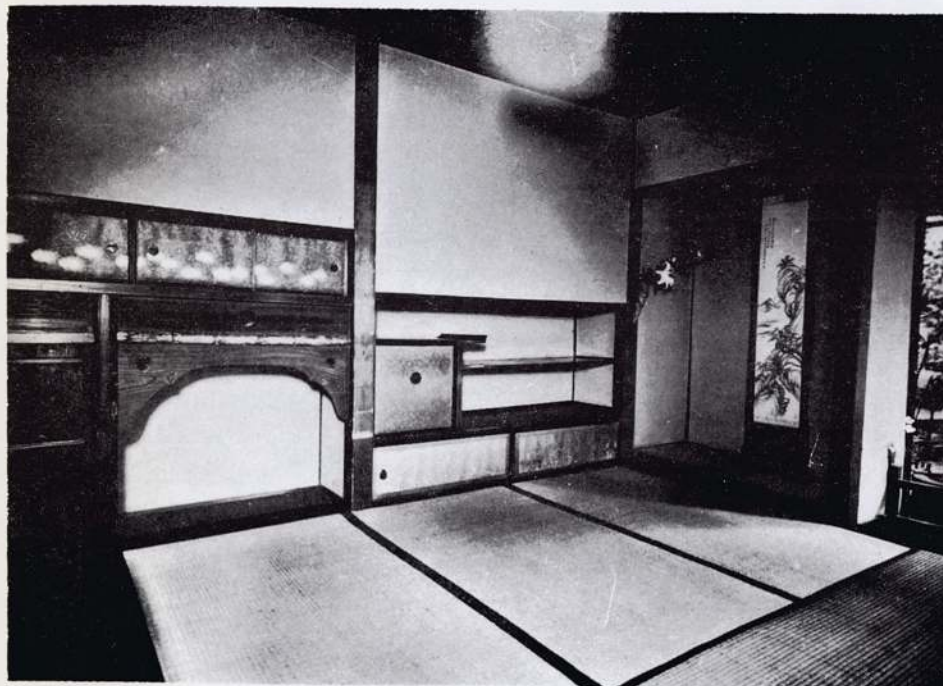


豊公席内部

東側と北側の半分が建具になって居る。東側の中央に柱が立ち左右1間宛を引違にしたのも古拙で面白い。

豊公席内部

床の間と床脇飾り棚



1. 天井

天井高7尺。廻縁セイ、1寸2分面1分5厘。天井アジロ、巾2寸2分。竿簾、白竹徑8分7本。

2. 平面

柱母寸5分角、1分8厘位の圓面取。6帖のうち1帖左は1半瓦敷土間。疊3尺1寸5分—7分×6尺3寸3分—5尺7寸8分。床疊4尺5分×2尺5分。濡縁板巾1尺2寸7分。床高、土間より1尺5寸5分

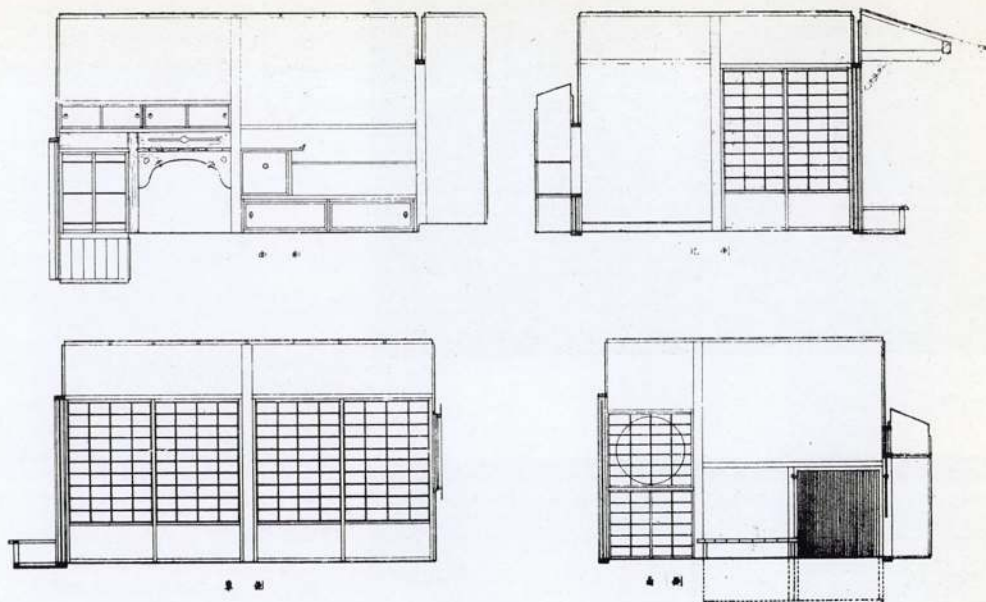
3. 西側

右手の飾棚、下地袋内法高9寸6分、間口5尺9寸、鴨居厚1寸4分面取。

中棚厚4分5厘、巾1尺3寸5分、地袋より、1尺7分上り。上無目1寸3分5厘×2寸7分5厘、中棚より1尺1寸上り、中段袋戸棚内法高1尺5寸3分、巾1尺6寸1分、天板厚5分5厘、側板よりの出5寸、筆返しセイ1寸巾1寸3分、側板厚1寸5厘、巾1尺5寸3分。

左手水屋棚、地板間口3尺1寸3分奥行1尺5寸5分。左ノ東杉面皮3寸。透彫入花燈形、厚1分3厘横1分。高き所にて地板迄2尺3寸3分低き所にて1尺5寸、猪の目透あり。簾無目徑1寸6分。羽目板巾4寸7分5厘一文字、中丸の透あり。天袋内法8寸。敷居鴨居共1寸4分。

(次頁へ続く)



(前頁より続く)

4. 北側

床框1寸4分×3寸面皮。落掛セイ1寸5分、高さ5尺4寸、床柱3寸5分角丸面あり。障子内法5尺2寸、総框8分組子2分、腰1尺3寸5分。側の出桁3寸3分×2寸。腕木3寸×1寸4分。セイ1尺出8寸の線型持送りあり。濡縁1寸7分下り、巾1尺2寸8分の板、手摺地覆1寸5分角、笠木1寸4分角、束1寸3分×1寸4分

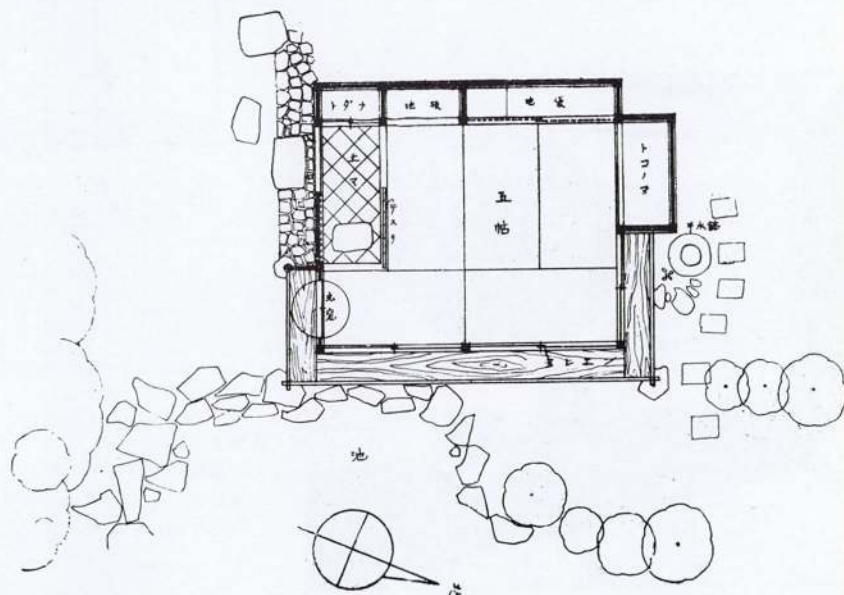
5. 東側

引違障子内法高さ5尺2寸、鴨居セイ1寸6分丸面あり。中央に

柱あり左右2枚引違障子入。

6. 南側

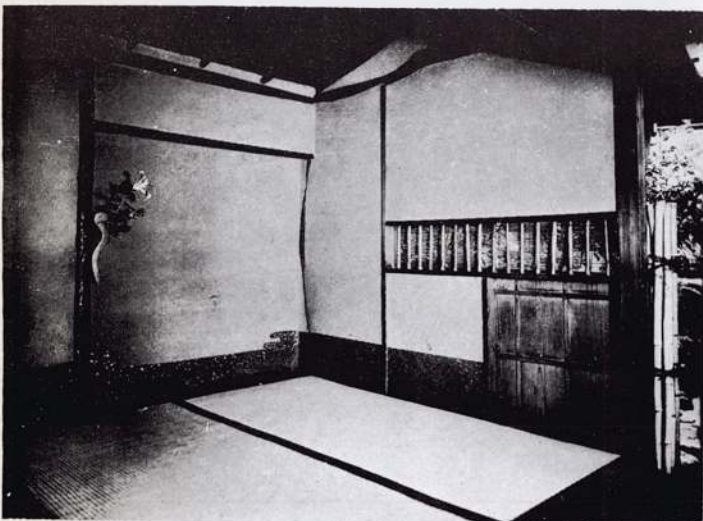
地窓 内法2尺3寸 中敷葺セイ1寸2分5厘。丸窓径2尺5寸9分、上下1寸3分の壁あり。けんどん障子入。鴨居1寸2分5厘。手摺簾径1寸5分、長さ2尺8寸7分、高9寸3分。束径1寸2分。出入口内法高4尺6寸2分、鴨居セイ1寸8分。





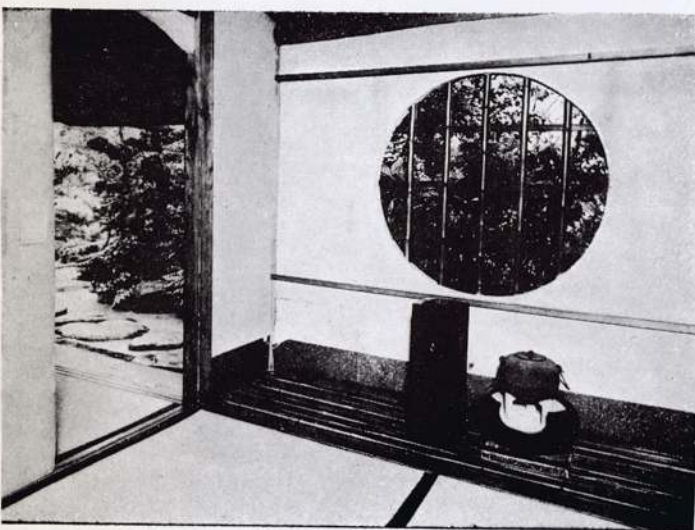
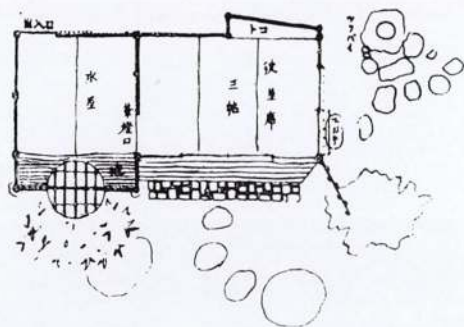
淀屋席外部

3 帖の席に2 帖の水屋のついた佗茶室である。樹立の中にあつて大分荒れて居るし、料亭に使ふ爲に改造されたところが多く目につく。



淀屋席内部

3 帖敷で、壁塗り廻しの少し斜な床の間がつく。天井は屋根裏をそのまま見られ、桁、梁が露出して居る。手前の1間半4枚建具のところは模様替になつたものと思はれる。



淀屋席水屋

2 帖敷の他に1 間の簀の子敷流しがつく。この上に無目があつたらしいが取り去つてある。

の少し斜な踏込床がつき、その右手に形の佳い連子窓と踊り口がつき、床の間の向ひ側は1間半4枚建の障子に濡れ縁のついた開放的な席である。天井は屋根裏を見る様になり、梁も露出した佗びたやり方である。

1間半の4枚建障子のところは、もとは壁と窓であつたのを、料亭に使うのに都合のよい様に開放的に改造したのではないかと思はれる。

水屋の方も屋根裏を露はし、巾1間の大きな簀の子の流しがついて居る。

× × ×

因に淀屋は屋號で本姓は岡本氏、初代常安は淀屋と號し材木を商ふ。元和僊武の後、官に乞ふて中ノ島を開拓築造した。常安町、常安橋は今に残る功績の名である。2代言當三郎右衛門は玄个庵又个庵と號す。靱の地を開拓し寛永9年大阪をして糸割付を得せしめ、又諸侯藏米を一手に引請けた。堂島の米市、靱の魚市天満の青物市は个庵に負ふこと大であり又、淀屋橋を架す。个庵亦風流を解し、茶及連歌を好み、小堀遠州、松花室昭衛と深交あり、他面山城八幡を信仰してその神人を兼ね、八幡山神應寺に碑及石燈がある。3代は甥と養子にして筒齊三郎右衛門と云ふ。4代重當、5代三郎右衛門にいたり、元禄12年驕奢の爲闕所に處せられた。世に缺所に處せられたのを淀屋辰五郎とするが、重當の子を辰五郎と云つたかどうか不詳である。或はその幼名だつたかも知れぬが三郎右衛門と云つたのは確で、墓所大仙寺の過去帳にはそう書いてある由。闕所後は八幡に隱退し享保2年歿。諡は潜龍軒咄哉个庵居士、八幡山神應寺に碑があり八幡にはその住宅が残つて居る由である。

世に有名な淀屋の豪奢は、言當三郎右衛門に始まる。「元正間記」は淀屋のことを傳えて居るがそのうち建築に關係のある部分を抜いて見ると、「自分屋舗前に橋を掛けて淀屋橋と名づけ、48戸前のいろは藏あらゆる寶を買ひあつめ、長者號を

受く。淀屋は家名、本名は岡本、其子三郎右衛門老年に及び隱居して古安といへり。彼古安が代にをどり屋敷を四方に構え家作の美しき事は、たとへべきやうもなし。大書院、下書院、惣體金付金ぶすま、桂田記短能がさいしきの四季の草繪也。庭には泉水立なし唐大和の樹立を植え、夏座敷と稱して、ビイドロの障子を立て、天上縁も同じビイドロにて張りつめ清水をたゝえ、金魚を放し、天帝天下の御深所でも是にはいかでまさるべき。右の外敷寄屋の構、金銀を延べたる如く、大座敷には欄間に四季の草花を彫らせ、兩えん高欄は朱ぬりに存立て、大名高家の連中方もいかで及ぶべき。表の廻り、手代座敷料理間、台所大きな事言語たえ、夫々役人を定めて内は常に市を立つ。是によつて西33ヶ所の國の大家の御用を承はり西國九州の諸大名淀屋金しやく用無きは1人もなしといえり。金銀の威勢には諸大名より御附届け家老用人のれきれきにも手をつかせ、高位大祿の御方々共ひさを組みて居る事有り」

淀屋の豪奢はこれで察せられるが、缺所になつたのはその爲のみではない。大名、公家共淀屋より金借しないものは無く、又、各藩の米賣捌は殆んど淀屋の左右する所だつたので、各藩は淀屋に大くの借金を負ひ身動きもならぬ状態だつたので淀屋を犠牲にして諸藩の財政を救つたものと思はれる。

× × ×

餘談はさておいて、この豊公の席と淀屋の席が果して傳えられる通りのものであるか、どうかは何の正確な記録もないので、判りかねる。却つて大阪の火災史を調べて見ると否定しなければならぬ資料さえがあるが、大阪の市内にかゝる愉快な茶室のあることを、しばらく傳え通りに報告し正確なことは他日を期する次第である。

×

×

×

紫煙室

千木を探して歩く話

津 田 肇

この間のことである。私が民家の研究をして居り、特に千木に関する蒐集を行つてゐるといふので、ある人達の一團が私を取囲んで千木に就いての色々な事を訊ねられた。これはその席での漫談の中から肩の凝らないような部分をつまみ出したものである。

映画セットの罪重し

この間丸の内の東日會館で文化映画「貝塚」をみた。埼玉縣に於ける貝塚を發掘する東大考古學教室の研究を描寫したものであつたが、その中に草葺根葺（屋根が地に接してゐる形式）の堀立式民家が並んでゐるところが現はれ、それには交叉上半部に秀でた千木が澤山おかれてゐた。私の長い研究蒐集の間にも、これだけの立派なものはないので、早速現場へ行つてみようと思ひ、地元の埼玉縣和土村役場に問い合わせたところ、貝塚はあるが御指示のような民家はない。まあ貝塚だけでも見に来てくれとの返事である。では他の地方にでもあるのかと、今度は映画製作者である東寶撮影所に問い合わせ、始めてその千木のある民家がセットである事がわかつた。演出者下村健二氏の手記によると、このセット家屋は東大考古學教室の〇〇〇教授の指揮を仰いで作つたのだとの事。貝塚の解説からはこれでよいのであらうが、家屋形式

としての充分な考證が足りないように思はれて残念であつた。劇映画と異なり文化映画と銘打つからは隅から隅まで眞實の充實でありたい、たとへ主題と関係のない事でも観客は色々な角度からこれを眺めてゐるのである。セットの場合はセットである事を明瞭に斷つてもらひたい、まことに人騒がせなセットであつた。

鷹伯も罪な

大分前の帝展に千木のある農家の繪があつたので、その場所を作者のH畫伯に問ひ合はせると、あれは東京府五日市の町はづれの風景で、千木は實際にはないが構圖の都合で一才取りつけたのだとの事、なる程畫伯は繪の作者である。と感じた。

千木の数がまた問題である。大體に於いて奇數といふ事になつて居り滋賀縣の2本の例、北九州の4本の例などは珍らしいとせられる。かくして數の陰陽の觀念が千木にも現はれてゐるので、近來流行の棟改造を行つていきぬきを取りつけたりする場合に限り4本とか6本とかの千木が現はれるのであるがまづ奇數を常とする。ところで最近のある展覽會に千木6本の民家の群列の日本畫が現はれた。その繪の題名によつて現場へ行つてみると——それは丹波のある村であつたが——なる程繪の通りに農家が建ちならび、道やら藪やら寸分違はないのに、千木はといふと何

れもう本である。藝術家が表現の上では何でもないのであらうが、思へば罪な畫伯の一刷毛ではある。

研究地を荒すな

信州小諸附近で採集を終へ、電車が出る迄僅か10分餘りを待つ間、その邊の人の「故郷へ送る寫眞をとつて呉れ、いくら」と私の下げてゐる寫眞機に目をつけての問ひに、商賣人ではないからロハで撮りましようといふと、それは有難いと全家族の衣裳替が始まつた、さあ大變、時間は餘すところ8分になり6分になり、しかたがないからそのわけを話して主人1人だけを撮つて歸つた事がある。この頃はどこを歩いても出征軍人の留守宅があるので民家研究者の中には、なけなしの財布をはたいて買ひ集めたフィルムを持つて、歩きながら、これらの家族の寫眞を奉仕撮影して喜んでゐる人もゐる。田舎の人達の人のよきにつひ3枚撮り4枚撮り、この子の寫眞もあの娘の寫眞も勇士のもとへとどけたいと人ばかり撮して歸つてもやつぱりよい氣もちだといつてゐる。それにひきかへ、速寫ケースをぶらさげてハイキング旁々シャッターをきつて歩く人達、キザなスタイルでまるで田舎の青年處女達の心を騒がせてゆくような振舞はまことに心なき事で、民家研究仲間の名に於いて、かかる安易研究家、似而非學者の輩出を戒めたい。家を見せてもらつたら家族の撮影ぐらいするのは當然の事でもあり貧乏な民家研究者にとつて唯一の可能なお禮の方法でもある。純眞な田舎の人達はこの當然のお禮に對

して更に野の幸山の幸をさへめぐんでくれる。その厚意を裏ぎつてあとから寫眞をとどけない人達もあるとみへて、寫眞屋さんにはだまされるという嫌な顔をする人達に出遇はす事もある。民家研究家にとって田舎は研究室である。出来るだけ多くの實例をみて、その形象や習俗に沈潜する感情を把握しなければならぬ。その研究室たる田舎に於いては田舎の人達の生活をもつて敬虔な態度で眺めてもらひたい。ほんの興味半分で1年位しか研究が續かずぐあきてしまふような人達や報告の材料を掴んだらあとは野となれ山となれ式の人達の戒心を望む。

田舎の人達に輕佻浮薄な都會生活を憶れさすような行爲や純眞な魂を傷けるような振舞は堅く慎んでももらひたい。家をみせてもらつて實測を終へたら、お禮に家族の寫眞位は撮つてもらひたい、そして忘れずその寫眞をとどけてもらひたい、若しうまく撮れてゐなかつたら詫言の手紙位は出して置いてもらひたい。

遺構を大切に

20年も前の事である。輕井澤から草津へ通ずる電車から常林寺といふ立派な千木のあるお堂をみつけたが停車場から遠いので、輕井澤の寫眞屋さんに撮影方を依頼して歸つた。3週間程後に、注文より大型の寫眞が3枚も到着したが、肝腎の千木がない。それに屋根の形も少し變てこで眞新しい、これには何か仔細もある事と問ひ合はせると、どうせ撮影するなら屋根がきれいになつてからがよからうと應々葺替の出来るのを待つて撮つたのだとの事。そして腐りやすい千木等この際除けてしまへといふわけでかくはズンペラボンの屋根が出来たのだとは、千木研究者たるもの高い出張撮影費まで拂はされて、あいた口がふさがらん始末。

こんな情ない経験のあとで山中湖畔のある農家の立派な千木のある屋

根を葺きかへてゐるところに通ひあはせ、よけいなおせつかいながら千木の貴さを脱き遺構の價値を述べておいたところ、いまだに當時そのままの千木が儼然として聳へてゐるさまは嬉しい。

仙石原ゴルフリンクのクラブハウスは山梨縣のさる舊家を購入して移轉改造したものとの事にさだめし立派な甲州流の千木がのつてゐるだらうと拜見に出かけると、あんに相違して千木の片影もみられない。たゞに千木といはず民家の古い形が次第に減るのに備へて民家博物館をつくり、各地の民家を標本的に集めようといふのは我々民家研究者一同の願望であるが、切角こうして舊家の再生利用を図りながら心なき改造が行はれたらしい事は残念この上ない。

千木は世界中に

ジョーホールは小さいながらも一王國であるが、歐洲航路の邦艦がシंगाポールに淀泊中を利用して1日で往復する事が出来る。この國の海岸には例の床を高くして梯子で登る土人の住居が旅行者の眼を惹くが、主屋は勿論半坪程の小屋にまで千木がそそりたつてゐるのはこの地方と日本との關係も思はれて、千木研究者の胸もふくらむ思ひである。

ロンドン、ケンブリッジ間のあるバス停留場に金屬製の千木があり、これはベルリン、ポツダム間の湖畔の家の千木と同形なので、貴重な實例と思はれるが、いつもこの邊は快速のバスで通過するため撮影の機會がないのでロンドンに住居せらるるM氏に一夕御馳走して撮影方を御依頼したところ快諾を得た。歸朝後待てども待てどもその寫眞は送られて來ない。これは少し愚痴っぽくなつたが、今頃はドイツの空爆であの千木など吹つとんでゐるかもしれないなど思ふ。

スイツツルのレマン湖畔の靜かなルーザンヌの町の一端の突き出た小

島のほとりに、澄みわたる湖面に影を宿してコテージがあり、彫刻のある豪華な千木が眼を惹く。10年後再遊の折探したが見つからぬ、土地の人の話ではその千木のあるコテージは毀たれてしまつたとの事、なる程その跡とおぼしきところにはコンクリート造陸屋根の家が平然としてゐた。

千木は我々の心に

しみこんで既に民族的な潜在意識にまでなつてゐるらしく、炭焼小屋肥料小屋、現場の下小屋から寄席の建物(小石川區江戸川橋と石切橋の中間に昔あつた)や線路工夫の小屋(御茶水驛と万世橋驛の中間にあり)等にみられ、前記仙石原ゴルフリンクに於いても主屋の千木は拂取はれたらしきに拘はらず園内の燈籠には意匠のモチーフとして千木が用ゐられてゐる。

神輿の屋根にはよく千木がついてゐて、京都伏見稻荷神社のそれはカリマタと呼ばれ、蛾のヒゲに似た形をしてゐる。然しなんと云つても千木の本場は神社建築で、おやしろの屋根に千木のないのは珍らしい。殊に假建物的意味を持つた神社建築には千木は絶對的である。奈良春日神社若宮のおんまつりは12月17日の寒夜を徹して取り行はせられるが、その御旅所の建物は黒木御殿で立派な千木の原始形がある。これに就いては雑誌「日本建築士」に詳報したから省略するが、先年神田鎌倉河岸にみた祭禮の假御旅所にも立派な千木が用ひられてゐた。これ等の場合すべて合掌なり檜木なりが屋根面を貫いて4尺から6尺も空高く聳へてゐる狀は、げに千木による吾等の祖先とそこに日本精神をはつきりみらる心地がするのである。(16.1.3)

「框式セキ枠」に就て

平野 彌 助

新年に當り「温故知新」を思ふとき
今より20年前に發案せられたる「框
式セキ板」に就て考へます。

既に御承知の如く現在土木並建築
工事のコンクリート工事に各地同業
者に使用せられてゐる「框式セキ板」
又は「戸板式」等とも云はれ今では
セキ枠と云へば殆んど「框式」に限
られるといつてもいいやうになつて
居りますので普通出來合のものが材
木店で賣つてゐる迄に利用されます
から其れを發案された發案者も發案
者よりの使用上に於ける注意事項も
一般に知られないことも如何と思ひ
まして少しく摘記いたして置きま
す。

發案者は當時清水組の工事長故小
島彌三久氏にして大正10年頃より模
型並實施をなして苦心改良し大正1
2年實用新案に特許局より決定を受
けました。即ち

特許出願公告決定

大正12年實用新案登録第1342號

1. 實用新案の名稱 框式混凝土樑枠

出願人 小島彌三久

大正13年5月15日

就て

發案者の

「框式セキ枠」使用上ノ注意事項

1. 實施ニ就テハ「先以テ現寸ヲ引附
ケ」定尺(2尺×6尺)ヲ成可使用
シ其他補助板ノ寸法ヲ定メ補助板
モ框式ニ製作シ取付場所ニテハ鉋
鋸ヲ絶對ニ使用セザル事ト致サレ
度(框式セキ板ヲ使用スル假枠ノ
矩計ヲ製圖シ研究スルノデス)

1. 取付ニ際シテハ框ト框ヲ釘ニテ縫
ヒ附ケ決シテハスニ釘ヲ打ツ事ナ
キ様ニ注意スルコト但シ釘ハ打掛
ケニスルカ又ハ打抜キヤリ返シニ
スルカ木壓ヲ用ヒ取外シノ際釘ヲ

抜キ取ルニ便ナラシメセキ枠ノ損
ゼヌ様ニ注意ヲナスコト

(時節柄取外シタ釘ノ始末ニモナ
リマス)

1. 取外シニ際シテハ先以テ取附アル
儘釘ヲ抜キ而シテ後押ヘ木等ヲ取
外シセキ枠ハ丁寧ニ取外スコト

(高イ處カラ落サヌ様ニスル)

1. 取付タル儘毎日コンクリート打チ
ヲナストキハ打終ト同時ニ外部ヲ
洗滌シ置クコト取外シタセキ枠ハ
直チニコンクリート附肌ノ掃除等
充分ニ注意シ破損ケ所ハ直チニ修
理シ整理シ置クコト

等

申上る迄もなく此の「框式セキ板」
の有利とするは普通の板に棧を附け
た假枠が一回の使用にも相當消滅す
るため非常に不經濟で框式なれば幾
回も使用が出來、尙コンクリートの
假枠以外にも足代板、山留板、假小
屋圍板、假設建物の床、壁、屋根等
にも流用し次々と現場に使用されま
す。

(紀元2600年式典の假天幕建の床に
敷かけました)

「框式」は板と板との接合が框によ
る爲此間に目透もなく裏棧が多けれ
ば打肌が良く出來、仕事が馴るに従
ひ手間も省かり、結局安く、良く、
早く、工事は遂行し材料の節約にな
りますので國策に副ことになり今後
共業界に多大の貢獻することと思は
れます尙一層發案者の意に従ひ施行
上改良と注意とに留意あらんことを
懇望いたします。

「框式」を製作する釘を節約する様
に工作を改良する等も考へられま
す。

尙御参考に内田祥三著「建築構造
汎論」岩波全書238頁を借用致しま
す。

近來は第320圖(2)(237頁圖ハ略
ス)の様に長さ2m巾1m位の枠に造
つて是に板を打ちつけたものを多量
に準備して置いて必要に應じて之を
組合せて使ふ方法が普通に用ひられ
てゐる。斯かる假枠は前記の(普通
板)ものに比して一層丈夫であつて
都合が良いのみならず場合に依つて
は之を歩み板などに利用する事も出
來て便利である。

(以下239頁以降参照)

關西に於ては大阪中央電話局(昭
和2年4月竣功)施工に當り初めて多
量に使用することになりました。

(15.12.21)

★紫烟室御投稿には横書16字詰
にお願い致します。

★締切は前々月1日です。

★掲載が都合で遅れる場合でも
別に通知致しませんから御承
知置き願ひます。(編輯子)

本協會員中軍務公用者氏名

前號發表後に於ける本協會員中軍務公用者下記の通りであります（受付順）

會 員 神 尾 愼 吾 君 柳 川 正 美 君

主 記 會（第1回）

時 1月9日午後5時30分—8時30分

所 いづみ（難波）

出席者 池田主記 北垣主記
中西主記 戴中主記

1. 1月例会に關する件
2. 幹事會、委員會等取扱方に關する件
3. 實行豫算編成に關する件
4. 集金方法に關する件
5. 俱樂部室閉室時間變更の件
6. 給仕解僱並採用の件
7. 創立25周年紀念事業に關する件
8. 引繼事項檢討の件

常 務 會（第1回）

時 1月13日午後5時30分—7時

所 陳列場別室

出席者 理事 片岡會長 井上副會長
常務 池田主記 北垣主記
中西主記 桐本主記
松久保主記 大下編輯 岡田編輯 小林編輯 政岡編輯

1. 宮城遙拜 最敬禮
1. 戰歿將士の英靈に感謝並に皇軍勇士の武運長久を祈願のため 默禱
1. 出征會員中の戰死者に對し 默禱
1. 昭和15年中の物故會員に對し默禱
1. 會長並に副會長挨拶

議 事

1. 1月例会に關する件
2. 幹事會、委員會に關する件
3. 引繼事項檢討の件
4. 昭和16年度實行豫算編成の件
5. 集金方法に關する件
6. 俱樂部室閉室時間改正の件
7. 給仕解僱並採用に關する件
8. 會員詮衡

報 告

1. 昭和15年度收支決算報告
2. 大日本產業報國會創立の件
3. 日本技術協會より建議に關する件

主 記 會（第2回）

時 1月17日午後6時—8時30分

所 陳列場別室

出席者 池田主記 北垣主記
玉置主記 中西主記

1. 委員、幹事詮衡に關する件
2. 建築界新體制に關する件
3. 1月例会に關する件
4. 引繼事項檢討に關する件
5. 創立二十五周年紀念事業に關する件
6. 處務細則改正に關する件

常 務 會（第2回）

時 1月20日午後6時—8時50分

所 陳列場別室

出席者 理事 今林副會長
常務 北垣主記 中西主記
戴中主記 桐本主記
松久保主記 大下編輯 岡田編輯 小林編輯

議 事

1. 委員幹事委嘱に關する件
2. 住宅委員會設置に關する件
3. 創立二十五周年紀念事業準備に關する件
4. 木材規格建議に關する件
5. 建材協定價格調査に關する件
6. 新體制委員會設置に關する件
7. 十六年實行豫算に關する件
8. 引繼事項檢討に關する件
9. 處務細則改正に關する件
10. 會員詮衡

報 告

1月例会準備報告

入 會

會 員

大木 基弘君 神戸市兵庫區湊町1ノ603ノ1（兵庫縣警察部）
佐藤 信仁君 京都市東山區山科安朱中路町26（京都市役所營繕部）
西野 清直君 住吉區北田邊町27（建築設計施工請負）
東中道公喜君 神戸市兵庫區北木通6の19の1（川崎重工業株式會社）
藤本 誠君 神戸市林田區明治通3丁目鐵道官舎21の1（株式會社大林組）
皆川 由之君 神戸市神戶區加納町6の1清水組神戸出張所内（株式會社清水組）
小笠原善清君 東區南玉造町22光藤方（自營）
若山 旅人君 吹田市片山藤ヶ丘50（長谷部竹腰建築事務所）

地方會員

小山 將秋君 東京市外武藏野町西窪354島田蔵一郎方（江貝鐵工所）

特別贊助員

池野 敏夫君 港區抱月町4の23（請負業）
河北武一郎君 京都市左京區熊野道丸太町下ル（建築材料商）
佐藤與三藏君 此花區吉野町3の22（請負業）
佐藤 常吉君 港區吾妻町1の7（同）
田中 榮藏君 港區抱月町1の4（同）

富田 勝藏君 天王寺區鳥ヶ辻33
(耐火原料販賣)
畑 喜代治君 港區南境川町2の35
(銷售業)
橋本 捨男君 府下三島郡高槻町大
字高槻291(株式會社
西本組大阪支店)
鶴島 莊介君 北花區茶園町81(請
負業)
森山 裕君 香川縣綾歌郡宇田津
町北浪字野洋瓦合資
會社内(宇野洋瓦合
資會社)

普通賛助員

中川淺治郎君 府下北河内郡大和田
村打越
西澤 保一君 尼崎市北城門103(古
川建築事務所)
西野 春夫君 住吉區南田邊西ノ町
8の1南田邊莊内(株
式會社錢高組)

退 會

會 員

流石正治君、橋浦喜一郎君、加藤米
太郎君

地方會員

中川敬三君、柳原義平君、關喜久男
君、吉村辰夫君、千草謙君

普通賛助員

河野一孝君

轉 居・轉 勤

三木 作君 東京市四谷區新宿2
の76日本電建株式會
社内
伊丹 久吉君 兵庫縣武庫郡武庫村
西富松
上村 勇君 東京市澁谷區穩田1
の1青山アパート4號
館48番戶
加田 安彦君 高知市天神町173
宮本市之坂君 和歌山市東阪ノ上町
5
小杉 憲一君 神戸市林田區長田村
口一里山1の527
伊東 進一君 堺市長曾根町2038清
川方

北野 勇君 池田市東市場67の3
小川 政男君 旭區蒲生町5の10の1
加藤喜三郎君 府下南河内郡高鷺村
字島泉108の10
谷口 治市君 滿洲國三江省佳木斯
滿洲第279部隊土居
隊
吉岡卯三郎君 府下泉南郡尾崎町宮
本丁西ノ原60
仲 忠博君 東京市大森區上池上
町775
小林 三造君 豐中市石塚區櫻塚1.
505の3
祖川 尚彦君 堺市五條通6丁58
石井 茂君 旭區今福中1の8
大津 敏夫君 吳市吾妻町(吳海軍
建築部宿舍内)
中川 重雄君 京城府岡崎町50の6
香取 彦一君 北京東城溜入胡同8
號清水組北京支店內
瀧田 定憲君 奉天市大和田區稻葉
町9
橋本 信治君 天王寺區東上町22

地方會員

手代木善根君 愛媛縣新居郡西條本
町1の2
村田富士雄君 兵庫縣加古郡荒井村
清水組作業所内
大久保幸男君 京都市上京區京都府
總務部營繕課内
吉川 治男君 川崎市貝塚151
大倉 三郎君 台北市大安十二甲27
7
土屋 功君 東舞鶴市北吸海軍館
33號
青木 太一君 富山市神通町4の948
阿部光志方
藤幸 好雄君 戶畑市天神町3の163
1
藤重士希雄君 滿洲國北安省北安滿
洲第718部隊岡本隊
中西 一郎君 新京特別市長春大街
207號日產土木株式
會社新京出張所内
小川 昌三君 札幌市南二條西九丁
目株式會社清水組北
海道支店內
品川 健次君 東京府北多摩郡昭和
村郷地229
村山 自助君 旭川市五區五條8

野本 正巳君 札幌市南七條西16丁
目
中村 武雄君 横須賀市稲岡町横須
賀海軍建築部内
福島 増三君 濟南市經三路小緯二
路西547竹中工務店
濟南出張所内

特別賛助員

杉山 彌一君 西淀川區大仁東2の6
東京電氣株式會社内
中村 正秋君 府下豊能郡中豊島村
字曾根
平尾 善保君 東京市澁谷區幡ヶ谷
本町1の61

普通賛助員

近藤 保君 京都市新町通松原南
立田 秀夫君 東京市澁谷區代官山
町10代官山アパート
25の178
水口 貞一君 奉天市大和區浪速通
46滿洲大倉土木株式
會社出張所内
上井 茂介君 吳市岩方通4の6大倉
土木株式會社吳出張
所内
寺井 廣義君 神戸市神戶區下山手
通3の34の2
中村角之助君 伊丹市新伊丹笹原町
會 員
白井 利夫君 岐阜縣稻葉郡蘇原村
陸軍空航本部各務原
建築工場内
浦野紋次郎君 河南省新鄉縣新鄉旭
川大街河南軍管理第
19工場内

改 姓 名

會 員

小澤 憲一君 (舊姓小杉)
田中卯三郎君 (舊名威左男)

死 亡

會 員

戸次 秀夫君 (昭和15年12月18日
逝去)

(謹んで哀悼の意を表す)

建築材料陳列場出品者

棚番號	材 料 種 別	出 品 者	棚番號	材 料 種 別	出 品 者
1	ブリズム、鑄造、彫刻各種硝子	岩城硝子株式會社	34	コンクリート型枠離脱劑	内外建材合資會社
2~3	ギルソイドルーフキング	大阪田島應用化工株式會社	35	ドアハンガー	平松釣戸車製造所
4	エターナイト	木下謹三商店	36	OSC建築金物	大信洋行大阪支店
5	鋼製建具建築材料	三機工業株式會社	37	大理石及人造石	矢橋大理石商店
6	建築用衛生陶器、磁器タイル	陶華商會	38		
7~8	六甲スレート日本石綿盤六甲タイル	野澤幸三郎商店	39	建築用陶器及工藝品	泰山製陶所
9 (1)	防空塗料ベトナー	清光社防空部	40	米原式武者窓、換氣天窓、防空換氣屋根	米原商店
(2)	八光クリート板、ビカベライト、ビカベ配電盤	八光建材工業所			
10	ロールブラッキング、ストップリーク	ユニオントレーディング・コンパニー	41~42	ラス類一式	奥村重兵衛商店
11	チツソライト板	日本窒素肥料株式會社	43	耐火塗料	東洋理化學工業所
12~13	色彩、彫刻硝子	大阪精工社	44~45	建築用金属材料ホワイトブロンズ水道鋼管	住友金屬工業株式會社
14	ファイバーコンデット及ファイバードクト他附屬品	株式會社影久商店	46	板硝子	日本板硝子株式會社
15	衛生器具	大阪城口研究所	47	ケンテキス	淺野物産株式會社建材部
16	電燈照明器具	林電器製作所	48	特許送風式井筒基礎工	株式會社公成社
17	衛生器具	西原衛生工業所	49		
18	耐火木材、耐火塗料	愛國化學工業株式會社	50~51	日昭ライト板、日昭化粧板	日昭ライト工業株式會社
19~20	衛生陶器及附屬品	東洋陶器株式會社大阪出張所	52	キング合成砥石、モザイク	東寶産業株式會社
21	セメント混和材コーアイラト、セメント石灰着色劑セイコーシキソ	清光社	53	石綿スレート	淺野スレート株式會社
22	内装用藥掛タイル	淡陶株式會社大阪支店			
23	モザイク・タイル	草葉陶磁器研究所	54~55	オリエンタルメタル浪板	オリエンタルメタル製造所
24	ブーバー竹筋	堀富商工株式會社	56	ベニヤ板見本ドアセクション	内外木材工藝株式會社
25	日興スレートテックス	ミヤマ商會	57	專賣特許特殊ゴム敷物	ライトラバー工業合資會社
26~27	テラカッター衛生陶器	大阪陶業株式會社	58	富士テックス、ライトテックス、スレート、コーナーボード	福島合名會社
28	タイル、テラカッター、煉瓦、合成砥石各種	大阪窯業株式會社	59	防火塗料プロテックスペルコ	大日本塗料株式會社
29			60	屋根瓦各種	高松菊治郎商店
30	テラカッタータイル	伊奈製陶株式會社	61	耐酸防水材料	田中昌司商店
31					
32	硝子製品、旭ラツカー	旭硝子株式會社	62~63	塗料及顔料	日本ペイント株式會社
33	ドアチエック、フロアーヒンヂ、スプリングヒンヂ	日本ドアチエック製作所	64	纖維製絶縁板、エムテックス	日東物産株式會社

棚番號	材 料 種 別	出 品 者	棚番號	材 料 種 別	出 品 者
65	パールワックス リノリウムワックス	金田化學研究所	92~93		
66	塗料及防腐劑	神東塗料株式會社	94~95		
67	防水劑ロータス	關城化學工業株式會社 大阪營業所	96		
68	硝子製品	株式會社島田硝子製造 所	97		
69			98	瀬戸焼瓦一式	瀬戸焼瓦關西出張所
70			99	日之出印アスファルト 加工品	日本建築紙工大阪支店
71	朝日鐵スレート、波形 スレート	朝日スレート株式會社	100	洋室家具裝飾	中原家具裝飾店
72	防空用旭暗幕	旭レール株式會社	101		
73			102		
74	エタニットパイプ	野田合名會社	103		
75	陶製階段用欄間、同床 下換氣窓	鍋要枝町工場	104		
76	左官壁材料一式	南育宏本店	105	波型石綿スレート、石 綿スレート、光り波型 ガラス	日本スレート株式會社
77	田中式防空暗幕、特許 モニノイト不燃板	有限會社田中商會	106	強性ライト	日本特殊硝子株式會社
78	放熱器、放熱管、冷媒 旁換氣設備用品	理化學興業株式會社	107	洋瓦各種	日本洋瓦株式會社
79			108	建築參考塗料見本	關西ペイント株式會社
80			A	リノリウム、リノタ イル、リノウオール	東洋リノリウム株式 會社
81			B ₁	防火浸透劑セロン	伊藤元商店
82			B ₂	美 素	美素工業所
83			B ₃	電線管及附屬品	合資會社福島商店
84~85	ルーフィング スーパーライト	佐久間工業株式會社	B ₄	リーダ液アートガン	リーダ建材工業株式會 社
86~87	ニツチクラス及硬化竹 筋	日本竹筋工業所	C ₁	造園設計圖	須藤造園研究所
88~89	町野式水道消防器具 福山式自動洗滌裝置	日本機械工業株式會社 大阪支店	C ₂ ~C ₃	ラスモザイク	日本陶織社
90	厚型スレート	厚型スレート株式會社	C ₄		
91			D ₁	やよひスレート	松井商店
			D ₂	コンヂットチューヴ	昭和コンヂット株式會 社
			D ₃	寄木床張	二 葉 屋
			南窓下		



編輯 後記

★何十萬部を月々印刷する營利雜誌でも2月號の編輯内容は謂はゞ「閑種」で埋めなければならない時が屢々あるものである。理由は種々ある事だが、最も大きな理由は、年末、年始の繁雜多忙と、それに伴ふ、印刷事務の甚しい混亂に依るのである。だから優秀な營利雜誌等では暮の12月に入ると、此様な例年の傾向を察して、特に2月號の編輯プランに奔走し始める。勿論新年號はそれ迄に萬端の準備を終へて了つて居るのは言ふまでもない事である。

★殊に當協會では此時機に新、舊の役員に移動があり、一つは去り、一つは新に登場するで、多忙が更に目まぐるしくなる。だから12月に2月號の準備に着手する事は甚だ困難であつた。1月號の事だけでも充分に手が廻り兼ねる有様であつたからだ。そんな譯で、正直に言つて2月號の編輯に着手したのは1月の中旬頃からであつた。

★少々遅れ過ぎた着手で、さぞ執筆を依頼した方々を面喰はせた事であつたらう。にも拘らず、「アパート建築」特輯號として、極めて時代に即した原稿を頂戴する事が出来て、編輯子は洵に感謝してゐる次第である。同潤會の新名氏を始め、山口氏、酒

井氏、白川氏等が各々その立場から卒直な意見を述べて下さつた事は全く何と御禮を言つてよいか解らない。西山氏の論文は早くから頂戴してゐたのであるが、都合で此號に掲載させて貰ふことにした。新進建築學徒の眞面目な所産として傾聴する値は充分あるであらう。

★さて、此號に集録發表した皇紀2600年記念事業委員會の中の、「アパート委員會」の得た案は、未だ種々の點で議論の餘地はあらうかとも思はれるが、此處に掲載し、報告とする次第である。

★口繪（アート頁）に就いては兎角の意見があつて編輯子も一番に頭を悩ますのであるが、各方面の御盡力を得て、此號にふさわしい頁を得た事は内心うれしく思つてゐる。

古建築に關する頁としては、從來、藤原義一氏に古建築新抄を御願ひして居たが、もう二、三回で大體終りになるので、何か別の角度からと思つて岡田孝男氏に「大阪の茶室」に就いて暫く稿を續けて貰ふ事にした。

★昨年度から強化された印刷紙の統制が本年度に入つても、少しも緩和される傾向はない。勢ひ、頁數の減少の問題が將來に残される事になる。従つて本年度に於ては、萬難を排して標準頁以上の増頁を避ける方針を採り度いと考へて居る。その替りと言つては妙だが、3月號から發行日を嚴守して、1日には必ず會員諸彦の机上に届く様、努める積りでゐる。御鞭撻を御願ひする次第である。

建築と社會

第24輯 第2號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢（郵税3錢）
12冊 6圓（≒36錢）
昭和16年1月25日印刷 昭和16年2月1日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印 刷 人 大阪市北區朝日ビル日本建築協會内

印 刷 所 プラトン印刷社
大阪市西區江戸堀南通2丁目13番地

發 行 所 社 團 日 本 建 築 協 會
法 人 大阪市北區中之島3ノ3 朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪39975番

特約販賣店 柳々堂書店
大阪市西區京町堀羽子板橋西
電話土佐堀2440番
振替口座大阪2084番

禁 轉 載

本號に掲載せるものは、一切これを無斷にて轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲をなすことを禁ず。

廣 告 掲 載 料 金

グ ラ ビ ヤ (第1頁)	1 頁	1 回	55,00
グ ラ ビ ヤ (第2頁)	1 頁	1 回	45,00
普 通 (後附第1頁)	1 頁	1 回	20,00
普 通 (後附第2頁)	1 頁	1 回	25,00
記 事 中	1/4 頁	1 回	20,00
ア ー ト (中 挿)	1/2 頁	1 回	20,00
表 紙 2	1 頁	1 回	60,00
表 紙 3	1 頁	1 回	45,00
表 紙 4	1 頁	1 回	80,00

廣告掲載御申込は本會へ直接願ひます。
本誌購讀御注文はすべて前金で本會直接又は特約店へ、振替貯金又は爲替で御拂込を願ひます。郵券代用は一割増、代金引換はお斷り致します。

●第二四集 第二号 掲載広告一覽（掲載順）

寧樂屋家具裝飾店

日本陶織

美素工業所

大阪窯業セメント

南満鉱業建材

中野石材店

南満建材工業所

平松釣戸車製造所

関城化学工業

浅野スレート